

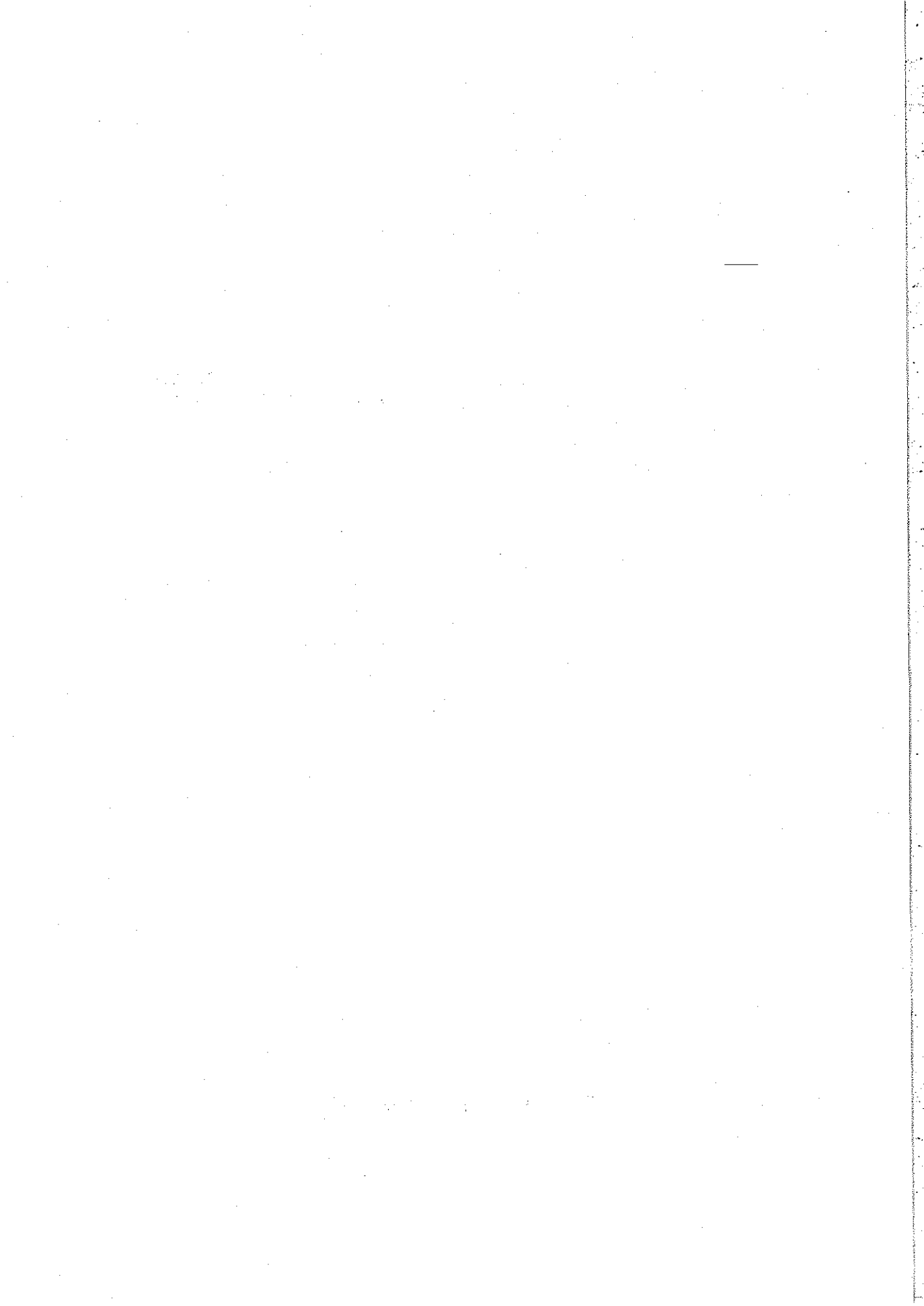
平成 7 年 12 月 20 日 開会

平成 7 年 12 月 21 日 閉会

和泉市議会第 4 回定例会会議録

第 4 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第4回定例会会議録目次

平成7年12月20日（水曜日）第1日目

○ 出席議員・欠席議員		1頁
○ 議事説明員、その他		1〃
○ 議事日程		3〃
○ 開会宣告（午前10時00分）		3〃
○ 市長開会挨拶		3〃
○ 日程第1	会議録署名議員の指名について（大谷昌幸議員・勝部津喜枝議員）	8〃
○ 日程第2	会期の決定について（12月20日～12月25日、6日間）	8〃
○ 日程第3	一般質問について	
1番に	5番 上田育子議員	11〃
2番に	20番 並河道雄議員	27〃
3番に	25番 天堀博議員	39〃
4番に	27番 早乙女実議員	44〃
5番に	26番 原重樹議員	59〃
○ 散会宣告（午後4時10分）		71〃

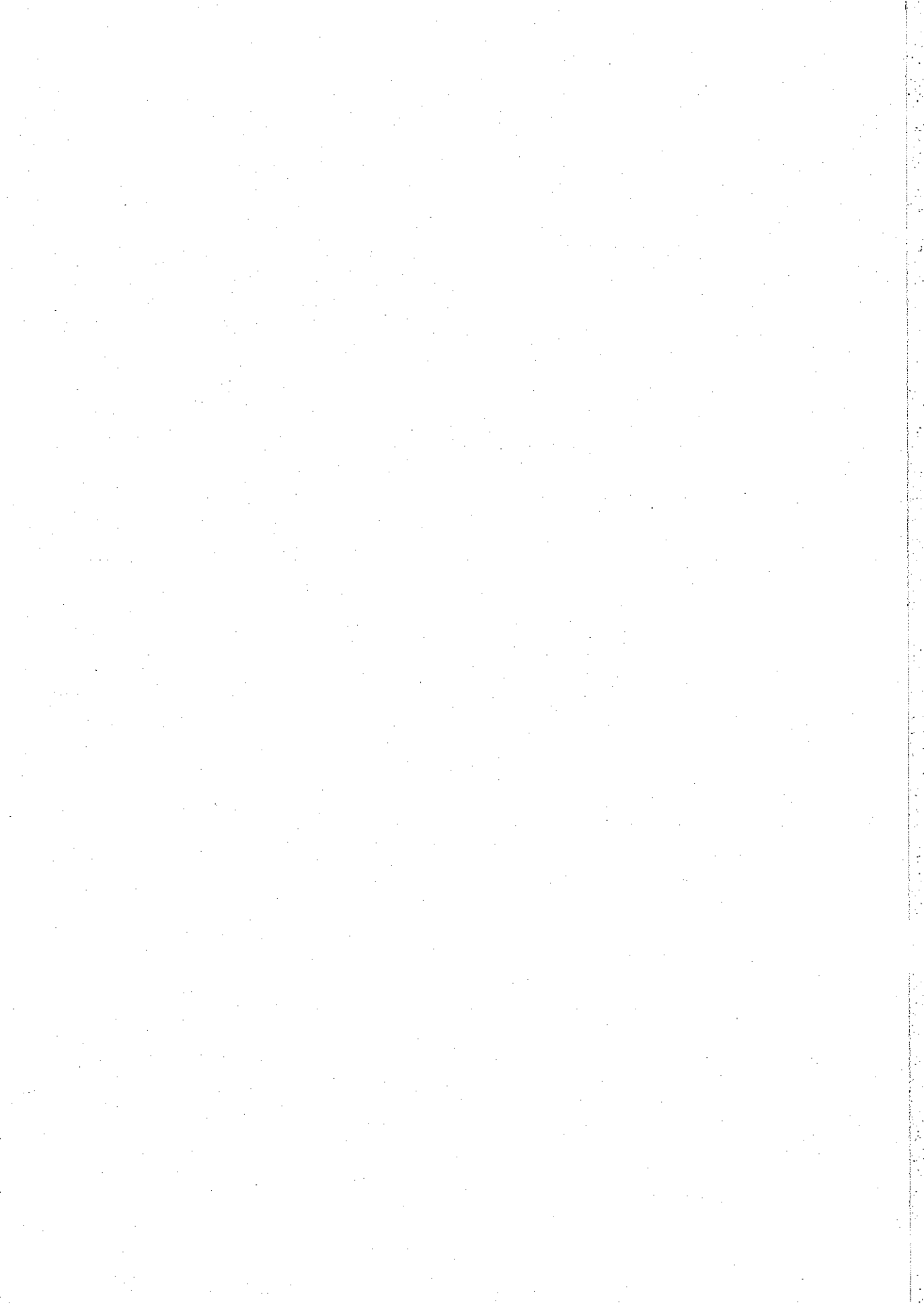
平成7年12月21日（木曜日）最終日

○ 出席議員・欠席議員		73〃
○ 議事説明員、その他		73〃
○ 議事日程		75〃
○ 開会宣告（午後10時00分）		76〃
○ 日程第1	（監査報告第33号） 例月出納検査結果報告（収入役 披 平成7年6月分）	

○ 日程第 2	(監査報告第34号) 例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成7年6月分)	一
○ 日程第 3	(監査報告第35号) 例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成7年6月分)	
○ 日程第 4	(監査報告第36号) 例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成7年7月分)	括
○ 日程第 5	(監査報告第37号) 例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成7年7月分)	上
○ 日程第 6	(監査報告第38号) 例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成7年7月分)	
○ 日程第 7	(監査報告第39号) 例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成7年8月分)	程
○ 日程第 8	(監査報告第40号) 例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成7年8月分)	
○ 日程第 9	(監査報告第41号) 例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成7年8月分)	77頁
○ 日程第10	(認定第1号) 平成6年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	一
○ 日程第11	(認定第2号) 平成6年度和泉市水道事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	括
○ 日程第12	(認定第3号) 平成6年度和泉市病院事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	上
○ 日程第13	(報告第31号) 専決処分の報告について (市営住宅の家賃滞納に係る訴えの提起)	程
○ 日程第14	(報告第32号) 専決処分の報告について (市営住宅の家賃滞納に係る訴えの提起)	84頁
○ 日程第15	(議案第49号) 災害復旧事業の施行について (垂井橋災害復旧工事)	86頁
○ 日程第16	(議案第50号) 二級河川の指定の変更に関し意見を述べることについて (槇尾川)	87頁

○ 日程第17	(議案第51号) 二級河川の指定の変更に関し意見を述べることについて (芦田川)	94頁
○ 日程第18	(議案第52号) 市道路線の廃止及び認定について (岡町1号線)	98 "
○ 日程第19	(議案第53号) 政治倫理の確立のための和泉市長の資産等の公開に関する条例制定 について	101 "
○ 日程第20	(議案第54号) 和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	109 "
○ 日程第21	(議案第59号) 助役の選任について	111 "
○ 日程第22	(議案第60号) 収入役の選任について	114 "
○ 日程第23	(議案第61号) 固定資産評価員の選任について	115 "
○ 日程第24	(議案第62号) 教育委員会委員の任命について	116 "
○ 日程第25	(議案第63号) 公平委員会委員の選任について	120 "
○ 日程第26	(議案第55号) 平成7年度和泉市一般会計補正予算 (第4号)	126 "
○ 日程第27	(議案第56号) 平成7年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)	131 "
○ 日程第28	(議案第57号) 平成7年度和泉市水道事業会計補正予算 (第1号)	133 "
○ 日程第29	(議案第58号) 平成7年度和泉市病院事業会計補正予算 (第1号)	135 "
○ 日程第30	(議員提出議案第18号) 国民の願いに応える公的介護保障制度の確立を求める意見書	138 "
○ 日程第31	(議員提出議案第19号) 食生活の安全と国民の健康を守り、食品衛生行政の充実を求める意見書	140 "
○ 市長閉会挨拶		140 "

第 1 日



平成7年12月20日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	友田博文君	16番	竹下義章君
2番	森悦造君	17番	須藤洋之進君
3番	若浜記久男君	18番	赤阪和見君
5番	上田育子君	19番	穴瀬克己君
6番	田代一男君	20番	並河道雄君
7番	松尾孝明君	21番	辻正治君
8番	中塚新治君	22番	西口秀光君
9番	讚岐一太郎君	23番	柳瀬美樹君
10番	池田秀夫君	25番	天堀博君
11番	井坂善行君	26番	原重樹君
12番	大谷昌幸君	27番	早乙女実君
13番	柏富久蔵君	28番	猪尾伸子君
15番	木村静雄君	29番	勝部津喜枝君

欠席議員(なし)

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

市長	長	稲田順三	同 財政課長	林和男
市長公室長	逢野博之	同 和対策部長	三井義秋	
同理事(人事担当)	戸口泰明	同次長兼総合調整課長	門林良治	
同次長兼人事課長	今村堅太郎	解放総合センター所長兼事業課長	池辺修次	
同人権啓発室長	山本襄	参与兼市民生活部長	麻生和義	
同秘書課長	木寺正次	同理事兼保険年金課長	長岡敏晃	
企画調整部長	森利治	同次長兼環境整備課長	和田栗登	
同理事(行政改革推進担当)	井阪和充	福祉事務所長	坂田平之	
同次長兼企画調整課長	油谷巧	同 理 事	池辺一三	
同次長兼情報政策課長	西岡政徳	同次長兼老人障害福祉課長	金谷宗守	
同次長兼女性政策課長	樋渡和子	同次長兼総合福祉会館長	高橋健	
同次長(施策推進担当)	石本博信	産 業 部 長	萩本啓介	
参与兼総務部長	神藤恒治	同 理 事 兼 農 林 課 長	松林保	
同理事(財政担当)	阪豊光	同 理 事	池辺功	
同次長兼総務課長	山下喬三	同副理事(交通公害担当)	大塚俊昭	
同次長兼契約課長	北橋輝博	参与兼都市整備部長	富田宏之	
同次長兼資産税課長	加久本良一	同理事(再開発担当)	橋本昭夫	

同理事（再開発担当）	清 王 政 志	同次長兼医事課長	尾 食 良 信
同次長兼都市計画課長	田 中 武 郎	消 防 長	一ノ瀬 喜 廣
同次長兼開発調整課長	上 出 卓	消防本部理事兼消防署長	池 野 透
同次長兼公園課長	藤 本 仁	同次長兼予防課長兼消防署長補佐	飯 坂 慶 治
コスモポリス推進部長	中 屋 正 彦	土地開発公社事務局長	北 野 喜 平
同 理 事	鈴 木 常 弘	同次長兼総務課長	植 田 眞 人
同次長兼業務課長	福 原 進	教 育 委 員 長	藤 井 謹 市
建 設 部 長	奥 村 富 彦	教 育 長	杉 本 弘 文
同理事（道路担当）	谷 俊 雄	教育次長兼社会教育部長	大 塚 孝 之
同用地室長兼用地第一課長	奥 野 義 一	管 理 部 長	鹿 嶋 賢 昌
下 水 道 部 長	藤 原 清 司	同次長兼総務課長	田 丸 周 美
同 次 長	中 野 英 二	同次長兼学事課長	着 本 直 幸
同副理事（河川水路担当）	樋 渡 顕 治	指 導 部 長	木 村 吉 男
同副理事（ふるさと総合戦略担当）	岸 本 孝 二	同次長兼指導課長	堀 川 不可止
改 良 事 業 部 長	中 辻 寿 夫	社会教育部次長兼社会教育課長	田 丸 勝 之
水 道 事 業 管 理 者	田 中 稔	同副理事兼久保徳記念美術館長	中 野 徹
水 道 部 長	仲 田 博 文	収 入 役 室 長	藤 木 意 継
同理事兼営業課長	城 前 伊 佐 雄	選挙管理委員会委員長	松 井 一 雄
同 次 長	西 尾 浩	同 事 務 局 長	着 本 善 夫
同次長兼総務課長	池 野 文 一	監 査 委 員	庄 司 清
病 院 長	竹 林 淳	同 事 務 局 長	吉 田 陽 三
病 院 事 務 局 長	谷 上 徹	農 業 委 員 会 会 長	森 口 義 忠
同次長兼総務課長	梅 山 世 紀	同 事 務 局 長	厩 田 嗣 夫

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中 野 満 男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事 務 局 長 河 原 茂 隆

参 事 山 本 茂 樹

主 幹 大 谷 幸 広

議 事 係 長 田 中 康 弘

議 事 係 主 査 田 村 隆 宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成7年和泉市議会第4回定例会議事日程

(12月20日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3		一般質問について	

(午前10時00分開議)

- 議長(若浜記久男君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには、年の瀬も押し迫り、何かと御繁忙の折にもかかわらず多数御出席くださいます、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(河原茂隆君) 御報告申し上げます。
ただいま26名全員御出席でございます。
- 議長(若浜記久男君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより平成7年第4回定例会を開会いたします。

- 議長(若浜記久男君) 本定例会に出席報告のあった者の氏名並びに本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承をお願いいたします。

なお、ここで広報広聴課より「広報いずみ」の作成に当たり議場内の写真撮影と、「声の広報いずみ」作成のため議場内の録音の願い出がありましたので、これを許可いたします。

- 議長(若浜記久男君) ここで、市長のあいさつ並びに所信表明を願います。

(市長登壇、開会あいさつ並びに所信表明)

- 市長(稲田順三君) 議員の皆様おはようございます。私は去る12月3日、和泉市長に就任いたしました稲田順三でございます。

このたびの市長選挙に際し、議員各位並びに市民の皆様方には温かい御支援、御鞭撻を賜

り、本当にありがとうございました。

私は、昨年3月末に和泉市役所を退職以来、1年8カ月にわたり、この和泉市を「すべての市民が誇りと愛着の持てる魅力溢れるまちをつくりたい」という強い決意のもとに積極的な活動を行い、多くの市民の皆様方と膝を交え、話し合いを重ねてまいりました。

おかげさまでこのたび、市民皆様方の深い御理解と絶大な御支援、御協力を賜り市長に初当選させていただき、市政運営の舵取り役を仰せ付かりましたことはまことに身に余る光栄であり、感謝に堪えない次第であります。

それと同時に、現下の厳しい社会経済情勢に鑑み、私に課せられた責務の重大さをひしひしと痛感し、身の引き締まる思いで一杯でございます。微力ではございますが、市民皆様方とお約束した事項の1つひとつを実現するため、私を初め職員一同打って一丸となり、所期の目的達成のため全力を傾注いたしてまいる所存でございます。何とぞこの上とも絶大な御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

さて本日は、本年最後の定例会をお願いを申し上げましたところ、議員皆様方には、年末何かと御多用の中にもかわりませず御出席賜り、ただいま議会が成立いたしましたことを心から御礼を申し上げます。

今回、御提案申し上げます議案は、災害復旧事業の施行について外14件、認定3件、報告2件、監査報告9件でございます。議案の内容につきましては、別途、説明させていただきますが、何とぞよろしく御審議をいただきまして、御可決、御承認を相賜りますようお願いを申し上げる次第であります。

なお、貴重なお時間を拝借いたしまして、まことに恐縮ではございますが、私の市政運営に当たっての所信の一端を申し述べ、皆様方の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

まずこのたび、任期満了により退任されました池田忠雄前市長におかれましては、5期20年にわたり市政の重責を担われ、市行政の各般にわたり堅実な成果をおさめられてまいりました。ここに、池田前市長の多年にわたる御功勞に対しまして、心から敬意と謝意を表したいと存じます。

さて、わが国におきましては、今年が戦後50年という大きな節目の年を迎え、国際化の進展を初め激動する社会経済情勢の流れの中で、政界、官界、経済界の改革が強く叫ばれておりますことは、御案内のとおりであります。

また、バブル経済が崩壊して以来、依然として続く景気の低迷や規制緩和等、克服しなければならない大きな課題が山積しております。

それらに加え、国から地方への権限委譲、すなわち地方分権が具体的に動き出しており、これ

ら諸情勢に対応した早急な取り組みが強く求められております。

一方、和泉市におきましては、市制が施行されて以来40年という節目の年を迎え、今こそ古い体質から時代に即応した新しい体質へ脱却を目指し、改革の必要なときではないかと深く思量いたすところであります。

私は、今後の市政運営に当たっては、市は、市民がつくるものという考え方を堅持し、市民皆様方との「対話と協調」を政治理念とし、市政に新風を吹き込み、合わせて大いなる主体性と強いリーダーシップで市政の刷新を図り、以下、9項目の基本政策を指針といたしまして、私たちの和泉市をだれもが住みやすいまちへ発展させたいと考えております。

第1点目は、「21世紀を展望し、都市機能の充実した快適都市づくり」であります。

自然との調和の取れた潤いのある都市機能の充実を図り、新しい豊かさを感じる活気溢れる快適なまちづくりを目指し、道路、公園、下水道など都市基盤整備を積極的に推進いたします。

特に道路につきましては、主要幹線の早期完成を図り、交通網の整備を図るとともに、市民が快適な都市生活を1日も早く享受できるよう、下水道の普及に努めてまいりたいと存じます。

とりヴェール和泉につきましては、自然や地域と調和した魅力ある都市空間としてまちづくりを行うとともに、本市の表玄関であるJR和泉府中駅周辺や他の2駅についても、住民の意向を十分尊重し、活気溢れるまちとして再生してまいりたいと考えております。

第2点目は、「人間性豊かな心を育む文化都市づくり」であります。

市民が心豊かにゆとりや潤いのある生活が営めるよう、文化の息づくまちを築いてまいりたいと考えております。

特に余暇時間の増大や生活水準の向上により今、市民の多様化するライフスタイルやライフステージに応じた学習やスポーツの機会が求められており、このため生涯学習施設の整備や充実を図り、市民の文化、スポーツ活動などの支援に努めてまいりますとともに、市民レベルの国際親善や国際交流を進めてまいります。

また、埋蔵文化財など歴史的な資源に恵まれた本市の特性を生かし、遺跡公園の整備や文化財の保存を図り、文化意識の向上に努めてまいりたいと存じます。

学校教育では、国際化や情報化社会に対応した特色のある学校づくりに努め、校舎の増改築や改修などを進め、施設の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

第3点目は、「みんなが健やかで生きがいに満ちた心かよう福祉都市づくり」であります。

高齢者や障害者の方々を初め市民の皆さんが、健康で生き生きと暮らせる真心のかよった福

社のまちづくりを目指してまいります。

特に、お年寄りの皆さんが、住み慣れた地域社会の中で安心して生活が送れるようなホームヘルプサービスやデイサービス事業などの高齢者福祉施策を積極的に推進いたしますとともに、障害者の社会参加への支援や母子福祉の充実など、きめ細かな福祉施策を推進してまいります。

また、成人病予防を初めとする市民の健康づくりを進めるとともに、地域医療の充実を図り、温かさや思いやりに溢れた社会の実現に努めてまいりたいと考えております。

第4点目は、「豊かな生活をささえる活力ある産業都市づくり」であります。

産業基盤の確立を図り、活力溢れる豊かなまちを築くため、地域経済を支える商店街や地場産業の発展は非常に重要であります。

そのため商工会議所との相互協力のもと、各種融資制度の活用や地場産業の育成を行い、地元商工業の振興発展に努めてまいりたいと考えております。

また、和泉コスモポリス先端技術産業団地の形成により、産業基盤の充実や雇用の促進を図ってまいります。

農林業の振興については、農道や水路、ため池など農業基盤整備に努めてまいりますとともに、農協と連携して大都市近郊に位置する本市の特性を生かした農業振興施策を実施いたしてまいりたいと考えております。

第5点目は、「人と自然が共生し、地球にやさしい環境都市づくり」であります。

水と緑に恵まれた豊かな自然環境を大切に、地球に優しいまちづくりを進めたいと考えております。

自然環境破壊が地球的規模で進行する中で、良好な自然環境の保全と緑の創造が強く望まれており、本市においても、トリヴェール和泉やコスモポリス事業などのプロジェクトを推進しておりますが、このような都市化の進展においても、和泉の恵まれた自然環境を生かしつつ、人と自然が共生できるまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

また、道路や公園での植樹を推進し、都市緑化に努めるとともに、ごみ対策についても、減量化、資源化を図り、環境問題を市民の身近なものとして積極的に環境保全に取り組んでまいりたいと存じます。

第6点目は、「平和と人権が保障される平和都市づくり」であります。

すべての差別をなくし、人権が尊重される平和で心触れ合うまち、すべての人々がお互いに人権を尊重し合い、差別のない明るいまちを築くため、同和問題や障害者問題の解決に積極的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

非核平和については、市民に平和の尊さを考える機会を提供し、核兵器廃絶平和都市宣言の理念の普及に努めてまいります。

第7点目は、「男女が共に社会を支えていく男女協働都市づくり」であります。

家庭や職場、地域などあらゆる分野で男女がともに参加し、社会を支えていく男女協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

特に女性問題についての理解や関心を高めるとともに、女性団体・グループへの支援や女性が集い学習する場の提供を図るとともに、女性の自立や社会参加を促進し、男女協働社会の実現に努めてまいりたいと考えております。

第8点目は、「災害に強い防災都市づくり」であります。

あらゆる災害から市民の生命と財産を守る災害に強いまちを築くため、防災対策の基本となる地域防災計画を見直し、その充実に取り組むとともに、総合的な防災体制の確立に努めてまいりたいと考えております。

また、万が一の大災害に備え、水や食料など災害用物資の備蓄や避難所の拡充に努めてまいりますとともに、防火水槽の増設や防災用資機材の整備充実に取り組みたいと存じます。

さらに、まちづくりにおいても道路や公園などの整備を進め、防災空間の確保を積極的に図ってまいります。

最後に第9点目は、「市民参加と市民サービスの市民都市づくり」であります。

市民を大切にし、市民の立場に立ったまちづくりを進めるためには、市民との対話を重視し、市民と行政がともに考え、ともに責任を分かち合う市民参加のまちづくりを積極的に進めてまいりたいと考えております。

また今日、市民ニーズも複雑多様化し、行政が取り組むべき課題も増大しつつあり、しかも、現下の厳しい社会経済情勢のもと、これら諸施策を賄う市財政は極めて脆弱であります。

市民の立場に立った市民サービスの提供を図るため、私は、限られた財源で最大の行政効果をおさめ得ることができるよう、市役所の体質改善と行財政改革に全力を尽くしてまいり所存であります。

以上、私の市長就任に当たっての政治理念と基本政策について、所信の一端を申し述べさせていただきます。何とぞ議員各位におかれましては、私の意のあるところを御理解賜り、温かい御指導、御鞭撻のほどをお願いを申し上げます、はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。御清聴、ありがとうございました。



○ 議長（若浜記久男君） 市長のあいさつ及び所信表明が終わりました。

それでは、これより日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

本件は、会議規則第103条の規定に基づき、12番・大谷昌幸議員、29番・勝部津喜枝議員、以上、2名の方を指名いたします。

○ 議長（若浜記久男君） 次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、さきの議会運営委員会の決定に基づき、本日から12月25日までの6日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月25日までの6日間と決定いたします。

一般質問発言者及び発言の要旨

（平成7年第4回定例会）

発言順	1	発言者	上田育子議員
発言の要旨	1.	「みんなが健やかで生きがいに満ちた心かよう福祉都市づくり」について	
	2.	「豊かな生活をささえる活力ある産業都市づくり」について	
	3.	「人と自然が共生し地球にやさしい環境都市づくり」について	
	4.	平和と人権が保障される『平和都市づくり』について	
	5.	「男女が共に社会を支えていく男女協働都市づくり」について	

発言順	2	発言者	並 河 道 雄 議 員
発 言 の 要 旨	<p>市長の所信表明について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 行政改革について 2. 交通公害対策について 3. 防災問題について 		

発言順	3	発言者	天 堀 博 議 員
発 言 の 要 旨	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市長の市政運営の基本について <ul style="list-style-type: none"> — 市政への新しい風、刷新 — 2. 「住民こそが主人公のまちづくり」について 3. 平和問題について <ul style="list-style-type: none"> (1) 行政の取り組みの基本について (2) 沖縄県での米兵による少女暴行事件に関連して 		

発言順	4	発言者	早乙女 実 議員
発言の要旨	市長の所信表明について		
	1. 「人間性豊かな心を育む文化都市づくり」について 2. 「みんなが健やかで生きがいに満ちた心かよう福祉都市づくり」について		

発言順	5	発言者	原 重 樹 議員
発言の要旨	同和行政について		
	1. 差別問題について 2. 空家募集について		

○ 議長（若浜記久男君） 日程第3「一般質問について」を行います。
最初に、5番・上田育子議員。

（5番・上田育子議員登壇）

○ 5番（上田育子君） おはようございます。5番・上田育子です。新しい市長が就任をされて、最初に一般質問をさせていただくことを大変嬉しく思っております。ただいま9項目の所信表明がありました。新しい市長のもと、新しい観点で新しい和泉市に生まれ変わっていくことに大変期待をしているところです。

それでは、ただいまから市長の所信表明の中で5点にわたって一般質問をさせていただきたいと思います。

今年の1年は、地震に始まり、そしてオウム事件があり、さらに、戦後50年ということで日本人の歴史観が根本的に問われ、世界の中で日本が本当にこのままでいいのか、日本人の意識や平和感覚について、私たちが戦争を引き起こしたときのマインドコントロールから脱皮できるのかどうかも含めて問われてきました。

また、地球環境の中で一生懸命に能率を求め、技術革新を求め、生産性を追いつめて開発に次ぐ開発をしてきたことが、本当に子供たちの未来にとって、そして、人と地球が21世紀、22世紀へ向けて本当に共生できるのかどうかも問い直された年であったと考えます。

和泉市政としても40周年の年ではありますが、今までその路線のもとに突っ走ってきましたが、今一度立ち止まり、市長、理事者の皆さんとともに議会、市民が一体になって根本的に見直し作業をしていくべきではないか、そのような観点から質問をさせていただきたいと存じます。

第1番目には、「みんなが健やかで生きがいに満ちた心かよう福祉都市づくり」について表明をされました。

この間、老人保健福祉計画について、私たちは審議会を含めて討論をし、つくってまいりました。それから現在、新しいゴールドプランも策定をされ、和泉市でも、その見直しが問われている時期であります。

この老人保健福祉計画の見直しについては、それぞれのデイサービス、ショートステイ等々で働いている皆さん方の意見、また、実際に利用されているお年寄りや家族の方々の意見、まだ施設ができていない地域や、施設を利用していない人々の意見も十分に聞いていかなければならないと考えております。

そこで、その見直しの時期と、見直しの重点目標、その策定方法についてお聞きをしたいと思います。

そして、この項目の2点目には、和泉市には、ようやくこの老人保健福祉計画に基づいて、「高齢者福祉の手引き」がつくられました。しかし、一貫して議会が求めてきた「福祉の手引き」、特に障害者に関する手引きは数年前につくられたままで、新しく変わった内容については、障害者1人ひとり、また、保護者の方には手渡されていません。和泉市に引っ越して来られた方が戸惑うばかりであります。

この点につきまして、一たん、3年前ですか、福祉の手引きの予算を付けていただいたにもかかわらず、作成する人がいないということで予算が流れた過去があります。この点について予算を復活され、作成して下さるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

3点目は、障害者基本計画について、前市長の体制の中で「作成をする」と担当課からは回答を得ていますが、市長が代わられましたので、障害者基本計画についての見通しと、障害福祉課を中心とする人的な措置についてお伺いをしたいと思います。

そしてまた、本年度から全身性のガイドヘルパーを実施する、ということで約束をしていたが、予算も付いておりますが、まだガイドヘルパーの実施が行われていません。この見通しについてお聞きをしたいと思います。

さらに、知的障害者のガイドヘルパーはまだ制度化されていませんが、知的障害者だけが取り残されているという実態の中で非常にニーズが高まっています。その点についての見通しもお聞かせください。

次に、ミニ授産所の問題ですが、大阪府の基準としては、7人枠の下にさらに5人枠の基準をつくられました。予算も引き上げられておりますが、これに準じて、和泉市としてどのように考えておられるのか。

そして、ミニ授産所については、もう認可の授産所以外はつぶしていきたい、ということが担当課から述べられたということで、関係者は非常に不安に思っています。このミニ授産所の展望についてもお答え願いたいと思います。

大きな2番ですが、「豊かな生活をささえる活力ある産業都市づくりについて」所信表明をされました。

その中で商工会議所との協力を強調されておりますが、実際にそこで働く人たちあるいは労働者団体との協力については一貫して触れられておりません。この点については、産業都市づくりの中での労働組合の果たす役割をどのように考えておられるのか。

大阪府の労働部におきましては、この間、新しく労働組合作成の手引きをつくり、労働事務所等で配布をされています。こうした働く人の人権を大切にしていく立場での労働組合の育成または都市づくりに対して、大阪府では、それぞれの審議会に労働組合の代表の意見も十分取

り入れ、職場の中で権利問題あるいは障害者の問題、福祉の問題等を協力体制として位置付けております。そのような都市づくりへの労働団体の参加についてどのように考えておられるのでしょうか。

この豊かな生活を支える産業都市づくりの3番目ではありますが、昨年、商工課の方で労働実態調査をしていただきました。その中で特に退職金について、常雇いでは、80.4%が退職金の制度化がされているが、パートタイマーは、11.9%しか退職金の制度化がされていない、というデータが出ています。

このたび、退職金の中退金制度が変わりました。同じおカネを掛けてももらう額が少なくなっている。同じ額をもらおうとすれば、あと1,000円上乗せをしなければならないという事態になっております。そうした中で和泉市のパートタイマーを含めた中小企業者に対する退職金助成制度の改善が求められるところですが、それについてどのように考えておられるのでしょうか。

特に退職金の助成制度については、企業規模において助成額が違っております。しかし、和泉市の調査によれば、企業規模が例えば1人から2人のところで「退職金の制度なし」が83.3%。30～99人の規模で92.9%になっています。100～299人でも83.3%がパートタイマーの「退職金の制度なし」という数字が出ています。その意味からも300人までは中小企業とみなし、助成も含めて退職金の制度化が必要ではないかと思いますが、その点についていかがでしょうか。

さらに、パート法定とともに和泉市の商工会議所、泉大津の商工会議所、さらに、泉佐野の商工会議所の方では、多額の助成金がパート法実施、適正な労働条件の確保のための財源として出されていると思います。その活用状況と援助額について、もしわかれれば教えていただきたいと思います。

大きな項目の3点目「人と自然が共生し、地球にやさしい環境都市づくり」についてであります。

環境基本法が制定され、大阪府でも熊本県、川崎市に次いで全国の都道府県をリードする形で昨年2月25日、大阪府環境基本条例が制定されました。人が大地、空気、水などの限りない資源の恵みのもとで生命を育み、歴史を刻んできた。この中で科学技術の発達をもとに生活の利便性が飛躍的に高められた半面、資源の大量消費をもたらすと同時に、生態系にも影響を及ぼすことになり、生命の源である地球の環境を脅かすまでに至っている。かけがえのない地球を守り、健全で恵み豊かな環境を保全しながら将来に引き継ぐことが私たちの願いであり、責務である、という素晴らしい前文で始まっています。

その中では、大阪府の責務とともに各市町村においてこの条例を具体化する責務、そして、市町村に見合った環境総合計画をつくっていかう、とうたわれています。この精神に基づいて、この間、和泉市で行われてきた開発あるいはリゾート構想について質問したいと思えます。

和泉ラーバンライフリゾート構想の変遷と進捗状況について簡単にお答え願いたいと思えます。

さらにこの間、1億円以上の調査費等がこの計画のために費やされたと聞いてますが、その実態についてもお伺いをしたいと思います。

それと、槇尾川ダムの問題と川の改修工事の進捗状況と見直しについてお伺いをしたいと思います。

それから、和泉市の総合計画の関係であります。第3次総合計画で行ったアンケート調査に次のような数字が出ています。「和泉市の将来像をどのように考えるか」という質問に対し、「緑豊かな都市」を支持した人が最も多く64.7%、「便利な生活都市」が38.2%、「災害のない都市」が37.1%、「福祉都市」が27.7%。それについて和泉市の解説では、地区別でもすべての地区で「緑豊かな都市」が1位になっており、多くの市民が、大阪平野から丘陵をはさんで和泉山脈に伸びる地域を生かし、緑地環境ネットワークを形成する和泉市の将来像が望まれている、としています。

こういった市民ニーズも含めて和泉市としては、環境基本総合計画と同時に、既に大阪府の条例を踏まえて豊中市でつくられている環境基本条例について、開かれた都市づくりとして、市民の皆さんとともにつくっていく気持ちがおありかどうか、伺いたしたいと思います。

4点目は、「平和と人権が保障される平和都市づくり」についてです。

和泉市は、1988年12月、和泉市市民人権意識調査結果の報告をされています。私が議員になる前なので知らなかったのですが、この間、見ることができました。この中で障害者問題、女性問題、部落問題、在日韓国朝鮮人問題の4つのテーマにわたって調査結果の報告をされています。

その中で在日朝鮮人韓国人の差別については、「差別がある」と答えておられる方が7割以上であります。「差別の原因がどこにあるか」という質問に対し、「社会にある」という回答も70%程度になっています。しかし、年代別に60代、70代の方については、「差別の原因が社会にある」というのは圧倒的に少なく、20%ぐらいになっています。

さらに、公務員に関しては、「差別の原因が社会にある」という認識、そして、差別があるという気持ちが相当高くなっています。その「差別が社会にある」と答えておられる公務員の

多数の意識を和泉市としてはどのように分析をされているのか。一体、どこに差別があると思われるのか。

さらにまた、障害者については、目標はありませんが、福祉プランが既につくられており、女性についても、女性施策がつくられてまいりました。そして、部落問題についてもこの間、いろんな形での対策を考えてこられました。しかし、この在日韓国朝鮮人問題については、まだまだ不十分であります。この差別をなくしていくための長期計画をどのように考えておられるのか、お聞かせください。

特に子供の権利条約が制定され、その中で民族教育においても、初等教育はすべて義務教育で無料とすべき、という趣旨に見合い、各県、各市において改善が行われています。民族朝鮮人学校に関しても、日本人と同じ義務教育に必要とする予算、例えば1人当たり11万、12万円という金額が江戸川とか神奈川で示され、それに人数を掛けた予算が算出をされているという実態であります。この点について、和泉市はわずか20万円の補助金しか出していません。これを大幅に変えていく必要があると思いますが、この点についてお答えください。

5点目は、「男女が共に社会を支えていく男女協働都市づくり」についてであります。

つい最近、北京の女性会議において行動綱領が再度、確認をされております。その中で1995年までに政策決定レベルで女性の比率を30%にするという国連社会経済理事会の目標はほとんど達成されていない、ということから始まり、具体的に①意思決定者になるための訓練を女性にも保障すること②公務員の職、民間セクター、政党、専門家の協会、労働組合その他非政府組織など、すべての分野のあらゆる職業において平等なアクセス参加及び機会を提供し、立法及び行政措置が取られなければならない、という行動目標が掲げられております。

ところで、前の池田市長は、和泉市の審議会の中で「女性の比率を20%以上にしたい」と言われました。新しい稲田市長の時代になって大変期待をしていますが、具体的にこの比率を何年までにどのようにされようとしているのか。

さらには、特別職をあと2名補充をされる、と聞いてますが、その特別職の中に当然女性が入るものと、所信表明を聞きながら期待をしていたところですが、今後の見通しについてお答え願いたいと思います。

さらに、部長級についても、何年までにどのようにされようとしているのか、その決意も聞かせていただきたいと思っております。

さらに、和泉市の職員の中で今、女性の比率がどれぐらいであり、今後の採用枠をどのように考えておられるのか、この点についてもお聞かせ願いたいと思っております。

答弁いかんによりましては、自席からの再質問をさせていただきます。よろしくお願ひいた

いたします。

○ 議長（若浜記久男君） 理事者答弁。

○ 福祉事務所次長（金谷宗守君） それでは、上田議員さんの大きい第1点目の御質問に対しまして、福祉事務所金谷からお答えを申し上げます。

まず第1点目、和泉市老人保健福祉計画の見直しの重点目標等でございます。

本件につきましては、さきの厚生病院委員会協議会におきまして御報告を申し上げましたように、今年度に一定の予算を計上しながら着手できない状況に至っております。その主な原因は、公的な介護保険の導入が政府で検討されていることにあります。つまり、公的介護保険を導入するかどうか、また、その介護保険をどのようなものにするか、ということによって、必要とされる保健福祉サービスの内容あるいは質や量が大きく変わってまいりますので、老人保健福祉計画に重大な影響を及ぼすこととなります。

しかしながら、介護保険をどのようなものにするか、について現在、検討されている状況におきましては、どのような保健福祉サービスを幾ら提供するかという見通しが立ちません。厚生省も、計画の見直しのガイドラインを提示できない状況でございます。

したがって、介護保険制度案が固まり、国あるいは府からの計画の見直しのガイドラインが示され次第、現在の見通しでは、来年の夏ないし秋と考えておりますが、そのころに計画の見直し体制を整えまして、介護保険の導入を前提とした老人保健福祉計画の見直しに着手をしたいと存じます。

また、計画の見直しの方法でございますが、現在あります老人保健福祉計画の策定手順に準じて行っていきたいと考えております。

次に、2点目の福祉の手引き関係でございます。

2、3年前、福祉全般にわたる福祉の手引きを発行すると申し上げながら、昨年度、高齢者保健福祉の手引きの発行にとどまっていることをまず、お詫びを申し上げたいと存じます。

当時、市の福祉計画の策定あるいはそれに引き続きまして老人保健福祉計画の策定を行い、また、これら2つの計画の策定によりまして、障害者や老人の福祉ニーズが急速に増加をいたしてまいりました。そういうことで現在、日常の業務処理で手一杯の状態でございます。また、今後も老人保健福祉計画の見直しを初めといたしまして、新規事業や在来施策の充実が目白押しでございます。障害者の福祉の手引きの発行につきましては、その実施を視野に置きながらも、当面、より緊急度の高い老人保健福祉計画の見直し等緊急度の高い事業をまず、優先をしてまいりたいと存じます。御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、3点目の障害者計画の策定関係でございます。

障害者計画を策定するかどうか、ということでございますが、本市におきましても、和泉市としての障害者福祉計画を策定する必要がある、という認識でございます。

そこで、その計画の策定の時期でございますが、先ほど申し上げましたように高齢者保健福祉施策に一大変革をもたらすと思われる介護保険の導入が計画をされておりますことから、まづもって、老人保健福祉計画の見直しを行い、しかる後に速やかに障害者計画の策定に取り組んでまいりたいと存じます。

また、その内容あるいは策定方法につきましては、まだ現在、策定に向けての十分な研究を行っておりませんので、確たることは申し上げられませんが、おおむね老人保健福祉計画の策定手順に準じて行うのが適当ではないかと考えております。

次に、4点目のガイドヘルプ関係でございます。

まず、全身性障害者ガイドヘルパー派遣制度の創設でございますが、福祉会館の事業といたしまして本年9月、全身性障害者ガイドヘルパー養成講習を行うなど、実施に向けて諸準備を進めてきたところでございます。

そこで、その実施時期でございますが、来年1月から実施をいたしたいということで準備を進めております。

また、その派遣要件といたしましては、従来の盲人ガイドヘルパーの制度でございますが、その制度をより拡大して一定、充実したものにしている予定でございます。

なお、この業務に従事していただくガイドヘルパーの登録者数は現在、27名でございます。

次に、知的障害者ガイドヘルパー制度でございますが、その実施に向けて今後、研究検討すべき課題であると考えております。

次に、5点目の無認可授産所というか簡易心身障害者通所授産事業運営費補助関係でございます。

去る10月の府の制度改正並びに予算の補正を受けまして、本市でも制度改正が必要であると考えているところであります。作業所の通所最低人員数が、従来の7名以上から5名以上に緩やかになりましたことも含めまして、府の制度の改正に準じて今月中に改正を行いまして、各作業所などに通知をいたしてまいりたいと存じます。

次に、ミニ授産所のあり方についての市の理事者の見解でございますが、議員さんがおっしゃいますように、市の方針として無認可の授産所の廃止を目指す、と申し上げたことはございません。府の見解として、認可された授産施設を新設する中で、無認可の施設の整理統合を目指したい、というお話があった、ということは申し上げました。

その際、本市としての考えでございますが、無認可の作業所にもそれぞれ独自の考えなり運

営方針がございます。したがって、府の言うように単に整理統合するというのではなく、認可と無認可のそれぞれの授産所の連携や協調の上に立って障害者福祉の向上を目指したい、と申し上げたところでございます。今後も、同じ方針で両者の連携、協調の上に立って福祉の増進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○ 議長（若浜記久男君） 次。

○ 商工課長（米田 浄君） 商工課にかかります御質問に対しまして、商工課米田よりお答えを申し上げます。

まず、1点目の活力ある産業都市づくりの推進をしていく上で労働組合の参加や意見反映をしていただきたい、という点に対しては、今後、和泉市の産業は、コスモポリス事業の推進等により地場産業を通しての活性化を進め、活力ある産業都市づくりを目指す中で、先生のご提言を踏まえ関係部局とも協議検討をしてみたいと考えております。

2点目の中退金制度の改正されました主な内容といたしましては、加入掛け金の下限額が、従来、1カ月4,000円であったものが、この12月1日以降加入されます企業については5,000円に改正されたものでございます。

また、それに伴いましてパート労働者に対する上限額が、従来、3,000円のものが4,000円に改正されております。

この改正によりまして従前よりの加入者につきましては、平成9年11月30日までは、従来の4,000円での継続加入が可能ですでございますが、退職金の一時金を計画どおり受け取るには、掛け金の変更をする必要があると思われまます。

したがって、今回の改正に伴う本市の考え方といたしましては、退職金制度を設けていない事業主に対して、中退金共済に加入を促進するために設けました制度でありますので、事業主の負担を少しでも軽減すべきであると考えております。近隣各市町の動向も見ながら関係課と調整し、前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

なお、パート労働者を含めました加入促進につきましては、今後も積極的に取り組んでまいり所存でございます。

3点目の商工会議所への補助ということでございますが、お尋ねの事業は、短期間労働者雇用管理改善事業いわゆるパート労働者の雇用管理改善事業かと思えます。これにつきましては、今年度は、和泉市、泉佐野、大阪府の飲食組合の3団体が、労働省いわゆる大阪府の婦人少年室の承認等を受けまして事業を進めております。これはパート労働者を雇用している事業主団体への改善事業でございます。

事業の中身といたしましては、事業計画の策定、雇用促進のための委員会の開催、情報提供、講演会等がございます。今年度は、事業主へのアンケート調査もしたように聞いております。

なお、助成補助金の内容でございますが、1年間の事業費は、パンフレットの作成や講演会等の講師謝礼金、また、その事業を進める上での従事職員の人件費等も対象になります。和泉商工会議所では、今年度は、1,600万円の事業に対して1,000万円の補助が受けられるように聞いております。

以上でございます。

- 議長（若浜記久男君） 次。
- 企画調整部次長（石本博信君） 大きい3番目のまず1点目のラーバンの変遷と進捗状況でございますが、かいつまんで申し上げたいと存じます。

御承知のとおり本構想は、本格的な週休2日制の到来をにらみまして、スポーツ、レクリエーションを中心に人々が気軽に繰り返し訪れ、自然に親しみながら質の高い都市的サービスが提供されるリゾートとして整備すべく、昭和62年に第三セクター方式によりまして、構想実現に向け和泉市外25団体で構成する和泉ラーバンライフリゾート推進協議会（後に推進機構と名称を変更）で検討を進めてきたところでございます。

御質問の進捗状況ですが、平成3年には、本構想を取り巻く環境の変化によりまして、全体計画のうち松尾寺公園区域、事業認可区域を除く45haの区域を第1期計画区域と位置付け、事業化を図ることとしました。

それ以後、計画案の検討、地権者の意向調査、事業採算性等を検討してきたところでありますが、バブル崩壊後の社会経済状況を受けまして、民間主導の事業展開は非常に厳しい状況にあることから、現在、一定、公的資金を導入して事業を展開していくのかが課題となっているところであります。

2点目のこれら事業に要した費用ですが、市と企業で負担した事業費につきましては、昭和62年から平成6年までは事務費で1,641万3,000円、事業費としては、1億3,734万1,000円を使っております。中身は、基本計画の策定、事業化の調査、地元地権者の意向調査、環境アクセス準備調査等に費やしたものであります。

以上です。

- 議長（若浜記久男君） 次。
- 河川水路課長（井阪 弘君） 河川水路課の井阪でございます。ただいまの3番目の「人と自然が共生し、地球にやさしい環境都市づくり」の中で槇尾川ダム並びに河川に関して御答弁

を申し上げます。

まず、1点目のダム計画の意義、目的でございます。槇尾川は、その源を槇尾山に発し、大津川へと注いでおります。この川に流入しております父鬼川、東槇尾川を含めますと、河川延長27.4km、その流域は56.7km²となります。

この流域は古くから水害に見舞われておりまして、近年では昭和57年の台風10号による豪雨や、本年7月の梅雨前線豪雨により家屋の浸水、護岸の崩壊等の被害を受け、かねてから大阪府では、災害復旧事業等による小規模な改修を進めているところでございます。

しかしながら、本河川の延長が長いこと、また、河川沿いには住宅等が密集していることなどで、短期間で河道拡幅を主とする抜本的な改修が困難な状況下であり、苦慮されているところであります。したがって、早期の治水対策としてダムによる洪水調節が必要であり、治水としての第一義である住民の生命と財産を守り、安全で快適な生活を実現するという大きな目的がございます。

なお、治水事業計画と合わせまして、できる限り自然環境を保全していくことも念頭に入れ、検討してまいりたく存じます。

次に、2点目のダムの進捗状況についての御質問でございますが、現在のところ、先ほど申し上げました目的のため、ダムの候補地を選定する事前の調査でございまして、平成6年度までの調査内容としては、主にボーリングなどの地質調査を行っております。今後、府では、ダム計画を具体化する上で基本的調査及び設計に取り組む予定でございまして。

次に、3点目の河川改修の進捗でございます。まず、本市が管理します河川については、準用河川が3河川、普通河川が11ございます。このうち準用河川は、トータル6,500mぐらいの距離がございまして、そのうち整備されている分については、平成6年度見込みで約4,000m、約80%ぐらいになろうかと存じます。もう一方の普通河川については、延長が大体40km、整備率が約3,200m、9%ぐらいになろうかと存じます。

以上でございます。

- 議長（若浜記久男君） 次。
- 人権啓発室参事（藤原包正君） 4番目の「平和と人権が保障される平和都市づくり」について、人権啓発室藤原よりお答えいたします。

まず、差別についての原因でございます。在日韓国朝鮮人差別について、公務員は、その原因が「社会にある」と答えております。市では、社会の中にあると言われる差別の原因と解消のための施策をどうしたか、ということでございます。

まず、差別についての原因であります。日本に住む外国人に多い在日韓国朝鮮人は、1910

年の日韓併合以来、日本がとった植民地政策によって土地、食料を奪われ、生産基盤を破壊され、祖国を離れることを余儀なくされた人々とその子孫であります。

戦後、社会情勢の大きな変化のため、祖国での生活基盤を失い、やむなく日本に残らざるを得なかった多くの人々がいます。現在、日本に定住する韓国朝鮮人の多くは、こうして日本に残った一世や二世、三世であり、日本語を話し、日本人とともに社会の一員として暮らしている身近な外国人であります。侵略の歴史を反映した偏見や差別意識が残りに残っていると考えられます。

また、その差別解消のための施策であります。前回のアンケート調査の結果を踏まえ、それ以前から実施してきた市内19校区を巡回する校区研修会を一層充実したものとすべく、市内町会連合会等で組織する人権啓発推進協議会を中心に取り組んできました。また、人権を考える市民の集いにも積極的な参加を要請するとともに、差別の根源が社会にある、という認識のもとに人権全般にわたって啓発を強化すべく5年前、市の行政組織として人権啓発室が設置されました。

さらに、人権行政の方向性を明らかにするため、行政内組織である人権啓発推進本部では、平成6年6月、人権啓発基本方針を策定、職場推進を中心として啓発に努めております。

以上であります。

- 議長（若浜記久男君） 次。
- 指導部次長（堀川不可止君） 民族教育につきまして、指導課堀川よりお答えさせていただきます。

民族教育につきましては、自国の文化と伝統を学び、それらへの理解と敬愛の念を深めることで民族の自覚と誇りを培うとともに、他国、他民族の文化伝統も尊重し、共存し得る人間の育成を目指す教育であると考えております。

すべての子供たちが民族としての自覚や誇りを持ち、文化、歴史について理解を深めていくとともに、それぞれの国の固有の文化、歴史等の正しい認識と理解を深めていくことが大切であると考えております。今までも補助金増額についてお受けしておりますが、引き続き研究検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解願いたいと存じます。

- 議長（若浜記久男君） 次。
- 企画調整部次長（樋渡和子君） 5番目の第1点目、政策決定の女性参加の状況と比率の達成目標はどうか、ということについて、女性政策課の樋渡よりお答えいたします。

各種審議会等への女性の参加は、女性の地位向上を目指し、その意見を反映させるためにはぜひとも必要な施策でございます。平成7年6月1日現在、和泉市の場合、議会の女性議員

の比率が11.5%、各種委員会は7.5%、附属機関は15.9%という女性比率になっております。

この数値は、女性プランの策定年度に従って徐々に参加を計画し、プランの最終年度には、国や府と同じようなレベルの30%を努力目標といたしたいと思っております。

以上でございます。

○ 議長（若浜記久男君） 次。

○ 市長公室次長（今村堅太郎君） 5点目の「男女が共に社会を支えていく男女協働都市づくり」の中で人事に関する質問が何点かございましたので、人事課今村からお答えをさせていただきます。

まず、部長職への女性の登用でございますが、部長職に限らず管理職への任用につきましては、能力の実証に基づくことが基本であり、その職責にふさわしい資質、能力を備えていることが要件であり、男女の別は問わないことが、地方公務員の任用の原則になっております。

しかしながら、本市だけでなく、府内自治体においても概して女性の管理職は少なく、職務内容においても、その多くは庶務事務あるいは窓口業務といった定型的な職務に就いているのが現状でございます。換言すれば、地方公務員制度としては男女平等の理念が先行し、職場の実態がこれに伴っていないという状況でございます。

このような状況は、男性職員の意識や姿勢あるいは女性職員自身の現状維持志向というか、そういった問題が重なって生み出されてきたのではないかと思います。人事管理上、一朝一夕には解消し得ない難しい問題だと考えております。

今後、女性職員の能力を十分に発揮させることは、少ない職員で行政を効率的に運営していかなければならない状況のもとでもありますし、行政改革を実施していくときでもあります。女性職員の能力開発育成に力を注いでいく必要に迫られているところでもあります。

人事担当としては、女性職員の能力開発、育成を妨げている原因について議論検討を重ね、大いに女性職員を活用し、職域職制の拡大に努めてまいりたいと考えております。

続いて、職場における女性職員の割合、数字の問題でございます。全職員ということでございますと51.7%となりますが、一般行政職という単位では、47.7%という数字になってございます。

以上でございます。

○ 議長（若浜記久男君） 市長。

○ 市長（稲田順三君） 稲田からお答え申し上げます。

特別職の選任に当たって女性の登用を考えたことがあるか、ということでございます。

特別職の選任に当たっては、男性に限って考えるということではないわけでありまして、広

く私を補佐していただける人材を求めておりましたが、追加議案を作成させていただいておりますとおり、結果的には、適任者が男性であったということでございます。よろしく御了解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

- 議長（若浜記久男君） 上田議員。
- 5番（上田育子君） まず、1点目であります。公的介護保険の問題で大幅に変わるのでまだ見直しを進められない、というお答えがありました。確かに大きな要素であることは認めます。この策定をしていく方法については、前回と同じ手順で考えている、という答弁がありました。

私も老人保健福祉計画の審議会の委員に入れていただいて審議に参加しましたが、全般的に勉強不足の状態の中で、専門的な知識を持っていらっしゃるのは行政関係の方だけ、ほとんどは、折角、審議会の委員が20名余おられましたが、皆さん方の積極的な御意見が十分反映しきれなかったと思っております。

前にも言いましたように女性施策の場合は、行政の要員の確保もしていただいたことも原因かと思いますが、全般にわたるテーマを分けての繰り返しの勉強会あるいは施設の見学会等の中で自習も含めて提言がつくられ、施策に反映するため、1年以上かかっていたのではないかと思います。

老人保健福祉計画が既に実施をされて見直し段階にきている中、その手順についても、現実これでうまくいくかどうかのチェックも必要かと思えます。その点では、できるだけ早い時期に、できるだけ開かれた審議会で、しかも、行政の下請け機関ということではなく、積極的に民間人あるいは学識経験者を登用する中、逆に問題点を一杯出してもらい、それと行政がキャッチボールをしていくやり方が好ましいと考えております。できるだけ審議会の内容を充実させていただくことを要望しておきます。

福祉の手引きについては、たしかこの前の予算を流したときもお詫びをしていただき、今回もまた、お詫びをしていただきました。私に幾らお詫びをしていただいても、息子が心臓にペースメーカーを付けているが、堺にいたときは、その障害に対してどのような行政のいろんな減免とか支援があるのか、全部聞かせてもらいましたが、和泉市に来たら何も聞かせてもらえない、えらい損をした、と叱られています。

福祉施策は、申請をして初めて援助が受けられる制度となっております。情報が少なければ、折角の制度があっても活用できない。和泉市の福祉はおくれているということにつながってきます。仕事一杯あってできないということですが、せめて障害者の問題だけでも結構で

す。老人が既に先行しているので、早急に母子福祉と福祉についても順次、福祉の手引きをつくっていくことが必要だと思います。具体的に時期等について聞かせていただきたい。

それから、障害者基本計画についても、老人の福祉計画の見直しが終わってからでないといけない、というお話がありました。老人福祉計画にしても、障害者福祉基本計画にしても、障害福祉課というものが、市民のニーズにこたえられるだけの人員配置がされていないところに根本的な問題があるのではないかと。「みんなが健やかで生きがいに満ちた心かよう福祉都市づくり」ということで市長が出されておりますが、常に問題になっております老人障害福祉課の人員の補充を市民が心待ちにしています。障害者の基本計画も老人保健福祉計画とともにスタートすることを願っていました。

先ほどの答弁にもありましたように窓口の日常業務に終われ、頭を働かせて計画を立てる、たくさんの人を集めていろんな意見を聞くという手間暇掛けた女性政策みたいにできない、と言われますが、市民が求めているのは、やはり手間暇をかけた心通う福祉都市づくりでありますので、その点の要員確保の見直しについて、ぜひ市長から答弁をお願いしたいと思います。

時間がありませんので、全部まとめて再質問をさせていただきます。

2点目の「豊かな生活をささえる活力ある産業都市づくり」について、退職金制度の見直しを近隣の市町と相談をしながら前向きに考えていきたい、という答弁がありました。

和泉市の場合、たしか200人以上の企業に対して助成が行われていないと思います。助成が行われている近隣各市もありますので、見直しの際には、中小企業全体が退職金制度の適用で助成が受けられるような配慮と、国の補助も含めて退職金助成促進に向けての施策をぜひつくっていただくようお願いをしたいと思います。この制度の見直しをやっていただくことも含めて要望しておきます。

労働組合の育成について原課から答弁がありましたが、市長の所信表明の中では、商工会議所との連携ということがありました。今は、55年体制も古くなってしまい、労使対立という組合もほとんどなくなり、むしろ和泉市の産業のまちづくりの発展のために労使が手を結び合うことが、本当に血が通った産業都市づくりにつながっていくのではないかと。泉大津市では、早くからこのような形の中で地場産業だけでなく、日本に羽ばたく繊維産業が労使の協力でできてきていると見えています。

その点では、労使と行政の協力という立場について、市長は、今後の長い市政の中でどのように位置付けをされようとしているのか、答弁をお願いしたいと思います。

3点目の「人と自然が共生し、地球にやさしい環境都市づくり」については、ラーバンライフについては、昭和62年から現在まで土地の面積としては250haが現在56ha、既に決まったと

ころが10.5haということで大きく改変をされてきています。その中で1億数千万円が消えてしまった、と先ほどの答弁から受け取るしかありません。

環境の変化とかバブルの崩壊を言われておりますが、こういった開発リゾート計画は、当然、時代とともに変わっていくわけでして、人と自然が共生する地球に優しい環境都市づくりから言えば、単にラーバンライフリゾート構想の問題だけでなく、この間、和泉市が進めてきた開発については、環境基本法なり大阪府の環境基本条例の視点のもと、和泉市全体が環境を守っていく基本的な条例と構想を市民の皆さんと一緒につくっていく、見直すことが、税金のむだ遣いをなくすためにも、市民ニーズに合った和泉市の緑豊かなまちづくりという将来像を描く多くの方のニーズにも合うのではないかと考えます。

この点についても、市長として和泉市の環境基本構想という新たな視点から開発計画をつくり変えていくことについてどのように考えておられるのか、答弁をお願いしたいと思います。

私の意見としては、槇尾川ダム問題にしても、この前の委員会で申し上げた槇尾川の改修工事にしても、自然の生態系を大切にしたいという親水性があり、そこにとんぼや魚などいろんな動植物が繁茂、成育し、子供が川辺で楽しめるといった観点から進められていないし、計画も立てられていない。この点についても、根本的な見直しが必要という意見だけ申し添えます。

ラーバンライフに関しては、現在、56haのうち10.5haについて具体的に着手をしている、というお話がありました。残った46haをどうするのか、についても、地権者の意見は聞かれておりますが、地元の方や市民全体の要望は聞かれていないと思います。聞くところによると、できるだけ自然を生かした公園にしたい、ということですが、その点では、安心をしています。第三セクターに委託をし、大きなおカネを注ぎ込みましたが、できるだけ和泉市が主体になり、子供たちが自然にいそしめる内容の自然公園にしていきたいことを強く要望しておきます。

それから、平和と人権の関連ですが、この間、政党のトップを争う方も含め民族問題に関して他国から批判されるような、かつてのマインドコントロールがまだ解けていない歴史観が国際的に問題にされております。その中で和泉市の人権問題、何が差別の原因であったか、という極めて明快な視点に立ち、本当に和泉市が市政全般にわたって民族差別をなくする施策をやっていただけのではないかと期待をしています。

民族教育についても、単に民族学校に対する補助の増加といった問題だけでなく、日本人の学校の中においても民族学級なり、あるいはそのための人員配置をしていただきたい。国籍条項が、和泉市の採用試験では撤廃をされている、という答弁もこの間、いただいているところです。しかし、在日韓国朝鮮人の方は、まだ1人も職員におられません。具体的に採用枠を決

めていただき、人権啓発や子供たちの教育の場に在日外国人、韓国朝鮮人の方も積極的に参加をしてもらえる施策をぜひともお願いをし、この件については、要望にとどめておきます。

5点目は、「男女が共に社会を支えていく男女協働都市づくり」ということでは、女性の参画も特別職について一応、検討はしたということですが、見当たらないのは大変残念です。

今、庁舎におられる方を教育をし、意思決定機関に参加をしてもらうことも大切ですが、民間人の中で婦人部活動をしてこられた方あるいは学校教育に責任を持って携わってこられた方等、優秀な女性管理職発掘の基盤も十分あるかと思えます。その点についても、十分念頭に入れて探していただきたい。

この30%ということですが、助成政策課長が言われた年度、時期がわからなかったので、その点だけ要望以外に再質問をさせていただきます。

- 議長（若浜記久男君） 答弁。
- 福祉事務所次長（金谷宗守君） 福祉の手引きの具体的な日程ということですが、先ほど申しあげましたように今、具体的な日程を申しあげられる段階ではございません。今後、検討してまいりたいと存じます。
- 議長（若浜記久男君） 市長。
- 市長（稲田順三君） 上田議員さんの3点の件について、私の方からお答え申し上げたいと存じます。

今、金谷次長からお答えを申しあげましたように福祉問題につきましては、時代の流れとして重大に受け止めなければならない。平成6年でしたか、12.6%、8人に1人が65歳以上の老人、2020年には25%、4人に1人という重大な時期を迎えます。本当にきめ細かな対策が必要であると考えております。

具体的な人員の問題であります。私自身、適材適所の少数精鋭主義を貫いていきたい。組織機構等を見直す中、本当にこれでいいのか、ということも含め十分頭に入れて検討してまいりたいと考えております。

2点目の労働組合の関係でありますけれども、労働組合も当然、経営者とともに発展、繁栄していくのが原則であろうと思えます。そういう立場から今後は、商工会議所ともしっかりと連携を強化する中でともに話し合いの場を設けていきたい。

私も和泉市内を回らせていただきました。繊維産業を初めとして地場産業は本当に厳しい局面にあるわけでありまして、何とかこれらの発展、繁栄を考えていきたい。そうなりますと、やはり商工会議所等との話し合いを通じ、お互いに発展させていくのが原則であろうと思えます。その点についても力を入れていきたいと存じます。

それから、環境問題であります。御指摘のとおり、和泉市の特性として豊かな自然がある。これは和泉市にとって重要なことでありまして、この自然と共生、発展していく施策の展開が当然必要であろうと考えております。確かに開発と環境の保全という命題がありますが、和泉市の特性である豊かな自然を大事にしながら発展、繁栄を考えていきたいというスタンスでありますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

- 議長（若浜記久男君） 次。
- 企画調整部次長（樋渡和子君） 上田議員さんのプランの年度はどうか、ということで女性政策課樋渡よりお答えいたします。

プランの最終年度までには、とお答えいたしました。プランは10年間を計画しておりますので、平成17年までとなります。附属機関や行政委員会は、4年であったり5年であったり、1年であったり任期が違いますので、任期が終わって新しく入れてもらうときに要請しております。一応、最終年度の10年後をめどに30%の努力目標ということでお答えをいたしました。

- 5番（上田育子君） 結構です。

○

- 議長（若浜記久男君） 次に、20番・並河道雄議員。

（20番・並河道雄議員登壇）

- 20番（並河道雄君） 20番・並河道雄です。通告順に従って、質問の要旨を述べたいと思います。

最初に、行政改革について。21世紀を迎える土音の響きの中で今、和泉市は重大な岐路に差し掛かっているように思います。ベルリンの壁の倒壊に始まった東西冷戦の終焉、バブル経済崩壊による不況の長期化、流動する政局の昏迷など国内外の動向は、まさに歴史的な転換期と言えるでしょう。

また、関西国際空港の開港を契機に従来の北高南低型から脱皮し、大阪府南部に位置する泉州地域の発展のあり方が大きく注目される中、さらに、地方分権やリストラなど行政改革の波が高まり、住民ニーズも一段と高度化、多様化するなど、今、和泉市のまちづくりと行政の将来像が鋭く問われている時代であります。

このようにして和泉市が、そして、和泉市を取り巻く環境が大きく変わろうとしているこの時に、稲田市長、あなたが登場された次第であります。こういった意味において、稲田市長は、21世紀を生き抜く和泉市の礎を築くための役割と市民の大きな期待を担って誕生されたわけであります。

こうした情勢を踏まえられてのことか、市長は、今回の選挙活動の中で行政改革を強く取り

上げられていたようであります。ちなみに池田前市長におかれましても、行政改革については、本年3月に開催された第1回定例会における市政運営方針の中で、厳しい財政環境を踏まえて行財政改革の推進を重要課題に掲げ、市民主体の行財政運営の実現を目指す、と表明をされました。

この間、私も組織機構や民間活力の導入などについて、一般質問を通して指摘をさせていただいたわけですが、その後、行政改革推進担当を中心に内部協議などが進められてきたように聞いております。そこで、その取り組みがどのように進められているのか、お尋ねをいたします。当然、いろいろ検討を加えられていると思いますが、その内容等がまとまっておれば、それらについてもお示しを願いたいと思います。

次に、交通公害対策についてでございます。

1番目に、放置自転車追放についてお尋ねをいたします。駅前に大量に放置されている自転車がある日、突然姿を消し、数台の大型バイクと何台かの自転車がポツリと取り残された光景を目にすることがときどきありますが、市が放置自転車を一斉撤去した後であります。数日後にまた、数十台の自転車が放置されるということがしばしばありましたが、放置自転車の追放を主目的にした改正自転車法が昨年12月に施行されて1年になりますが、その後の取り組みをお示しを願いたい。

2番目に、駐車問題についてであります。駐車問題については過去、私も一般質問をした経過がありますが、本市においても、公団住宅を中心に違法駐車が目立ち、事故も続出していると聞き及んでおります。先進都市では、抜本的な方策を講じ、解決を図っておりますが、社会問題になりつつあるこの違法駐車をこのまま放置していいものかどうか、遅々として進まない駐車対策について、関係部局のお考えをお聞きをしたい。

最後に、防災問題でございます。あの悪夢の阪神大震災より1年がたとうとしております。今年もあとわずかとなりましたが、来年こそは、明るいニュースの多い良い年でありますようお願いしているわけであります。

防災問題については、本年第1回定例会でも提言、意見を数多く述べました。大阪府下でも調べて見ますと、FM放送で防災情報を(守口市)、地震対策冊子全戸配布(門真市)、備蓄品を大幅増強、毛布、食料品など1万人分の支給確保(寝屋川市)、防災訓練の充実(交野市)、空き教室を備蓄倉庫に(枚方市)など種々取り組んでおりますけれども、私の議会での提言、意見に対し、その取り組み、進捗状況を新市長誕生のこのとき、市民が安心して暮らせるまちづくりのためにも明確にお答えを願いたいと思います。

以上、自席での再質問の権利を留保し、趣旨説明を終わります。

- 議長(若浜記久男君) 理事者答弁。
- 企画調整課参事(出合優二君) 第1点の行政改革の取り組みがどのように進められている

のか、ということにつきまして、企画調整課出合より御答弁申し上げたいと存じます。

ただいま議員さんからも申されましたように本年度、行政改革推進担当を設置し、6月には、市長が本部長となります行財政改革推進本部を開催いたしまして、効率的な行財政運営のあり方といった観点から、関係部課との協議検討を踏まえながら取り組んでいるところでございます。

並河議員さんからただいまもお話ございましたが、本年3月議会におきまして、財政の脆弱体質からの脱皮を図るには民間委託や職員定数、機構改革のあり方の検討といった御提言をいただいているところでございますが、どうしても本市の問題点、課題となつてまいりますのは、組織機構の簡素化や民間ノウハウの活用などにあることは、御指摘のとおりであります。

その中でも組織機構につきましては、近年における行政需要の多様化等によりまして、複数の部課が関係いたしますいわゆる横割り機能を必要とする開発問題、福祉施策、また、環境問題等が数多く発生いたしまして、年々、増加する傾向にございます。

しかしながら、縦割り組織の弊害等から全庁的な協議調整機能がうまく働かず、その結果、施策の進展に影響を及ぼす事例も少なからず見受けられることなどから、組織を横断的に調整する機能の強化が、組織機構を考える場合の最大のポイントであろうかと認識しているところでございます。

また、公共施設の管理運営等につきましては、全市的に利用されております施設の種類、また、規模を勘案いたしまして、既に一部の施設で採用されております管理公社方式等も含めた検討もベースにしながら、目下、協議を重ねているところでございます。

いずれにいたしましても、今後、こうした観点から鋭意研鑽を加えながら、ますます複雑多様化する住民ニーズに円滑に対応し得る行政機能の構築に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上、御説明申し上げます。

- 議長（若浜記久男君） 次。
- 交通公害課長（岩崎充男君） 御質問の2番目の交通公害対策についての1番目、放置自転車追放につきまして、交通公害課岩崎よりお答えをいたします。

まず、取り組みの経過でございますが、御指摘のとおり平成6年6月20日、自転車の安全利用の促進及び自転車等の総合的推進に関する法律（通称＝新自転車法）が施行されました。それに伴いまして平成6年第4回定例市議会におきまして、和泉市自転車等の放置防止に関する条例を可決御決定いただいたわけでございます。

これを受けまして平成7年2月、和泉市自転車等放置防止対策審議会を2回、開催をさせていただきました。この中で和泉府中駅周辺と信太山駅周辺のJR沿線及び泉北高速鉄道の和泉中央駅周辺と光明池駅周辺の4駅につきまして、放置禁止区域の指定の御答申をいただいた次

第でございます。

なお、この中で信太山駅周辺のみが本年6月1日実施。その他の3駅につきましては本年4月1日、禁止区域の実施をいたしているところでございます。

こういう状況の中、本年4月から条例施行に基づきまして、自転車等の放置防止対策を開始をいたしたわけでございますが、それらの概要は、市内全戸を対象にお知らせチラシを配布をし、各駅前でキャンペーンを実施をし、利用者への周知徹底を図ってまいりました。同時に放置自転車等の強制撤去等を開始した次第でございます。

それらの取り組み状況を簡単に御説明を申し上げます。11月末現在、撤去台数が自転車で2,194台、ミニバイクで245台。返還の台数は、自転車が1,101台、ミニバイクが234台。返還率は、自転車が50.2%、ミニバイクが95.5%となっております。

なお、返還をするとき、利用者から撤去保管料等として自転車1,500円、ミニバイク2,500円徴収いたしておるわけでございますが、これらの撤去保管料が自転車で165万1,500円、ミニバイクで58万5,000円、合計223万6,500円を徴収済みでございます。

この結果、放置状況が4駅でかなり改善をいたしている状況でございます。問題は、放置禁止区域の指定を打っていない北信太駅周辺でございます。現在、北信太駅周辺には、たくさん放置自転車があります。交通安全対策上、非常に問題があると認識いたしております。しかし、同駅周辺には駐輪場が4施設しかなく、合計の収容能力も1,150台分しかない。無料駐輪場を設置しておりますが、それを加えても300~400台が不足をし、それが放置状態になっております。

禁止区域の指定をして取り締まりを強化しますと、比較的近距離の自転車利用率は減少しますが、それでも基本的には、駐輪場が不足をしている状況でございます。

そこで平成7年度、和泉市民営自転車等駐車場整備促進事業補助金という制度をつくりまして、民間の駐輪場の整備に取り組んでおるところでございます。この受け皿としての駐車場整備が完了次第、北信太駅周辺を放置禁止区域に指定をし、他の駅と同様の対応策を講じる予定でございます。よろしく御理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

- 議長（若浜記久男君） 次。
- 産業部参事（黒川一成君） 続きまして、2点目の駐車場問題につきまして、交通公害課黒川より回答申し上げます。

現在の車社会の進展に伴いまして駐車需要が増大をしており、駐車場整備の必要性が強く求められているところであります。本市におきましては、特に公団等の開発によります集合住宅地においてこの問題が深刻であり、車庫スペースの不足による交通問題や日常生活に支障を来すこととなってきております。

この集合住宅地の車庫スペースの確保につきましては公団に要請もしているところであり、公団におきましても、自治会と協議しながら増設を図っております。鶴山台住宅では、本年度までに賃貸住宅3,284戸に対しまして1,840台の整備がされております。しかし、まだまだ絶対量としては不足しているのが現状でございます。このため、今後とも引き続き増設に努めるよう要請を行ってまいります。また、市としても駐車マナーの向上啓発に努めるとともに、関係機関と協議をしながら取り締まりの要請等を行ってまいります考えでございます。

以上でございます。

- 議長（若浜記久男君） 次。
- 企画調整部次長（油谷 巧君） 3点目の防災問題につきまして、企画調整課油谷からお答え申し上げます。

本市の防災対策につきましては、本年1月17日の阪神・淡路大震災を教訓といたしまして、これまでおおむね5年ごとに風水害対策を中心に見直しを行ってまいりました本市の地域防災計画につきまして、震災対策を重視した計画へと早急かつ抜本的に見直し、その充実を図っていくとともに、この計画に基づく総合的、体系的な震災対策を進めてまいる必要があると考えているところであります。

しかしながら、本計画につきましては、大阪府の地域防災計画との整合を図る必要がございます。この大阪府の計画が本年度から来年度に掛けて見直す予定ということで、現在、その作業が進められております。本市といたしましても、来年度早々から大阪府の見直し作業との連携、調整を図りつつ、精力的に本市防災計画の見直し作業に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

このように本市の地域防災計画の見直しを行ってまいりますには、府の地域防災計画との整合性という点から時間的配慮を必要とするものでございます。この動きとは別に、今回の大震災を教訓に早急に見直しを図っていくべき部分がございますことから、並河議員さんの御提言も参考とさせていただきながら、本年度におきましては、次に申し述べます点につきまして取り組んでまいったところでございます。

まず、防災に対する心構えといたしまして、市民に対して啓発を兼ねた防災ハンドブックを作成、全戸配布を行いますとともに、避難所の見直しにつきましても御案内のとおり、地震を初め大火災、風水害等すべての災害に対応できるよう収容人数、防災空間、炊き出し能力等に加え、小中学校が地域のランドマークとなることから一定の見直しを行いまして、市内の全小中学校を避難所に指定をしたところでございます。

初動体制につきましては、発生後の職員参集、情報収集等が重要となりますことから現在、検討を重ねておりまして、初動体制の確立に鋭意取り組んでいるところでございます。

去る10月29日には、初動体制の確立、市民の防災意識の啓発、職員の防災意識の高揚を図る

ため、本市の防災活動のかなめとなります消防本部及び消防団の協力のほか関係機関の参加を得まして、震災に焦点を当てた本市防災訓練を実施したところでございます。

訓練内容につきましては、災害発生時の初動体制の確立、情報伝達収集訓練を初めといたしまして、緊急輸送路の確保、救出救護訓練等でございます。また、市民の参加による初期消火訓練も合わせて実施をしたところでございます。

また、自衛隊の災害派遣につきましては、自衛隊法施行令の改正によりまして派遣要請が一定、簡略化されたところでございます。本市といたしましても、大規模災害時での自衛隊の機動力が重要であるという観点から、日ごろの緊密な連携を図る目的で、今後、防災会議への参画を要請していきたい、ということで検討してまいりたいと考えてございます。

備蓄につきましては、災害による被災者の発生に備えまして、毛布、食料等について年次的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。備蓄物資の保管場所につきましては、平成8年度には、市域が南北に細長い形状をしていることから、平地部、丘陵部、山間部と3つに大別いたしまして、各1カ所を確保していく考え方でございます。小中学校の空き教室を有効利用する方向で教育委員会と調整を行っている現状でございます。

次に、情報収集伝達につきましては、当面、市内の中学校区を1つの単位といたしまして、災害時の情報収集伝達手段であります防災行政無線の配置を進めたく現在、検討を行っているところでございます。

また、災害対策本部事務局である企画調整課に消防本部の協力を得まして消防無線を配備し、災害時には、市内9個分団の消防団及び消防本部の無線交信を傍受し、被害情報を収集する体制をとってございます。

なお、今後も消防本部と緊密な連携を図りながら、情報収集伝達体制の確立を検討してまいりたいと考えてございます。

最後に、災害時のボランティアの関係でございます。広域の大規模災害では、1市での対応でなく、府県レベルでの広域的観点からの取り組みが必要であろうということから現在、大阪府を中心にして各市町村及び日赤が一体となりまして、防災ボランティアのあり方について検討を行っているところでございます。本市といたしましては、今後、府と協調を図りながら鋭意進めてまいりたいと考えているところでございます。

- 議長（若浜記久男君） 並河議員の一般質問の途中でありますが、ここで、お昼のため1時まで休憩いたします。

（午前11時53分休憩）

○

（午後1時00分再開）

- 議長（若浜記久男君） 午前に引き続き、一般質問を行います。並河議員の再質問から願

いをいたします。

○ 20番（並河道雄君） それでは、再質問をいたします。

1点目の行革でございますが、いろいろ努力されていることは一定、評価したいと思います。行革推進担当の方から取り組みについての現況の説明がございました。私は、高齢化社会への対応といった観点からも、単に人を減らして人件費を浮かすという短絡的な考え方でなく、公共施設等の管理等に高齢者の専門的な経験を生かすことも考えて見る必要があるのではないかと考えています。

既に戦後生まれの人が総人口の半分を占め、これからニューファミリー層の時代を迎えることとなります。また、20年後には、これらの層がほぼ60歳代になるので今後、さらに高齢者の比重が高くなり、高齢者社会に急ピッチで突入していくこととなります。そうした高齢化に対応するためにも、公共施設の管理等の面において、高齢者の働く場として、また、社会参加の場として提供することが必要ではないかと考えておりますが、その点はいかがお考えか、お尋ねをいたします。

それから、公害関係でいろいろ御答弁をいただき、取り組んでいる状況は理解をするわけでございますが、答弁としては、もう少しいい答弁が欲しいと思ったのが事実でございます。北信太駅については受け皿の問題等が残っており、依然、自転車の禁止区域が決まっておりません。民間に対して要請をしているということですが、いつを目途にされているのか。

それから、駐車場問題ですが、非常に社会問題になりつつあります。数字でお答えしていただいた中でちょっと聞き漏らしたんですが、鶴山台の賃貸でいろいろ努力されてますが、まだ入居戸数の57%ぐらしか駐車場が確保されておりません。入居戸数の100%が確保されても足りない状況です。

参事と一緒に先進都市へ見に行きまして勉強した経過もありますが、いろんな抜本的な努力や実態調査もされております。本市でも、市域の駐車場の時間帯の駐車状況や違法駐車のマッピングの資料収集などがされているのかどうか。まず、そこから入らないと、対応策が練られないと思っておりますが、その辺について再度、お伺いをしたいと思います。

それから、防災問題でございますが、3月議会でいろいろ提言、意見を申し述べました。刷り合わせの中でもお聞きもしましたが、非常によく勉強されておりますし、一定の評価しております。予算面の苦しい状況も聞かせていただきました。私が提言した内容から漏れている部分もありますが、それはやはり予算とか厳しい面があるからと理解しております。

そこで、取り組まれた中で3点ほどお聞きをしたいと思っております。1点目は、備蓄をされる、ということですが、その内容とか数量。

また、備蓄の場所としては、空き教室を利用されて避難時の品物を確保したい、ということですが、具体的にどこの空き教室を利用されようとしているのか。

それから、自衛隊法施行令が改正され、自衛隊の要請の簡略化がされた、ということですが、当市にも信太山の自衛隊がありますが、具体的にどのように簡略化され、どのように内容が変わったのか、お伺いをしたい。

- 議長（若浜記久男君） 理事者答弁。
- 企画調整課参事（出合優二君） 行政改革について、2点ほど再度の御指摘があったと思います。企画調整課出合より御答弁申し上げます。

まず、1点目の単に財政効率化という安易な合理化に傾斜することなく、という御指摘につきましては、私どもも今後、事務事業の見直し、行政改革を検討していく上で最も大切にしていかなければならない基本であろうと認識いたしております。今後とも、そのことを旨として取り組んでまいりたいと考えております。

また、もう1点の施設の管理運営面において高齢者の方々にも参画を求めていくべきでは、ということにつきましては、既に一部シルバー人材センターを活用した取り組みなどが行われている分野もございます。高齢化社会を迎えた今日、高齢者の方々の知識と経験を生かし、生きがいを高め、高齢者の社会参加を進めていくことは、今後の施設運営のあり方等を考えていく中では、行政として真剣に受け止めていかなければならない課題であると認識いたしております。今後、こうした観点に立ちまして検討してまいりたいと存じておりますので、よろしくお願いたします。

- 交通公害課長（岩崎充男君） 2点目の北信太駅周辺の駐輪場の件につきまして、交通公害課岩崎よりお答えをいたします。

駅周辺の地主さんで事業を計画されている方がいらっしゃいまして、その方と具体的な事業化につきまして、私どもと調整協議を進めているところでございます。

いつごろになるのか、というめどでございますが、当然ながら、7年度中の完成をめどにして調整作業を進めていたわけでございますけれども、諸般の事情がございまして、8年度へずれ込まざるを得ないのではなからうかという状況でございます。できるだけ早い時期に受け皿となる駐輪場を整備し、北信太駅周辺を禁止区域に指定をし、他の駅と同じ取り扱いをしたいということで努力をしていきたいと考えてございます。よろしくお願いをいたします。

- 産業部参事（黒川一成君） 駐車場問題の実態調査につきまして、交通公害課黒川より御回答申し上げます。

実態調査につきましては、本市の駐車対策の基本方針の策定に向けまして、JR各駅前及び鶴山台を対象地域として調査を行ってございます。調査の内容といたしましては、路上における違法駐車的时间別、路線別の調査を既に行ってございます。また、駐車場施設の把握調査、ドライバー並びに駐車場経営者等のアンケート調査も行っているという内容でございます。

以上でございます。

○ 企画調整部次長（油谷 巧君） 防災問題の3点にわたる再質問につきまして、企画調整課油谷よりお答え申し上げます。

まず、第1点目の備蓄物資の内容と数量についての御質問でございますが、年次を追って段階的に備蓄をしてみたいと考えてございます。

毛布については、1,800枚を予定してございまして、現在、約300枚程度の蓄えがございまして、残り1,500枚を逐次、購入しながら備蓄をしてみたい。

また、災害時の非常食としては、コメ、缶詰、アルファー米、粉ミルク等がございまして、備蓄食料となりますと、長期保存、品質管理、ボリュームの問題など、災害時の状況を考慮しますと長期保存に耐え、調理が比較的簡単であることから現在、水またはお湯さえあればすぐに食べることができるアルファー米が最善と考えておりまして、それを8,000食程度備蓄する予定でございまして。その他乳幼児を対象として粉ミルク120缶、10用の飲料水のポリ袋1,800袋の備蓄も考えてございます。

毛布、食料につきましては、当面、大阪府が平成7年3月に想定した数値をもとに算出してございますが、現在、府の方が平成7年度から8年度にかけて被害想定を行っている段階でございまして。数値が新たにまとまっておりますと、本市の備蓄量についてもそれに連動し、一定の根拠付けの見直しを行いたいと考えてございます。

なお、毛布につきましては、府、市、日赤の三者で、また、食料については、府と市でそれぞれ分担して備蓄を目指すものであります。

また、それとは別に水道部の方では、災害に対応すべく応急給水のため2トンの給水車を1台、0.5トン及び1トン給水タンクが7台、給水のビニール袋が5袋、10及び20給水ポリタンク530等々を備蓄をされております。また、非常食としては、乾パン2,400食を備えているところでございます。

2点目の備蓄物資保管場所の空き教室利用3カ所の具体的な場所について、ということでございますが、平地部区域では黒鳥小学校か伯太小学校、丘陵部におきましては石尾中学校、山間部では横山小学校か槇尾中学校の各1カ所の利用を想定してございます。現在、教育委員会サイドと詰めて入っております。

3点目の今回の自衛隊法施行令の改正の内容でございますが、府知事が災害派遣要請に際し、施行令第106条の第1号から第5号に掲げる内容を明らかにするもの、とされてございます。このたびの改正では、迅速な派遣要請に支障が生じないように、ということで、「派遣を必要とする期間」とございましてのを「派遣を希望する期間」に改められましたことと、具体的な要請人員あるいは船舶等の概数を明らかにするのが困難であろうということから、派遣を希望する人員、船舶、航空機等の概数という事項が削除された内容となっております。

以上でございます。

○ 20番（並河道雄君） 再々質問を少しお願いします。

行革の方ですが、行政がいろいろな事務事業を外部委託をしていく際、法律上のいろいろな規制や補助金基準をクリアしなければなりません、これは非常に難しい問題であります。外部委託によって市民サービスの低下を来すことがないように、市民サービスの向上に結び付くならば、市民さんの理解も得やすいのではないかと思います。これから来年度予算の編成に当たり厳しい財政のもと、従来に増して事務事業の見直しあるいは行政機構の簡素合理化、職員定数、給与管理の適性化等について、効率的な行財政運営を期待をするものです。

ここで、人事課及び財政課にお尋ねをしたいと思います。まず、人事課に対しては職員の定数や実員数について、近年における推移をお示しを願いたい。合わせて、今後の職員数の見通しについてもお聞かせを願いたい。

また、財政課については、議会ごとに言うてきましたが、新市長にも認識していただきたいので再度、申し上げますが、経常収支比率が100を超える実態の中、今後の財政運営の見通しについてお聞かせ願いたい。

以上です。

○ 市長公室次長（今村堅太郎君） 並河議員さんの人事課に関する御質問について、人事課今村からお答えさせていただきます。

1つは、近年における職員数の推移ということでございます。条例定数は、平成5年に改正をしてから変更はしてございません。1,800人という数字でございます。その定数に対して実数については、平成5年4月1日現在1,772人、平成6年1,783人と多少増加しております。平成7年は、1,760人と近年にない大幅な減となっております。

それから、今後の職員数の推移についてでございますが、本市の今後の行政運営を見ますと、対応すべき課題が山積をしております。しかも、そのことに対応すべき財政の状況とか人件費の割合も高くなっていくという状況がございます。職員数につきましては、既に一定、努力を行っているところでありますが、引き続き、その努力が必要だと考えております。

しかし、単に職員数を減らすだけでは市民サービスの低下を招きかねないので、組織機構の見直しを初め全庁的な組織のスクラップ・アンド・ビルドが必要ではないかと感じております。人事課としても、関係課ともども行財政改革に取り組んでまいります。

以上です。

○ 財政課長（林 和男君） 次に、財政課の林から経常収支比率が100%を超えた中で本市の財政運営の見通しについてお答えいたします。

御承知のとおり、バブル経済崩壊後の景気の低迷等により国家財政並びに地方財政におきましては大幅な財源不足が生じ、その財源を公債費いわゆる借金に依存している状況でございます。財政構造は、国家及び地方財政においても、ますます硬直化の傾向にあると言えます。

また、本市におきましても、経常収支比率が平成6年度で102.1%と100%を超え、民間企業に例えるならば、赤字経営の状況となっております。市税収入についても、2年続きで前年度を割るという非常に厳しい状況となっております。

このようなことから今後の本市の財政運営につきましては、経常収支比率を改善し、さらに、本市のおくれている都市基盤整備や、高齢化社会への対応としての在宅福祉施策の推進など緊急の課題に取り組むに当たり、早急な景気回復が望めない中においては、既存の施策も含め一定の行政運営の見直しを図る、いわゆる行政改革を実施し、行財政の効率化をもってさらなる施策の推進に取り組むべきであろうかと認識している次第でございます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○ 20番（並河道雄君） 再度、お尋ねをしたいと思います。

今、人事と財政当局から現状の説明がありました。例えば職員数が、条例定数より少ないからいいというものでもない。いろいろ調べると、例えば人口1,000人に対する職員数はどうか、という基準や、他市と比べると、必ずしも条例定数の中でおさまっているからいいというものでもない。その点を指摘をしておきたい。

それから、財政からの答弁では、非常に経常経費が上がって自主財源が少なく、事業ができないという状況になってきております。今、地方分権が問題になっております。地方の時代と言われてますが、何も国からの押し付けでなく、財源の面でも、自主財源をつくるのが本当の地方分権につながるわけです。中央集権は、地方の殿様に力を持たしたらろくなことはないという、江戸時代の参勤交代の名残やと思います。

皆さん方は、いつも新年になれば府庁へごあいさつに行く。そして、府は国へごあいさつに行く。予算をもらわないかんのでね。しかし、本当の地方分権は、自分らでおカネを生み出し、自分らのことを自由にすることです。今、バス停を100m動かすのにわざわざ東京へ行って運輸省のハンコをもらわんといかんが、そんなものは、市長のハンコで十分です。

市長は、今回の公約で行政改革を言われていますが、地方分権や行政改革が強く叫ばれていることについて、どのように今後、取り組んでいかれようとしているのか、最後にお答えを願いたいと思います。

○ 市長（稲田順三君） 並河議員さんの御質問に対しまして、稲田よりお答え申し上げます。

戦後はや半世紀を迎えた今日、地方自治を取り巻く環境は目まぐるしく変化し、その方向性も過去の延長線上では考えられなくなっております。特に高齢化社会への急速な歩みや情報公開要求など、市民の市政に対する関心の高まり、調整型行政課題の増加と縦割り組織の弊害、そして、国からの行政権限の委譲等によりまして、多様化する住民ニーズに対応しなければならないという厳しい現実になっていることは、御案内のとおりであります。

こうした中で、先ほど来御指摘をいただいておりますとおり、厳しい財政環境下で市政運営

を余儀なくされております。今、最小の経費で最大の効果を上げるべく、まず、組織機構等を見直し、効率、簡素化によって望ましい住み良い、暮らし良いまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

いずれにしても、担当者が申しあげましたように事務事業を見直していく上に当たっては、単に効率性の追求にとどまることなく、時代の流れに即した本市の行政機能の確立が一番の目的であると認識するとともに、そうすることが、市民に対する効果や影響がどうなるのかなど、市民の立場からの検討が絶対の条件であります。

こういった意味においても、私の政治理念であります「対話と協調」の行政を進める中、市民が何を望んでいるかの把握に努める普段の取り組みを通し、市民主体の効率的、効果的な行政機能の構築に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○ 20番（並河道雄君） 美辞麗句が並んだ抽象的で独特な議会答弁で終わりました。先ほどの人事については、年度を通して、この部門はこれだけの人数やったが、この年度からはこれだけの経過があるから、というものが欲しい。いろいろ問題があるようですので、あえて言いません。市長も決意をされておりますので、行革については、自主財源の確保という意味で努力をしていただきたいという程度にとどめ、この件は終わっておきます。

それと、交通公害の問題です。答弁をいただきましたが、北信太駅周辺は禁止区域に指定をしていない、ということですが、行政の公平性から言っても、早くその措置をしていただきたいというのが本意でございます。

今、民間との話し合いが進んでいる。平成7年度までにしたかったが、ずれ込んでいるようです。いつまで、となると平行線の議論になるので言いませんが、少なくとも、平成8年度には達成したいという、それぐらいの決意でやっていただきたいと思っております。

それから、調査の件ですが、折角、調査をされているのですから、議会にその資料を出していただきたい。実態を知った上でわれわれも対応したいし、協力もしたい。例えば鶴山台周辺では、時間帯によってどのような不法駐車があるのか、光明台はどうか、というような地域的に駐車違反のマップをつくって調べるとかね。今、現実にそれをされているということですので、早急にその資料を議会へ出していただきたい。私は、ちょうど交通公害の委員長をしますので、今回、まだ委員会は開いてませんが、最低、委員さんにはその資料を提出していただきたい。その件を議長をお願いをしたいと思います。

それから、防災問題についてもいろいろ答弁をいただきました。避難時の食料とか毛布を決められた場所に保管をするようにした、ということです。これについては、財政当局にもお願いしたいが、ぜひ予算措置をしてやってほしいと思っております。

3月議会です。いろいろ提言をしましたが、それを詰めますと、例えば公共物について、震度7の地震が起きたときの耐震性の調査にしても、その話をすると、とてもおカネがないという現状なんです。おカネのことを考えると全く提言もできないし、意見も言えなくなります。

いろいろこれから問題も起こってきますので、例えば病院の建て替えにしても長期の計画も大事です。周囲がきれいに建て替えてしまってからえらいこっちゃ、となります。市長も何年も前から計画してやっていただきたいと思います。

この件については財政当局に予算措置をお願いし、ちょうど約束の1時半ですので、終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○ 議長（若浜記久男君） 次に、25番・天堀 博議員。

（25番・天堀 博議員登壇）

○ 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。通告に基づきまして、趣旨説明を行います。質問に入ります前に、私たち日本共産党議員団の稲田市長に対する対応の基本的な問題について、まず、市長選挙の経過などから申し述べておきたいと思います。と言いますのは、この後、早乙女議員、原議員が質問を行います。それらの質問もそういう観点を十分含めまして市長の答弁をお願いしたいと思うからであります。

まず、私たち日本共産党も加わりました「明るい民主和泉市政をつくる会」という会がございます（以下、「会」と略します）。この会は、1971年と1975年の二度にわたりまして、公正で民主的な和泉市政の実現のため、既にお亡くなりになりました辻林富敏さんを先頭に市長選挙を戦ってまいりました。古い職員の方は御存じだろうと思います。得票率48.7%に象徴されるように、僅差で敗れたものの市内を二分する戦いを展開したわけであります。

その後、5期20年の間、われわれは、解放同盟言いなりの不公正乱脈な同和行政と言っていました。その推進に象徴される池田市政が住民不在の市政運営をとり続けてきたもので、和泉市政を公正で民主的なものにするためわれわれも活動をしてまいりました。

その立場からさきの市長選挙につきましても、候補者擁立問題での対応や基本政策づくりなどを進めてきたわけですが、特に候補者擁立問題につきましても、早くから立候補の準備を進めておられました稲田氏自身が、当時、反池田市政あるいは現市政を刷新をすることを標榜されておられました。そして、日本共産党に対しましても推薦依頼をされてきたことから、これに対してわれわれも答えをさせていただかなくてはなりませんので、政策、組織面での一致点を見出せるかどうか、一定の検討をしてまいりました。

具体的には、この会として市民本位の和泉市政転換に向けた質問状と回答のやり取りをいたしました。そのことに対する評価は次のとおりであります。

第1に、市政運営の基調として、市民参加や市民総意の反映あるいは主体性の確立、市行政

の刷新の表明が行われております。今、最も和泉市政にとって必要なことであります。具体的な中身は、その当時は明らかにされておりましたが、基本姿勢は、われわれも評価できるものとなりました。

第2に、5期20年の池田市政最大の問題点でありました同和行政につきましては、稲田氏が公約で市政全般の刷新をする、と表明されております。言い換えれば、同和行政そのものも聖域にしない、とわれわれは解釈ができたものです。このことは、少なくとも現行の不公正乱脈な同和行政の見直しを示唆したものとして一定、評価をしたものであります。

第3に、会が提示をしました市長選挙政策案がございました。これに対する稲田氏自身の所感を求めたわけであります。この点につきましても、すべてではありませんけれども、「私の意図する点もございます」と述べられております。考え方では、共通する部分も多くあったわけであります。しかし、同和行政や開発行政など和泉市政の根本的転換に必要な施策としては、不十分さを残していると判断をいたします。

そこで、市長選挙では、稲田氏から私ども日本共産党に対する推薦依頼が参りましたが、推薦も支持もできない、という立場を取りました。しかし、一定、評価もしておりますように、考え方では、多くの共通点もあることから、市長選挙では、稲田氏への対抗馬を出さずに見守っていくということにしたわけであります。われわれは、基本的には当面、そういう立場を堅持しつつ一般質問その他をさせていただくと姿勢で臨んでおります。

そこで、具体的な私の質問の趣旨であります。市長の市政運営の基本について、という点です。

市長が選挙準備期間中、先ほども言いましたように市政の刷新とか市政への新しい風を述べられておりました。逆に解釈をすれば、今までの池田市政とは違うんだ、ということをお聞かせを願いたいと思っております。

2つ目は、「住民こそが主人公のまちづくり」であります。われわれは、これは非常に大事な問題だと考えております。あなたの所信表明で述べられております数々の政治理念と基本政策は、要は、行政の主人公は住民であり、住みやすいまちづくりであるとわれわれは解釈しております。それらの点についての考え方をお聞かせを願いたいと思っております。

3つ目は、平和問題についてであります。平和ということは、われわれ人類にとって非常に大切な問題であります。行政がこの問題にどう取り組むのか、ということもまた重要な問題の1つであります。そこで、市長として、戦争や核兵器、核実験などに対する基本的な考え方と、平和施策推進の取り組みの基本姿勢についてお聞かせを願いたいと思っております。

また、今、非常に大きな問題になっております沖縄の問題であります。特徴的には、大田知事の代理署名拒否の問題、アメリカ兵による少女暴行事件がございまして、これによって日米安

保条約が大きく浮き彫りになってきているのが現実であります。さらに、それに基づいた日米地位協定見直しの問題があります。

私は、県知事と市長という立場の違いはあれ、同じ首長として大田沖繩県知事が今、とっておられる態度や心情について尊敬をし、敬意を表しているわけではありますが、こういう点について、市長のお考えもお伺いをしたいと思います。

以上が、私の趣旨説明でありますけれども、市長への基本的な質問でありますので、市長からの御答弁をお願いをしたいと思います。また、細かい詰めた問題は余りありませんので、なるべく再質問のないようにしたいと思います。御答弁のいかんにより多少の再質問と意見を申し上げる場合もありますので、よろしく御了承を願いたいと思います。

○ 議長（若浜記久男君） 理事者答弁。

○ 市長（稲田順三君） 天堀議員さんの質問に対しまして、稲田よりお答えを申し上げます。

私は、このたびの市長就任まで1年8カ月にわたりまして、すべての市民が誇りと愛着の持てる魅力溢れる和泉市をつくりたい、という強い決意のもとに積極的に活動を行いまして、多くの市民の皆様方と膝を交え、話し合いを重ね、御支持と御理解を訴え続けてまいりました。

この活動期間中、「明るい民主和泉市政をつくる会」からも質問状をいただき、数点の御質問に対しまして私の考え方の一端を申し上げてきたところでありますが、今回、天堀議員さんの御質問に対し、もう少し具体的に私の考え方を申し述べさせていただきたいと存じます。

従来の池田市政との違いがどういう点についてなのか、という質問でございますけれども、私としましては、池田前市長さんが5期20年にわたり和泉市行政を推進して来られた路線について、私が市民の皆さんに訴えてまいりました政治理念と基本政策に照らし合わせまして、基本的には、継承すべきは継承し、改めていくべきは改めていくという強い考え方のもと、今後の市政運営に臨んでまいりたいと考えております。特に私は、市民との「対話と協調」を政治理念としておりまして、今後は、より市民との対話を重視した行政運営を進めてまいりたいと考えているところでございます。

既に御承知のとおり、高齢化、国際化、情報化などに代表されるわが国の社会経済情勢の急速な変化とともに住民ニーズが日々、多様化してきている中、特に今般、地方分権の推進が各界で議論されておりまして、この動きが今後、具体的に進んで来ることが想定されるところであります。

本市がこれらの状況に適切かつ柔軟に対応し、きめ細かく个性的で多様性とんだまちづくりを進めていくためには、「地方自治の柱は住民自治である」という地方自治の原点に立ち返りまして、これまでのようにとかく国や府に依存する傾向が強くなり、また、マンネリ化した市の行政体質を改めまして、市民と行政がともに考え、ともに責任を分かち合えるまちづくりを進めていく必要があると考えておりまして、このためにも市民皆さんとの対話を積極的に行って

まいりたいと考えているところであります。

次に、「住民が主人公のまちづくり」についてであります。

私は、市は市民がつくるもの、という考え方のもと、市民皆さんとの「対話と協調」を政治理念として掲げているところであります。このため私が提唱しております基本政策の9つの柱の1つとして、市民参加と市民サービスの市民都市づくりを掲げており、市民との対話を重視し、市民1人ひとりが行政が果たすべき役割と責任を認識し、市民参加によるまちづくりを積極的に進め、市民に身近な行政を目指してまいりたいと考えております。

私は、真に市民のためのまちづくりというものは、ややもすれば、行政が、行政サイドの考え方や都合だけで進めていくといった行政主導のまちづくりから、いろんな機会において多くの市民の声をお聞きし、一方、行政側の考え方や事情なども市民の皆さんに率直にお話させていただき、これらを通じて市民と行政の相互理解を図っていく中で果たされるものと考えているところでございます。このことは、すなわち行政と住民がともに考え、ともに責任を分かち合う行政運営が私の理想とするところでございます。

したがって、このような趣旨から私の政治理念である市民との「対話と協調」をぜひとも実現していくためのシステムづくりにつきまして、今後、早急に検討してまいりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

次に、戦争、核兵器の問題でありますけれども、1983年に核兵器廃絶平和都市宣言を決議して以来、戦争の悲惨さ、核兵器の恐ろしさを市民皆様に知っていただくため庁舎前に宣言塔を設置、宣言アピールをするための懸垂幕の設置、2年後からは非核平和展を、また、1991年からは、和泉市民平和バス広島派遣事業等市民への啓発活動を行ってまいりました。今後も、戦争の悲惨さと現在の平和であることの尊さを認識していただくとともに、平和宣言都市にふさわしい和泉市として後世の人々に伝えるべく、市民への一層の啓発活動を展開してまいりたいと考えております。

次に、沖縄県の米兵による問題でありますけれども、沖縄県の少女がアメリカ海兵隊3人により乱暴された事件を新聞やテレビで知り、私といたしましては大きな憤りを感じるとともに、日本人としてやるせない気持ちで一杯でございます。

また、沖縄でのこの事件後、8万5,000人に及ぶ大抗議集会が開かれ、沖縄県知事が「沖縄には軍事基地が他府県に比べて多過ぎるため、産業、教育、文化の振興などの足を引っ張っている現状がある」と指摘をされております。

私といたしましては、9月に地位協定第25条に基づき、日本国政府と合衆国政府との間で合同委員会を設置し問題の話し合いに入った、との報道もありますので、これらのことも含め見直す方向で進むことを期待をしているところであります。

以上でございます。

- 議長（若浜記久男君） 天堀議員。
- 25番（天堀 博君） ただいま答弁をいただきました。基本的な問題でございますので、なるべく再質問は少なくしたいと思います。

1点目のいわゆる新しい風を吹き込む、あるいは市政の刷新ということでは、いわゆる池田市政との違いについて、市長は、「継承すべきは継承し、改めるべき点は改める」と言われました。これはだれもが言うことで、当然のことだと思います。

結論はそういうことになろうかと思いますが、スタンスが2つあると思います。その1つは、今までの池田市政をそのまま引き継ぐ中でそうしていくということと、当然、あなたはそうではなく、稲田市政がスタートしたのだから、その中に以前のいいものは取り入れていくが、改めるべきものは改めていくんだという、そのことにわれわれも期待をしているわけです。ニュアンスの違いは大事な問題ですので、その点を意見として申し上げておきたいと思えます。これの答弁は要りません。

2点目のまちづくり問題です。あなたも長く市の職員をされてきたので、和泉市の地形や文化、風俗の違いはよく御存じだと思います。もともと1町6カ村が合併し、その後、八坂町と信太村を合併した経過もあります。その後、非常にいびつな形で発展をしてきました。まちの形態は、あるところでは無計画にどんどん増えていく。緑を残しながらとの調和といういろんな難しい問題があります。

また、従来のまちに加えトリヴェール和泉とか、あるいは最近、マンションがたくさん建ってくるなど、いろんなパターンの開発が行われてきていますが、これらに応じて多様な行政需要が発生してきています。例えば北部、南部方面のまちづくりあるいは阪和線沿線、表玄関である府中駅前などが絡み合ってきていますが、これらにどう対応されていくのか、再質問の形で御答弁をお願いをしたい。

それから、3点目の平和施策の問題であります。今後、引き続いて平和施策に取り組んでいただきたいと思えます。

さらに、先ほど言いましたように大田知事のやむにやまれぬ心情というのは、われわれも沖縄へ視察調査にも行って参りましたが、実際、基地の実態は大変です。基地と一緒に暮らしてきている状況が続いてきました。特に沖縄の若い人にとっては、ごく当たり前のような形でしたが、今回の事件を含めて大変だ、ということで沖縄を初め全国的にも大きな問題になっています。

いろいろ調べて見ますと、日米地位協定そのものが、NATOなどの地位協定と比べて屈辱的な内容が多い。身柄引き渡しの問題とか、また、沖縄へ初めて行ってびっくりしたんですが、那覇空港への離着陸が嘉手納空港の管制に握られてしまい、超低空飛行で海面を飛びながら那覇空港へ入って来る。離陸するときも、27km地点までは300m以上は上がれないというこ

とで、パイロットにとって非常に飛行が難しい空港になっています。

これもまた調べますと、暴行事件は沖縄だけでなく、本土の基地周辺でも起きてます。こういう事件は、余りヨーロッパなどの基地では発生しないらしい。米軍の日本に対するもの見方が違うということです。そういう点もいろいろ研究検討もしていただき、この平和施策をぜひいろんな角度に広げていただきたいと思いますとお願いをしておきます。

以上、2つ目のまちづくりの点で再答弁をお願いしたいと思います。

○ 市長（稲田順三君） その点について御報告申し上げます。

これまでの和泉市は、脆弱な財政体質の中で府下的にも立ちおけている都市基盤の整備を初め山積する諸課題に対応していくため、勢い市域全体をマクロ的にとらえた施策を講じざるを得なかった点については否めないところではないか、このように認識をしているところであります。

現在も和泉市においては、全体のレベルアップが私に与えられている重要な課題であることには変わりはありませんが、すべての市民が誇りと愛着の持てる魅力あるまちをつくりたいという私の思いを実現していくためには、これまでのマクロ的な視点での行政運営に加え、市内各地域の実情や特性に応じた行政施策の推進という面についても、今後、取り組んでいかなければならない重要な課題であると認識しているところであります。

この点では、現下の社会経済情勢や本市の財政状況を鑑みますと、非常に厳しいものがあるかと存じますが、精一杯取り組みを進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○ 25番（天堀 博君） 今回、日本共産党議員団の団長として、全体を代表して市長の基本的な考え方、マクロ的な状況についてお聞かせを願うため質問をさせていただきました。この後、早乙女議員、原議員が分担をして質問をする予定になっています。

今回、以上のような立場から質問をさせていただきました。あなたが就任されて間もないということもありますので、今後、あなたが展開されていく施策をよく見ながら対応していきたいと思っておりますので、私の今回の質問は、これで終わります。ありがとうございました。

○ 議長（若浜記久男君） 次に、27番・早乙女実議員。

（27番・早乙女実議員登壇）

○ 27番（早乙女実君） 27番日本共産党の早乙女実です。発言通告に従いまして、市長の所信表明について一般質問を行います。

まず最初に、「人間性豊かな心を育む文化都市づくり」についてです。

市長が掲げた9項目の基本政策の第2点目ですが、その中で「特に、余暇時間の増大や生活水準の向上により、今、市民の多様化するライフスタイルやライフステージに応じた学習やス

ポーツの機会が求められており、このため、生涯学習施設の整備や充実を図り、市民の文化、スポーツ活動のなどの支援に努めてまいります」と述べられております。

そこで、具体的にお聞きをいたします。先日、テニスサークルに入っておられる市民の方から次のような相談を受けました。

「市民グラウンドのテニスコートが、冬季1、2月は使用制限されて使えない。霜などでぬかるむため、とのことらしいのですが、管理人さんもいるし、コートの状況によっては使える日もあるのだから、全面使用禁止しなくてもいいのではないのでしょうか。民間のコートもあるのですが、やはり使用利用金が高く、気軽には使えません」との相談でしたが、なぜこうしたことになっているのか、また、改善できないのか、御説明をいただきたいと思います。

さらに、夏の話で恐縮ですが、今年の8月、市民プールが使用できない事態がありました。このことで対応が遅い、と市民の方から私が駅前宣伝をやっているときに私自身がお叱りを受けました。これもなぜ対応がくれたのか、御説明をいただきたいと思います。

また、所信表明の基本政策の第2点目の最後で、学校教育について次のように述べられております。

「国際化や情報化社会に対応した特色のある学校づくりに努め、校舎の増改築や改修などを進め、施設の一層の充実を図ってまいりたい」と述べられました。確かにハード面の充実もおくれており、努力していただくことは必要です。しかし、それと同時に現場の先生方が今、本当に大変な状況にあることを把握し、改善しなければならないことがあると思います。市内のある中学校の学年だよりで先生が次のように書いておられました。学校名や具体的事実は若干変えましたが、ほぼ原文のまま御紹介します。

「学課だよりが出なくてすみません。今日こそ出そうと思って廊下で書きかけていたのですが、途中で丸めて捨ててしまいました。投げやりな気持ちになってはいけないことはわかっているのですが、今の2年生の現状では、以前のように楽しんで書くことができなくなってしまいました。確かに私自身の体調が悪かったりもするのですが、精神的に全然余裕がありません。授業も楽しくなくなってきました。今までは、授業の空き時間などに学課だよりを書くのが趣味でした。ところが、空き時間は、生徒を追い掛けたり、授業を抜け出さないように廊下で番をしなくてはなりません。休み時間も昼休みものんびり休めません。6時間が終わったとたん、ああしんど、という感じです」（以下省略）

最後に、次のような結んでおられます。

「投げ出すつもりはありませんが、できることなら、授業に全力投球したいのです。以前のように学課だよりを書くのが楽しくてたまらない。授業が終わればすぐボールペンを握ってしまっていた、あのころにはもう戻れないのでしょうか。ぐちばかりですみません。頑張って書かないといけませんね、学課だより」というものです。

どうでしょうか、これで現場の大変な状況がわかると思います。この学校だけではないと思います。こうした状況をどのように把握し、どのように対応されているのでしょうか、お聞かせください。

また、この問題を深めるため、次のことを教えていただきたいと思います。

先生方の定数とは、どのような考えで決まっているのでしょうか。実際の数字の例も示して教えていただきたいと思います。病休や年休、生休などの取得の状況はどうでしょうか。休んだ場合の代替の先生は確保されるのでしょうか。その場合の条件はどのようになっていますか。何日以上で代替が確保されるのでしょうか。ここ数年、在職死亡はあるのでしょうか。切迫産産など出産異常の状況は把握されておられるのですか。あれば、お示してください。週休2日制の実施状況はどのようになっているのでしょうか。そしてまた、いわゆる同和加配の実態はどのようになっていますか。

次に、基本政策の7点目には、「男女が共に社会を支えていく男女協働都市づくり」と述べられました。その中で「女性の自立や社会参加を促進し、男女協働社会の実現に努めて参りたい」と述べられました。項目は違っていますが、学校教育関係ということで学童保育の定員増についてはどのようにお考えなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

次に、「みんなが健やかで生きがいに満ちた心かよう福祉都市づくり」についてであります。所信表明の基本政策の第3点目に当たります。高齢者や障害者の方々をはじめ、市民の皆さんが健康で生き生きと暮らせる真心のかよった福祉のまちづくりをめざして参ります」と述べられました。

これも具体的にお聞きをしたいと思います。車椅子を利用されている男性の障害者の方から次のような御意見をいただきました。

「福祉の駅と銘打たれた中央駅でタクシー乗り場の車道に車椅子で降りると、段差のため自力では駅には行けません。バス停留所側にはスロープがありますが、完全に平らになっていないため、やはり自力では駅には行けない。また、そばの郵便ポストの投函口までが大変高く、男で障害の程度がそれほどない私でも車椅子でやっと手が届く状態です。どうしてこんなことになったのでしょうか」といった御意見をいただきました。

猪尾議員と現地に赴き、実際に計って見ました。タクシー乗り場の段差は25cm、バス停側のスロープの一番下は段差4.5cm、投函口までの高さは125cm、近くの福祉電話のダイヤルまでの高さは103cm、コインの投入口は105cm、台の高さは70cmということでした。また、ちなみに改札の外の駅のトイレには、車椅子専用トイレはありませんでした。

こうした点の男性の指摘を受けて改めて周囲を見渡して見ますと、市役所本館の受け付けの横に電話が置いてありますが、これもスロープ部分の途中の横にあるので、もし、車椅子の方が電話を掛けようとしても、多分、できないでしょう。また、以前、議会で質問し、指摘もし

たことですが、JR和泉府中駅前の点字ブロックの色とか、障害者団体の意見を聞いたと言われておりますいぶき野の点字ブロックが、黄色でなく灰色になったという例もあります。

こうした状況がなぜ発生するのでしょうか。私は、和泉市独自の福祉のまちづくり要綱を持っていないことも原因の1つであるように思うのですが、市としてのお考えをお聞かせください。また、先ほど紹介した男性がおっしゃられた改善についてはどのようにお考えでしょうか、お答えいただきたいと思います。

合わせて、以前からわが党議員団が要望し、市民の方々からも要望署名なども出されております福祉バスの実施についてのお考えをお聞かせください。この点については、要望していらっしゃる市民がお出しになった署名の数と、お隣の泉大津市、忠岡町、堺市での取り組み状況もお示しください。

また、所信表明で「きめ細かな福祉施策を推進して参ります」と述べられましたが、他市で実施されていて和泉市では実施されていなかったり、実施していても水準が低い福祉の給付事業などが多いことは、御承知だと思います。

そこで、次の事業について他市の実施状況を示し、お考えをお聞かせください。未実施の事業では介護手当、おむつ代への補助、寝具乾燥事業の3事業です。水準が低いものでは敬老祝金、寝たきり老人見舞金の2つの事業です。これらについての御答弁をお願いしたいと思います。

以上で趣旨説明を終わりますが、答弁によりましては、自席より再質問をさせていただきます。

- 議長（若浜記久男君） 理事者答弁。
- 社会体育課長（田仲隆道君） 社会体育課田仲より2点の御質問についてお答え申し上げます。

初めに、テニスコートの件ですが、現在、和泉市におきましては、2種類のテニスコートがございます。1つは、光明池地区にごございますアスファルトをゴム質の塗料で覆った全天候対応型テニスコートでございます。もう1つは、和気にごございますアンツーカーコートでございます。このコートは、硬式テニスとソフトテニス兼用のコートでございます。

御存じのようにアンツーカーのテニスコートは、冬季1月中ごろから2月に掛けては使用を制限させていただいております。その理由といたしましては、御指摘にありましたように単にぬかるむということだけではなく、霜によりまして表面が浮き上がり、大変滑りやすい状態になります。少し専門的になりますが、アンツーカーのテニスコートの場合は、足のある程度滑らせて球を打つのが基本でございますが、この場合、一定の状態でするのではなく、不規則に急にバランスを崩すという滑り方もあり得ますし、急に止まったり非常に危険な状態になります。

また、メンテナンスの面で見ましても、普通、使用後には、利用者の方にブラシ掛けをお願いをし、表面をフラットの状態に戻していただいておりますが、霜が降りますと、ブラッシングの際、アンツーカーが付着して多数の赤土の玉ができ、元の状態に戻すことが困難になります。また、御指摘のように使用できる日もあるのでは、ということではありますが、こういった理由により私どもといたしましては、利用者の安全を確保することを最優先に考え、冬の一定期間、使用を制限させていただいております。

冒頭で紹介させていただきましたように光明池地区には、同じ料金で霜が降りても使用できるテニスコートが12面ございますので、距離の点で多少、御足労をお掛けいたしますが、御利用をお願いしたいと思っております。また、限られた施設を1人でも多くの市民の方々に安心して使用いただくため、施設の維持管理には今後とも努めてまいりますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

続きまして、市民プールの件についてお答え申し上げます。

このプールは昭和42年に完成し、現在に至っております。毎年、プール開きの前には専門的に点検をし、悪いところを修理して開設しているところでございます。

今年7月28日（金）、濾過ポンプが突然故障し、8月7日まで閉鎖いたしましたところでございます。先生方や市民の皆様方に御迷惑をお掛けし、まことに申しわけございませんでした。

この対応につきましては、故障したポンプを早急に修理いたすべく手配をいたしましたところでございますが、修理は不可能ということになりまして、急拠、新しいポンプを手配したところでございます。大型ポンプのため、28日より連絡を取ったのですが、土曜日、日曜日ははさまってなかなか連絡が取れず、7月31日夕方になってやっとポンプが見付かり、すぐに搬入していただく手配をすると同時に、基礎積みにより基礎工事に着手したところでございます。据え付け、配管工事、試運転をしてみないといつ再開できるか見通しが付きにくく、それと、私どもとしては、1日でも早く再開したいという気持ちで修理に取り組んだ次第でございます。

プールの閉鎖の通知としては、プール教室に通っている子供さんたちに「当分の間休みます」と知らせると同時に、先に帰った教室員に対しても職員が手分けをして各家庭に電話連絡して御理解を得るとともに、教育委員会にも連絡をしたところでございます。

閉鎖期間を明確にできなかったのは、試運転の結果にもよりますし、1日でも早く再開したいという気持ちもありましたので、期間を設定できませんでした。今後とも、施設の維持管理には十分注意をいたす所存でございますので、何とぞよろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 議長（若浜記久男君） 次。

○ 指導部次長（堀川不可止君） 続きまして、学校現場での生徒指導の諸問題についてどのように状況を把握し、対応しているか、という問題について、指導課堀川よりお答えさせていた

だきます。

諸問題につきましては、主に学校長からの報告、学校担当指導主事の学校訪問、時には、直接保護者からの通報、相談等で学校、児童生徒の状況を把握しているところでございます。また、その報告等を受けまして指導課としては、学校長との協議、状態の確認、学校での指導の経過、指導主事の派遣で対応し、諸問題の解決に向け努力しているところでございます。

先生が御指摘のある中学校につきましては、学校長の経営方針として、学校の思い、取り組みのすべてを生徒はもちろんのこと、保護者にも知っていただき、学校教育目標に近づける努力をいたしておるものでございます。

先ほどの学年だよりの反響として保護者会を開催した際、保護者から学校が一体となって取り組んでいこうという声も学校側に寄せられている、と聞いております。

また、生徒自身もこのような教師の思い、保護者の考えを率直に受け止めて、生徒会の活性化に向けて様々な取り組みを実施しており、以前の一時期より落ち着いて学習に励んでおります。今回のある中学校の学年だより、保護者会の取り組みは、その意味でも成果があったものと受け止め、学校としてさらにこの取り組みを深めていきたい、という報告も受けておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

以上でございます。

- 議長（若浜記久男君） 次。
- 管理部次長（着本直幸君） 引き続きまして、教職員人事に関する何点かのお尋ねでございますので、学事課着本より順次、お答えを申し上げたいと存じます。

まず、1点目の教員の定数についてのお尋ねでございますけれども、小学校及び中学校の定数につきましては、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律により、教職員定数の標準が定められております。例えば小学校においては学級数に1.13から2.0。中学校につきましては1.51から4.0の範囲を乗じて求められる数が、各都道府県ごとの置くべき教職員定数の標準となっております。この数を基礎といたしまして本市の場合は、大阪府教育委員会から示されてまいります学級規模別教職員定数配分基準表により、それぞれの学校の学級数を基礎として算定され、配置されることになっております。

具体的に申し上げますと、本市小学校では、例えば小規模の6クラスの学校では10名の教員が配置され、中規模の19クラスで24名、大規模の31クラスで37名。中学校で見ますと、小規模が5クラスの場合は13名、中規模の18クラスで37名、大規模校の31クラスで51名の校長、教員の配置がされるという状況でございます。

2点目の病休、年休、生休などの取得状況でございますが、教員の休暇の取得状況につきましては、平成6年度では、年次有給休暇につきましては、小学校が平均6.22日、中学校につきましては7.54日でございます。病気休暇については、小学校では11人、中学校では10人が取得

しております。生理休暇については、小学校で15人、平均5.56日。中学校については、余り取れていない状況でございます。

3点目の休んだ場合の代替教員の確保や条件についてであります。代替教員の配置につきましては、産休とか育休等については制度上、当然確保がされております。病休等の代替については、府教育委員会の事前協議が必要であり、その条件としては、休暇が1カ月以上または延長が見込まれるものであり、学校として運営上支障がある場合であります。

なお、これまで期間が短いものを除きまして、ほぼ確保されているのが実態でございます。

4点目のここ数年間で教員の在職死亡があるか、というお尋ねでございますが、最近では、平成5年度に女子教諭が出産後の状態が思わしくないということで他界をされております。

5点目の切迫流産などの出産異常の状況を把握しているか、というお尋ねでございますが、平成6年度中に産休を取得した者のうち、何らかの理由で妊娠障害休暇を取得したものが9名ございました。

最後に、教員の週休2日制の実施状況でございますが、現在、年間52週、52半日分のうち24半日分については、第2、第4土曜日で休日に取得し、残る28半日分につきましては、春夏秋冬の3季休業日にまとめて取得する方法で実施をされております。

以上、6点のお尋ねについて、よろしく御理解をいただきたいと存じます。

○ 議長（若浜記久男君） 次。

○ 同和教育室長（荒木康雄君） 続きまして、いわゆる同和加配の実態について、同和教育室の荒木がお答えいたします。

学校の同和加配教職員は大阪府により配置されていますが、学級定数を35人学級に引き下げる加配と、各学校の取り組みに応じて加配される特別加配の2つのものがございます。

本年度、本市に加配されている人数を学校別に申し上げますと、幸小学校・引き下げ加配2名、特別加配12名。信太小学校・引き下げ加配2名、特別加配5名。富秋中学校・引き下げ加配3名、特別加配13名。信太中学校・引き下げ加配6名、特別加配4名。

以上、引き下げ加配計13名、特別加配計34名、合計47名でございます。

以上でございます。

○ 議長（若浜記久男君） 次。

○ 社会教育部参事（西垣宏高君） 学童保育につきまして、社会教育部西垣よりお答え申し上げます。

定員を超過するクラブについては、待機児を解消すべく当初の定員を45名に拡大し、運営をしているのが現状でございます。しかし、現在の社会情勢の変化に伴いまして学童保育への要望等が高まりつつある中、われわれといたしましても、その必要性を認識しているところでございます。したがって、定員超過を解消する措置といたしまして、現施設での物理的な面

等を考慮しながら、最大限措置できる定員を考えてまいりますとともに、管理面上の体制整備に努めてまいりたいと思います。

以上、よろしく願いをいたします。

- 議長（若浜記久男君） 次。
- 福祉事務所次長（金谷宗守君） 大きな2点目で福祉のまちづくりの不十分さが生じた原因。その不十分さの具体的な事項での対応。それから、福祉バス問題と各種給付事業の4項目の御質問かと存じます。

最初の1点目、福祉のまちづくりの全般につきまして、福祉のまちづくりの総括を担当しております福祉事務所金谷からお答えを申し上げます。

種々の具体的な事実を例示しての厳しい御指摘でございます。とりわけ、その事業主体が市であったり郵便局であったり、いわば福祉のまちづくりを率先垂範すべき立場の官公庁にしてこのような状況にあるということで、まことに恐縮に存じます。

本市といたしましても、かねてから障害者や高齢者などのハンデキャップのある方々も普通に生活が営める社会の構築、すなわちノーマライゼーションの実現をしなければならないと考えているところでございます。福祉のまちづくりは、そのノーマライゼーションの一環であるにとらえまして、一昨年大阪府の福祉のまちづくり条例の施行を契機に、単に条例に定められた整備基準を充足すれば事足りるということではなく、条例の趣旨であるノーマライゼーションの実現を帯したまちづくりに努めているところでございます。

とは申しましても、条例施行後3年に達しようとする現在におきまして、しかも、推進母体となるべき市行政においてさえ未だ試行錯誤の状況にございます。また、広報啓発活動の不十分さもございます。結果的には、福祉のまちづくりの趣旨あるいはノーマライゼーションの精神の徹底がされていない状況でございます。このことが、ただいま御指摘をいただいた状況を生み出した原因であろうかと存じます。そこで、この反省の上に立って今後、市の行政内部を初め関係事業主体に対しまして、趣旨の徹底を図ってまいりたいと存じます。

また、その進め方でございますが、市独自で府より厳しい基準を設けたり、あるいは府とは別個の対象物について規制をしたりする、いわゆる本市独自の福祉のまちづくり要綱の制定を行うのではなく、当面は、条例の適正な施行とノーマライゼーションの理念の周知徹底を図り、その上で必要が生じたならば、市での要綱の制定も検討いたしたいと存じます。

以上でございます。

- 議長（若浜記久男君） 次。
- 福祉事務所次長（高橋 健君） 福祉バスについて、総合福祉会館高橋よりお答え申し上げます。

福祉バスにつきましては以前より御意見をいただき、また、多くの市民皆様から要望署名

もいただいているところでございます。要望署名につきましては昨年11月、第5次分として1,510名の福祉バス実施の要請署名をいただいております。3年9月の第1次分より合計1万3,092名の署名をいただいております。

また、近隣の泉大津市におきましても、昨年10月から巡回バスを2コース2便運行しておりますが、その利用は少ないと聞いております。本年5月からもう1便増やして3便にして便利を図っておりますが、なお、利用については、余り変化がないとお聞きをしております。

また、高石市におきましても、以前より福祉会館バスとして走らせておりましたものを、昨年7月より市役所、病院等を回る市内循環バスとして1日3便運行しておりますが、その利用は少なく、1日3便で30数名という状況で、固定された方の利用だそうでございます。

また、忠岡町では、以前、路線バスで廃止されたときより福祉センターを発着とする循環バスを1日4便走らせております。このバスは、年齢等の制限がなくだれでも利用できるようですが、相当の利用があり、病院前等での乗降がかなり多いそうでございます。

本市の考えといたしましては、現在の福祉会館の利用を見ますと、1日平均利用数が200名を超えており、ほぼ満杯の状態でございます。市内全域からの利用がございしますが、館に近い国府、和気あるいは芦部校区等の館に近いところからの利用が多く、館に遠いところからの利用が少ないのも事実でございます。

しかし、本年4月から中央線が開通いたしまして、和泉府中駅から和泉中央駅の間に路線バスが運行されまして、福祉会館前バス停を設置していただき、府中駅と中央駅の双方から10分前後で福祉会館に来れるように改善され、この路線バスを利用して来館される方が増えてきております。

以上のことから福祉会館中心のバスについては考えにくく、御意見の市内循環または署名要望にもございます老人あるいは障害者、妊産婦等交通弱者救済のための循環バスにつきましては、今後、関係機関と十分な協議が必要かと考えております。よろしく御理解賜りますようお願いをいたします。

○ 議長（若浜記久男君） 次。

○ 福祉事務所次長（金谷宗守君） 福祉に関する各種給付事業につきまして、福祉事務所金谷からお答えを申し上げます。

御質問の各種の老人福祉事業でございますが、まず、泉州地区9市での実施状況を申し上げます。

本市で実施していない分では、寝たきり老人等の介護手当でございますが、泉大津市で年額6万円、高石市で年額12万円、泉南市で3万円、合計3市で実施をされております。

また、寝たきり老人のおむつ代補助につきましては、堺市や泉大津市など合計5市で実施されております。現物支給と現金支給の両方がございしますが、金額に換算すると、月平均で

6,000円余となっております。

また、寝具乾燥事業につきましては、堺市や高石市など5市で実施されております。平均で4カ月弱に1回程度実施されております。この事業につきましては、以前、本市でも社会福祉協議会に委託をして実施をしておりましたが、ニーズが余りございませんので、現在では、実施をいたしておりません。

次に、本市が実施をしている分でございますが、敬老祝金につきましては、泉州地区9市全市で実施をされております。対象年齢75歳以上が4市、77歳以上が本市を含め4市、78歳以上が1市となっております。平均金額は、本市で8,000円以上を支給している77歳から87歳につきましては1万3,327円。それと、本市では1万5,000円支給しております88歳以上につきましては、約2万円となっております。

また、寝たきり老人見舞金につきましても、泉州9市全市で実施されておまして、平均金額は、1万4,167円でございます。本市は、1万円を支給しております。

次に、これら各種給付金等の制度の新設あるいは金額のアップについての考えでございます。

以前にも申し上げましたように本市におきましては、このような金銭給付が中心でございますが、金銭給付よりは、むしろ寝たきり老人などの介護業務を直接軽減するための施策、具体的には、ホームヘルプサービスやデイサービス、ショートステイなどの充実に重点を置いておるところでございます。とは申しましても、一方では、敬老祝金の引き上げや寝たきり老人給付金の新設なども行ってきているところでございます。

今後につきましては、当面、この方針を受け継ぎながらも、寝たきり老人等の介護のための金銭負担が大きいと考えられますので、介護手当につきましては、その創設の方向で検討いたしてまいりたいと存じます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（若浜記久男君） 次。
- 道路課長（関 和直君） 和泉中央駅の高低差が25cmございます件について、道路課関から御答弁申し上げます。

中央駅につきましては、住宅・整備公団の事業として駅前広場の整備を図ったところがございます。当初、駅レベルの高さの事情が、歩行者としては一段高い25cmの上側を利用するというので、当然、車椅子についても、車から直接歩行者の安全性の高い部分で御利用いただくということをおわれわれとしても考えておりました。

ところが、実際に現地で利用されることになった場合、車椅子そのものを車道の高さで降ろさなければならぬ事情が発生しております。この点について今回、住宅・整備公団とも種々検討しました結果、改善策を講じるということで了承をいただいておりますので、早急に改善

していきたいと考えております。

以上でございます。

○ 議長（若浜記久男君） 早乙女議員。

○ 27番（早乙女実君） 大変詳しく聞きまして、細かい御答弁をいただきました。ありがとうございます。後は簡単に一括で聞いていきますので、よろしく願いをいたします。

テニスコートの件ですが、現状、安全面も考えて御理解をいただきたい、ということです。堺市の友人に聞きますと、初芝のテニスコートはアンツーカーだと言うのですが、これは原課で聞いたわけではないので不正確ですが、雨の日以外は、通年で利用しているということです。初芝の体育館の横にあるので、人員配置もそれに合わせて管理運営をしている、ということです。

大阪府下には、統計で調べるとかなりのテニスコートがありますので、先ほど、御説明がありました全天候型にするのか、あるいは他市がやっているだろうと思います管理体制強化についても、財政措置も含めてぜひ検討、改善をお願いしたいと思います。先ほど、光明池があるからいいじゃないか、とおっしゃいましたが、それでは、身近なところでスポーツを楽しむという市長の所信表明の精神から少し外れると思いますので、ぜひ改善をお願いしておきます。

プールについては、設置されて28年になります。だから、故障が起きるのはある程度仕方ないかもしれませんが、逆に言えば、いかに利用者に不便を掛けないように管理していくか、が問われていると思います。できれば市の責任になってしまふ。古くなればなるほど、維持管理をしっかりやっていただきたい。

さらに、時期が来れば、全面改修あるいは改築、つくり直すことも必要になると思います。

この間報告されておりました国勢調査では人口が15万7,000ですか、16万人に手が届く和泉市で和気のプール1つでいいのかどうか。阪南地域を見ても、たった1つという自治体は少ないはず。市の南部地域の必要なところに増設していく、というぐらいの気持ちで考えていただきたい。

テニスコートなども含め全般的な社会教育施設の充実について、いつごろつくってどれぐらいの期間がたっているか、あるいは総合計画の関係もありますが、全市的に人口規模から見てどのぐらいの施設数が要るか、という社会教育独自の調査も行って方針を確立することを要望しておきたいと思ひます。

学校教育について御答弁がありました。確かにあの便りが出て以来、学校関係者、保護者、生徒会などを通じていろんな取り組みが活性化した面もあります。大変努力されていることはよくわかりますし、私自身も聞いて知っております。

ただ、それと合わせてお聞きをしました先生方の勤務労働条件の数字は、大変厳しい状況がありますし、決してゆとりのあるものではないと思ひます。今までは、どうしても学校の先

生方は、春夏冬の休みがあるからという形での印象が随分あると思いますが、先ほどの便りをわざわざ原文で御紹介したように毎日の授業が面白くないという、先生が授業が面白くなかったら終わりなんです。そこまで今の学校の状況があるということを見ますと、先生方がゆとりを持って授業を楽しくやらなくては、子供たちも楽しく授業を受けられるはずがありません。この辺のところは、真剣に追求をしていただきたい。

あえて聞きませんが、市の人事課は、私が教育委員会に聞いたデータは全部お持ちのはずです。妻が保育所に行ってますので、保育所のデータも大体わかります。保育所も同じように女性関係ばかりの職場でして、特休関係を含めて以前は取りにくい状況にありましたが、先ほど聞いた学校教員の状況と比べると、まだ改善されているようです。

先ほどの定数の問題を聞いたのは、今の定数は、余裕のある配置ではないんですよ。100%その数字をいただいて現実の学校運営がされているだけなんです。この辺りのところが大変大きな問題です。例えば休みたくても休めない。1つ問題が起こると、ぎりぎりの状態に追い詰められて先生方がその運営に走り回るという状況になっていると思います。そういう点を踏まえ再度、教育委員会の取り組み姿勢と考え方をお聞かせいただきたいと思います。

学童保育については、これまでも聞いてきたことをまた聞いたのは、市長も代わりましたし、早速、3月には年度が替わり、4月から新1年生が入って来る。和気小、国府小は、当面の対応で問われることが3月の受け付けから始まります。そのことも含めてあえて質問をしました。現在は、来年度の予算編成もやられている時期なので、この点は改善されるよう強く要望だけしておきます。

続きまして、2つ目の福祉関係で要綱の問題で聞いたのですが、次長からの報告では、必要になれば検討する、当面は、府の要綱で徹底をする、ということをお聞きをしました。しかし、今日、私は岸和田市の「福祉のまちづくり環境整備要綱」というのを持ってきました。中身は、カラーのイラスト入りで駅前などが車椅子でどうなっているか、全部図解をされています。

もう1つは、以前いぶき野の真っ白になってしまった点字ブロックの質問をしたとき、府の要綱をもらって来て紹介したことがあります。この方は、全く図も何もない事務文書です。私たちが持っている例規集そのものです。多分、この府の要綱をそのまま岸和田市民に渡しても、和泉市民に渡しても何のこともやらさっぱりわかりません。また、読む人はいないでしょう。

これぐらい取り組みの差がなぜ生じているか、ですよ。隣の岸和田では、府の要綱にプラス独自の要綱として出しているんです。先ほどの答弁では、「上乘せ指定をやるつもりはない」とおっしゃったんですが、岸和田の要綱には、上乘せ部分も入っています。

先ほど、中央駅が改善される、と言われたことも、府の要綱にはありませんが、岸和田の要

綱には「誘導的に指導する」と書いてあり、タクシー乗り場の例として図面が載ってます。降りて来られたお年寄りで足の悪い人でも20cm余の段差を越えなくてもいいように、ごく当たり前の切り込みが入ったスロープで入れるようになってます。福祉の要綱を知らない現場の設計者でもこれを見れば、どのようにタクシー乗り場の設計しなくてはいけなかがすぐわかるんです。市の職員が見てもすぐわかるし、市民が見てもわかる。タクシー乗り場が駅構内でなく、外の場合は屋根を付けるとか、雨に濡れず、滑らない材質を使うとか、そこまできめ細かくやっています。

これがなぜできたか、少し紹介をします。この初めの部分で岸和田市長が書いている文章を見ますと、昭和53年、大阪府下の他都市に先駆けて福祉のまちづくりの環境整備要綱を制定した。国際障害者年と同じ年の56年に障害者福祉都市宣言を行い（これは和泉市も宣言だけはやってます）、その後平成4年、市制施行70周年記念事業で福祉のまちづくりウォッチングを市民と議会と行政が一体となって実施するなど、市政の基本課題として福祉のまちづくりを位置付けてきた。

その上に平成5年4月、福祉のまちづくりの大阪府の条例ができたので、それをさらに深めるため平成5年、福祉のまちづくり推進調整委員会を設置。委員長は福祉部長、副委員長は都市整備部長、福祉とまちづくりを一体化させているんです。委員としては、企画課長や公園緑地課長等々原課の課長が入り、委員会を3回、専門部会を9回開き、その上でつくったものを市民説明会を開いて発表したのがこの要綱です。

ここまでしておけば、先ほどの中央駅のような例は起こらなかつたらうと思います。この岸和田の例も付け加えて福祉のまちづくりの和泉市版をつくるお考えがあるかどうか、再度、お聞きをします。

福祉バスについては、周辺の2市1町がやっているので、それなりの検討を加えていきたい、ということです。いずれにしても、周辺の市町は、和泉市よりも狭い地域なんですよ。その忠岡でも循環で回っている。泉大津、高石のような狭い地域でもやっています。財政的には、南海さんとの委託問題も含め泉大津で987万円ですか、1,000万円近くの予算を出してます。忠岡の場合は人件費だけのようですが、そのようないろんな取り組みをしているので、和泉市でもぜひ福祉とまちづくりを連携させ、前向きに取り組んで実施をしていただきたい。

各種給付事業ですが、先ほど、天堀団長が質問をしましたが、池田市政のおくれている部分として認識をしていただきたい。その面では、ぜひ充実の方向で進めていただきたい。

以上、2回目の質問を終わります。

○ 議長（若浜記久男君） 答弁。

○ 指導部次長（堀川不可止君） 指導課堀川でございます。先生が御指摘のように教育委員会、学校としては、先生方が授業に集中できるように取り組む姿勢を持っているか、

ということでございます。

事例として挙げさせていただきますと、学校では、生徒自身が楽しい学校生活を送るために新しい行事を企画したり、行事の持ち方を工夫し、個々の児童が学校の中で生き生きと生活できるよう、計画実施をしているところでございます。

また、自主的な生徒会運営を目指し、生徒自身の考えで校区の環境を良くするため、校内だけでなく、校区の美化活動に取り組んだりもしているところでございます。このようにして生徒会の活性化を目指しているところでございます。

しかし、残念ながら生徒に問題が生じた場合は、学校から家庭訪問をしながら保護者と十分な話し合いを持ち、まず、子供の生活リズムを取り戻すことについて、家庭の協力もいただいているところでございます。

生徒指導における諸問題については、学校の指導のあり方だけでなく、家庭での仕付けのあり方、地域の環境や社会の風潮など様々な要因が絡み合った根深い背景があるものと受け止めており、市内各学校におきましても地区懇談会を開いたり、方策は異なりますが、開かれた学校づくりを目指し、家庭や地域や諸団体との連携を密にし、取り組みを深めているところでございます。また、教育委員会としましても、そのように指導をしているところでございますので、よろしく御理解のほどをお願いをしたいと思います。

以上でございます。

- 福祉事務所次長（金谷宗守君） 福祉のまちづくり要綱についての再度の御質問でございます。福祉事務所金谷からお答えを申し上げます。

ただいま具体的に岸和田市の要綱をお示しになっての再度の御質問で、同じ行政体でありながらこれだけの差があるということで、身の縮む思いでございます。

岸和田市あるいは堺市、高石市などにおきましては、平成5年の大阪府福祉のまちづくり条例に先立ち、それより数年前にそれぞれ要綱を制定し、それに取り組んできたという歴史的な積み重ねがございます。

われわれが3年前から条例の制定後取り組んできたということで、先ほど申し上げましたように3年にしてまだ試行錯誤の段階という状況でございます。それが今、御指摘をいただいた点にあらわれているかと存じます。今後、われわれとしても、その条例の趣旨にのっとり、よりその適正施行に向けて努力をしまいたいと存じますので、よろしく御理解のほどをお願いを申し上げます。

- 27番（早乙女実君） 1点目の学校教育の問題ですが、御答弁をいただいて若干、補足をいただきましたが、根本的には財政問題、どう条件整備をしていくかというソフトの問題にも、やはりおカネが付いて回っているのは事実だろうと思います。

いろいろ聞いた中であえて再質問をしませんでしたが、同和加配の問題もあります。これま

での同和教育が行われてきた20数年間の状態と、一般で今、起きている困難さを比べたとき、学校教育内部においては、現時点で同和と一般という差は要らないのではないかと。同和加配に見合った制度で一般の方に逆に加配を付けないと対応できないところが出てくるのではないかと。たまたま今回は、ある中学校ということで1校の例を出しましたが、先生が殴られて刑事事件になった、という話なども耳に入ってきます。

そういう状況の中であえて御質問をしたのは、学校教育が、単にハード面だけで事足りるという市の教育行政であってほしくない。本当に今の学校教育の現場における問題を解決できる取り組みをぜひしていただきたいし、見直しも含めて学校教育に取り組んでいただくようぜひお願いをしたい。

合わせて、福祉のまちづくりについては、「身が縮む思い」と言われましたが、縮まないでどんどん伸びて調査をしていただきたい。何もここでやり込めるつもりで出しているのではありません。私も調べますし、もらいに行けば資料もくれるわけですよ。同じ行政間でそれができないはずはありませんので、ぜひ積極的に勉強していただき、こういうことを言わないで済むような、他市に誇れるようなものしていただきたい。これは岸和田の議員さんにいただいたのですよ。それをもらって恥ずかしい、うちはないのですね。そういうレベルにならないようぜひお願いをしたい。

今回は、所信表明ということで抽象的な論議ではわかっていただけないと思い、あえて事例を福祉と教育について挙げました。他市の状況も当然、御存じだと思いますが、不公正な同和行政も含めて答えてもらいました。こういう答弁のやり取りをお聞きになって、新市長としてどのように受け止められるか、最後をお願いしたい。それでもう再質問はしません。

○ 市長（稲田順三君） それでは、早乙女議員さんに対しまして、私からお答えを申し上げます。

まず、教育委員会関係につきましては、生涯学習社会を迎えまして、市民の皆様方から社会の変化に対応できるよう、幼年期から高齢期に至る人生の各段階に応じた学習の機会を保障する努力が、今後、ますます大切になってまいると考えております。

まず、学校教育におきましては、学校がすべての子供たちにとり豊かな人間形成の場となるよう、また、学校、家庭、地域社会が一体となった開かれた学校づくりに努めてまいらなければならないと考えております。

社会教育につきましても、地域住民の高度化、多様化する学習需要に対応できますよう、文化、体育も含めた総合的な生涯学習の推進が必要であります。教育面におきましても「対話と協調」を視野に入れながら、市政運営に当たってまいりたいと考えております。

また、福祉行政につきましても、いろんな御意見、御提言を賜りました。高齢化の急速な進行と相まって、今後、福祉各般の充実を通じ、高齢者や障害者など社会的弱者のための温かい

社会づくりが必要であると考えているところであります。

皆さんの御意見を十分拝聴しながら、市民皆さんが健康で生き生きと暮らせるよう真心の通った福祉、きめ細かな福祉を推進し、もって、安心して暮らせる福祉社会づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御了承を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（若浜記久男君） 早乙女議員の一般質問は終わりました。
ここで、3時10分まで休憩いたします。
(午後2時50分休憩)

(午後3時10分再開)

- 議長（若浜記久男君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。
次に、26番・原 重樹議員。
(26番・原 重樹議員登壇)

- 26番（原 重樹君） 26番・原です。通告に従いまして、一般質問を行います。

私は、長年にわたりまして同和問題を取り上げてきましたけれども、同和問題は今、新たな重要な局面を迎えていると考えております。それは、同和対策特別法の期限切れを1997年3月（平成8年度末）に控えまして、その後をどうしていくのか、が鋭く問われているからであります。解放同盟言いなりで半永久的に同和行政を続けるのか、それとも、同和行政を終結させる方向をとるのか問われており、さらに、本市の場合は、稲田市長の誕生によって、この同和問題をどうするかが市民からも一層注目をされております。この重要な局面に当たりまして、市長にも理事者にも今までどおりの同和行政でいいのかどうかを今一度考えていただきたい、そういう思いで私が日ごろ思っている基本的な点をまず申し上げておきたいと思っております。

本来、同和行政とは、生活環境などの格差をなくすため、一般行政の補完措置としたつくられた行政上の特別措置であります。ですから、こうした特別措置を必要としない状況を1日も早く実現していく、つまり、同和行政を1日も早く完了終結させて一般に移行させる方向を本来、追求すべきものであると考えております。

そもそも同和行政は、特定の地域を指定をし、そして、事業を実施する制度でありますから、同和地域とその周辺地域を区別し、隔ててしまう性格を持っています。ましてや、本市の場合、地域だけでなく、個人給付の事業の実施などで同和地区出身者という個人に対しても、一般との垣根、隔たりをつくる施策を実施してまいりました。長年、こうした特別な地域、特別な個人を指定する性格を持つ事業が続けば、同和地域内外の社会的な交流あるいは融合、同和地域住民の自立という、本来の同和問題解決の目的からして逆効果をもたらすことは明らかであります。

だからこそ今、重要な局面に当たりまして、なぜ同和行政をしているのか、行政が果たす役

割は何か、同和行政の持っている性格など、基本点に立ち返って検討して見るのが非常に重要だと考えております。

その意味では、本来の同和行政の目的である生活環境など周辺地域との格差は是正されているのか、という点であります。この点では、総務庁が行った生活実態調査でも、それ以前に実施した大阪府の実態調査でも、一般地域と同和地域との居住環境や生活実態における格差が解消されていることは明らかであります。和泉市につきましても何度か本会議で取り上げましたが、格差是正はされております。

今年6月、地対協の総務部会小委員会の報告でも、同和問題の解決に向けた生活環境の改善を初めとする基盤整備はおおむね完了したと考える、と指摘をされております。さらに、小委員会報告は、今日の状況を踏まえるとき、従来の対策を漫然と継続していたのでは、同和問題の早期解決に至ることは困難、とも指摘をしております。皆さんは、この指摘をどう受け止めておられるでしょうか。

本市では、ハード面については完了に近いことは、前池田市長さんも認めてきました。しかし、実際には、ハード面につきましても、その後もメンテナンス事業と称して国や府の補助金の付かないものも含めて優先的に事業を実施し、また、そこに同建ルールまでも持ち込んでハード事業を進めているのが実態であります。従来のやり方から何ひとつ変わっておりません。本来、同和行政の目的や持っている性格、そして、現在の客観的な到達点を見れば、同和行政の終結は当然の結論であるはずで。

だからこそ、全国的にも各自治体が終結に向けて努力をしております。滋賀県大津市や日野町あるいは和歌山県南部町、吉備町、福岡県岡垣町などなどが終結宣言をいたしましたし、高知市や神奈川県など、最近で言えば京都府の八幡市なども同和対策室を廃止してきており、こうした全国的な流れなども参考にさせていただき、本当に本市の同和行政がどうあるべきかを問い質していただきたいと思っております。

次に、部落差別の問題で一言、申し上げておきます。この差別問題に対する行政の対処の仕方、今までから同和問題は大変歪められてきたと思っております。本市の場合、数年前からハード面はめどが付き、そして、強化すべきはソフト面だ、ということで、解放同盟言いなりで人権問題に名を借りてこの点を強化しているように思います。そういう状況もありますので、特に申し上げておきます。

今、法期限切れを前にして、私は、解放同盟の一部幹部が、今まで握ってきた特権や利権漁りを今後もずっと持ち続けたいために同和行政を続けさせ、その根拠付けとして差別はたくさんある、陰湿化していると最近、殊さら強調し、それに行政が乗っているのが現状だと理解をしております。

そこで、考えていただきたいのは、差別というのは、言うまでもなく個々人の意識の問題、

中心の問題だということでもあります。それに権力を持っている行政が一方的に、強権的に対応しているものかどうか。当然、憲法上から言っても、市民1人ひとりの意識を行政の示す方向で縛ることなどできるわけがないのであります。

それならば、差別をなくすのは、本来の教育的な観点での啓発であるはずであります。民主主義を徹底させる以外にないのではないのでしょうか。理事者の皆さんは、今までこうした観点を本当に貫いてきたかどうか、よくお考えいただきたいと思います。

合わせて、国レベルで地対協の意見具申あるいは啓発推進指針などでも繰り返し同和行政の歪みが指摘をされ、無法な糾弾行為や利権漁りが同和问题解決の障害になっている点が指摘をされていることも改めて紹介しておきたいと思います。

以上、基本的な点を申し上げました。

これから個別問題の質問に入らせていただきますが、今回の質問は、あくまでも1つひとつの事例として扱うつもりであります。20数年間、解放同盟言いなりで不公正な同和行政を続けてきた、そこで仕事をされてきた理事者に根本から問い直してもらうための事例として質問をしますので、今回、関係のない理事者も含めてそのつもりで聞いていただきたいし、もちろん、稲田新市長さんの見解も最後にはお聞きをしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、第1番目の差別問題についてです。最近、ある方が「部落地名総鑑を持っていたのを見た」という訴えがあり、いろいろ調査していると思いますが、この点での経過について質問したいと思います。ただし、プライバシー保護のため、実名を出して質問をする気はありません。地名総鑑を持っていたと言われるか方をAさんとし、それを見たと訴えた方をBさんとして質問をいたしますので、よろしく願いを申し上げます。時間の関係で聞かれたことに明確にお答えをくださいますようお願いをしておきます。

経過ですが、まず1番目、Bさんが「Aさんが地名総鑑を持っているところを見た」と訴える事件があった日付、いつごろの話なのか。

2つ目には、和泉市で問題になる前に岬町の方で問題になっていると思いますが、岬町で問題になった最初はいつなのか。

3つ目は、その後、和泉市が聞いたのはいつか。

4番目は、解放同盟和泉支部及び大阪の解放同盟の府連が知ったのはいつか。それを知らせたのは和泉市か、あるいはBさんのどちらか。

そしてその後、確認会というのをしておりますが、その日付と参加者。その確認会なるものの主催者はだれか。そして現在、どうなっているのか、お答えください。

次に、2番目の空き家募集の関係です。11月27日から12月1日まで募集をされ、12月7日の抽選で実施された同和向け市営住宅の空き家募集であります。10月25日に開かれた入居者組合

代表者会議では、丸笠団地の申し込みに関しまして、部落解放同盟和泉支部に入会し、積極的に解放運動をすることを条件にされているという、通常では考えられないことが起こっていると思いますが、そのことについて質問をしたいと思います。

まず第1に、この10月25日の入居者組合代表者会議に市の職員は出席していたのかどうか。2つ目に、こうした点は、市も容認したものなのかどうか、市の見解をお聞かせくださいますようお願いを申し上げます。

以上ですが、自席からの再質問の権利を留保して終わります。

- 議長（若浜記久男君） 理事者答弁。
- 同和対策部長（門林良治君） 原議員さんからの同和行政についての1番目の差別問題について、同和対策部門林よりお答え申し上げます。

市内に居住しておられる方が、いわゆる部落を記載した地名図書を所持している、という申し立てに対する経過等についてでございます。申立人は岬町に居住の女性の方で、（仮称）Bさんという形で申されたわけでございます。この方は和泉市に居住し、（仮称）Aさんという方が経営する事務所に平成4年4月から10月ごろまで勤務していました。その勤務期間中に部落の地名を掲載した図書を見せられ、出身地及び地名の話をしたということでもあります。

その後平成7年1月、岬町へそのことについて相談に行ったようでございます。申し出の内容については感情的な話もございまして、今後の経過を見守る、という結果を出しているということでございます。

この結果を受けまして平成7年4月28日、Bさんが和泉市に来られました。そして、Aさんが部落地名掲載図書を所持しているので調査してほしい、という申し出がございました。同時に、Bさん以外にも目撃している人もある、という話もございました。

市といたしましては、当該図書が存在するとすれば重大なことでございますので、Aさん方へ聞き取りのため事務所を訪問いたしました。そして、事実内容の確認を行いました。Aさんは、部落の地名掲載図書については所持していない、ということございまして、それ以上の確認はできなかったところでございます。現状ではそれ以上の追及調査は難しい、とBさんに説明をいたしましたが、Bさんは納得されず、5月8日に和泉地区協を訪問し、また、5月12日には、大阪府連へ調査の訴えを行ったわけでございます。

その後、複数の証言もある、という形の中で、大阪府連、市、町、支部等で対策会議が開かれました。そして、Bさんの内容について聞き取り事情調査する中、図書の所持については今後も事実調査をしていく、という方向が確認されました。

そして、平成7年9月21日、先ほど申し上げました対策会議のメンバーにAさん、Bさん等を加えまして、今回の申し出について双方の聞き取り調査の確認を行いました。内容につきましては、Bさんの部落の地名掲載図書をAさんが所持しているのを目撃している、という申

し立てに対し、Aさんは、所持していない、ということであり、状況は変化しなかったところ
でございます。

その後、複数の人が目撃している、という新たな事実が発生してきた中、それらの証言を一
定、事実確認をするため、少人数で関係者に聞き取り調査を行ってまいりました。

以上が、主な経過でございます。

今後の対応につきましては、部落地名掲載図書が現在も存在することになれば、就職差別、
結婚差別その他いろんな形の差別に利用され、人権侵害につながる放置できない重大な問題で
ございます。また、当該図書が現在までに発見された同一図書なのか、それとも他に存在する
ものなのか、どれぐらいの部数が発行されているものか、営利を目的として発行されたものな
のか、発行者の意図と背後の問題についても検討の必要があると考えております。

今回の申し出に対する事柄については人権に留意しながら慎重に対応し、また、真相につい
ては、慎重な調査を行う必要があると考えているところであります。したがって、今後の
対応及び新たな事実が発生した場合等については、対策会議での協議を踏まえまして対策を検
討してまいりたく考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

- 議長（若浜記久男君） 次。
- 住宅課長（辻健次郎君） それでは、住宅課に関係する2点の質問に対しまして、住宅課辻
より回答させていただきます。

質問の1点は、10月25日の入居者組合代表者会議に市職員が出席したか、ということござ
いますが、市職員としては、出席はしておりません。

次に、第2点目の御指摘の内容について、市は、これを容認するのか、との質問でございま
すが、市としては、容認できないものでございます。

以上でございます。

- 議長（若浜記久男君） 原議員。
- 26番（原 重樹君） まず、差別問題の方からお願いをしたいのですが、今、経過を言っ
てもらいました。その中でも多少出てまいりましたが、地名総鑑を持っていた、と証言している
Bさんは岬町の方、解放同盟の支部員のようなのですが、このBさんが和泉市に来られた。当然、
和泉市としては、岬町の方に問い合わせしているわけですね。そこで、先ほど言われたように日
付や本人の訴えも含めて調査をしているのです。

そのとき、皆さんも当然、聞かれたと思いますが、これは岬町の方の解放同盟が出した結論
だと思いますが、結局、4月段階か3月段階か、ちょっとわかりませんが、Aさんは持ってい
ない、Bさんは見た、という状況の中でこれ以上は踏み込めない、一応、終結の状況だ、とい
うことをBさんに伝えている。

そのときの理由の1つは、事件があったと言われるときから相当時間が経過していること。

もう1つは、AさんとBさんの間に相当な感情的なもつれがある、とここまで言うてます。そのAさんを攻撃する手段として支部を使っている面も考えられる。これが岬町の方の解放同盟が出した結論であり、Bさんにこれ以上踏み込めません、と言った。

それで今度、Bさんが和泉市に来ることになる。舞台が和泉市に移って来る。和泉市の対応は、Aさんに事情を聞いたりするわけですが、その数日後にBさんから電話だと思いますが、どうなったか、という問い合わせがある。そのとき、Bさんからこれ以上追及できるのか、と和泉市の方が聞かれています。そのときの答えは、現状、和泉市はそれ以上は難しい、という回答をしています。このとき、既に結論を出しているんです。そのときBさんは、大阪の方に知人がいるからまた相談しますわ、と電話を切っている。これが大体の流れなんです。

そういう状況の中で再質問をしていきたいのは、岬町でも和泉市の方でも、5月ごろまでにこれ以上は無理だ、終結の方向だ、ということを出しているのに、なぜ9月の確認会までこのことが次々と発展していく状況になったのか、ということです。どうしてそんなことになったのか、まず、第1点目としてお答えを願いたい。

同時に、もう1つは、9月に確認会をやったが、Aさんは持っていない、と言い、Bさんは見たと言う、別に何も進展はなかった、と言われておりました。和泉市はその確認会の後、調査なり取り組みなりいろいろしてきたのですが、どういうことをしてきたのか。

時間の関係があるので、ストレートに1点だけ聞いておきますが、私が第三者から聞いた話によると、Aさんの交遊関係を和泉市の職員が回っております。こういうことが本当に許されることになるのか。まず、そういう事実があるのか。

以上、2点についてお答えください。

○ 同和対策部次長（門林良治君） 再質問について、同対部の門林より答弁させていただきます。

一応の結論が出たのではないかと、それをなぜ続けるのか、ということでございます。確かに感情的な面も含まれるのではないかと、という形を感じ取る面もありました。先ほども申し上げましたが、その人だけでなく、複数の人が目撃している、という新たな証言の方が出て来られたので、もし、それが事実であるとすれば非常に重要なことですので、真相を究明する必要があると再度、対応していく形でございます。

それから、9月以降の調査でございます。確かに複数の人が目撃しているという新たな証言を事実確認をする必要があるということで、単独ないしは少人数で聞き取り調査を行ってきた事実はございます。

○ 26番（原 重樹君） 今、いわゆるBさんだけでなく、新たに2人目の証人があらわれてきたので、事実確認を含めて調査をしてきた、ということです。ただ、本当にそうなのか、とい

うところですが、4月か5月段階で岬町の方も和泉市の方も一応の結論が出たのに、それがなぜ続いているのか。Bさんが岬町でこれ以上はだめ、と言われて和泉市へ来た。和泉市でも、これ以上は踏み込めない、という結論なので、大阪に行った。その中で最初の経過にもありましたが、和泉市の部落解放同盟も、大阪の府連も知ることになった。その中でどんどんこれが引き摺られてきている。

第2の証言者(仮称)CさんとAさんとは当然関係があることは、同対部は知っていると思います。今、他の利害関係の問題で裁判をしています。私は、解放同盟がそれを知ることによって行政が引き摺られたと思ってますが、その中でもう1つ固めるために証人を探しに行った。それでAさんの交遊関係を当たりに行ったわけでしょう。

そのことをAさんが知ってますか、知らないでしょう。知っているのなら、知っている、と答えてください。今でも知らないのと違いますか、自分の交遊関係を市が回られたということをおね。Aさんのプライバシーや人権を無視し、また、Aさん本人だけでなく、本人に黙って交遊関係まで回ることが行政として許されると思っているのですか、その見解だけ先にお聞かせください。

- 同和対策部次長(門林良治君) 再質問に対してお答えを申し上げます。
いわゆる関係者のBさんを中心とした方にも見た方がおられるという形の中で、また、本人さんにもその辺の状況も聞かせてもらった形の中で進めさせてもらったということです。
- 26番(原 重樹君) Bさん、Cさんでなく他のところも回った。Aさんの交遊関係を回ったことは事実として認めておられる。それで、Aさんの了解を受けて回ったという意味ですか。その点、よくわかりませんでしたので、再度、答えてください。
- 同和対策部次長(門林良治君) 特に了解をもらって回ったという形ではございません。
- 26番(原 重樹君) 先ほどの次長の答弁がわかりにくかったのですが、行政としてそういうことも許されるという、そういう見解ととっていいんですか。それとも、行き過ぎたことなのか、そこのところだけをはっきりしてください。
- 同和対策部次長(門林良治君) 非常にこの辺については、難しい問題もございます。ただ、先ほども言いましたように内容的には重大な問題でございます。したがって、真相究明をしなければならないという形の中で、人権に十分留意して対応したつもりでございますが、了解は取ってないのが事実でございます。
- 26番(原 重樹君) 平行線になりますが、だからどうか、と聞きたい。行政としては容認して行ったのか、これは行き過ぎとなるのか、それをはっきりとよう言わんわけでしょう。非常に難しい問題、と言いますが、別に難しくも何ともない。Aさんのプライバシーや人権まで考えるならば、そんなことが許されるはずがないんです。本当に反省してもらわないかと思っています。

「身元調査お断り」というキャンペーンをやりましたね。あなた方や市がやってきたことは身元調査でしょう。身元調査お断りのキャンペーンを張った市が、部落差別のためだから何でも許されるという発想あるいは解放同盟に引き摺られた格好で他の一般市民に対して身元調査をしたんですよ。今後のこともありますのできちんと反省をしてもらわないと、こんなことをしてひどいことになれば、訴えられる場合だって出てきますよ。

今日はプライバシー保護のため、私は、余りリアルなことは言うてません。実際にどんな話になったかを聞かれたら、皆さん、本当にびっくりする話やと思いますよ。本当にいいことを言うて、Aさん、この人はええ人ですよ、持っていたの見たことはありませんか、なんて絶対に聞きませんわ。だから、何でもできると考えてもらっては困るわけです。

そこで、今後も含めて今までの同和行政でいいのかどうか、ということを問い質したい。その事例として質問をしたつもりです。Aさんは持っていない、と言うし、Bさんは見た、と言う。それをどちらが正しいか追及していくわけでしょう。それで何が残りますか。部落差別をなくすため、先ほどから重大な問題や、と言いますが、こういうものを突き詰めていって何が部落差別の解消に役立ちますの。その考え方がよくわからない。本当に役立つと思っているのですか。その辺をお答えください。

- 同和対策部次長（門林良治君） このようなことが部落差別の解消に役立つのか、という端的な御質問でございます。先ほども申し上げましたようにもし、存在するとすれば、諸々の差別につながる重大な問題だ、ということでございます。だから、調査して真相を究明していく必要があるということがまず1点ございます。

もう1つは、このような差別事象が起こる背景として、真相がわからないわけですが、いわゆるこういう事象が起こること自体、どちらかが差別を利用していたということも考えられます。

いずれにしても、真相の解明に努めるとともに、当事者並びに市民全体での差別解消に向けた啓発が必要になってくる。これらを参考にして人権啓発の施策推進を図ってまいりたいということでございます。

- 26番（原 重樹君） 重大なことやから何をしてもいい、というのが先ほどの例ですね。今、真相を究明する点から言えば、Aさんが嘘をついているのか、Bさんが嘘をついているのか、という簡単な話ですわね。それを詰めて何が残るか、という話をしているんです。

Aさんが地名総鑑を持っていたとすれば重大な話だ、と強調されてますが、Aさんが持っていることが当たり前やというレッテルを張ってやっている。Aさんが持っているにしても持っていないにしても、岬町でAさんが持っていた、と言われてから1年間たっている。その間、どれだけAさんが精神的に苦勞していると思いますか。

そこで、Aさんが結論的に持ってなかった、ということはどうして証明しますの。Bさんが

嘘をついていたという以外証明のしようがない。Bさんが嘘をついていたとすれば、Bさんは、解放同盟や市などの行政機関を利用してAさんは悪いやつや、けしからん、という話になりますが、私が言いたいのは、行政がそんなレベルでいいのか、ということです。

もし、Bさんが嘘をついていたら、Aさんをやっつけてやろうという発想で嘘をついているわけでしょう。そういう確認糾弾の体質があるのではないの。確認会、糾弾会をやることによってAさんを追い込めるという体質があるからこそ、やってきたんでしょう。なぜ、もっと教育的なことができないのですか。

Aさん、Bさんどちらにしろ、あるいはCさんも含めて突き詰めていってもいい感じなんて一つも残りませんわ。もうさわりたくない、何かあっても知らんふりをして通る方がよほどええという体験にしかありません。皆さんがいう教育的なこれではあかんぜ、という話にはうんうんとうなずくかも知れませんがね。しかし、僕はそれが普通だと思います。自分の知らないところまでどんどん回られている状況の中ではね。

今まで20数年間、こういった解放同盟に引っ張られてきたのか主導型なのか別として、そういう形でこの問題を幾ら突き詰めても本当の差別解消にはならない。1冊の地名総鑑を人権を無視して追い回すよりも、行政がやるべきことは、本当にある人が地名総鑑やらを持っているとすれば、その人自らが、それはあかん、とそれを廃棄するぐらいの地域をつくることですよ。そういう教育的観点の啓発があってこそ、初めて差別問題がなくなるんですよ。突き詰めて犯人を探せばいいというものではない。今後のあり方として、差別問題が非常に強調される部分もありますので、行政の果たす役割を厳しく戒めておいてほしいと思います。

最後に、時間の関係があるので追及しませんでした。基本があります。総務庁は、こうした確認糾弾行為に対しては、行政の中立性を保つためには、確認糾弾会に公務員が参加することを厳しく戒めています。9月の確認会のときに解同も来た、行政も来たということに対して、こういう観点での追及はしませんでした。まず、ここが基本なんです。そのことを忘れないでほしいと思います。

最後に、2番目の問題と一緒に総論として市長の見解を伺いますので、この点は、これで終わっておきます。

次に、空き家の抽選の問題です。市の職員は出席していなかった、市は容認したものではなかった、と言われていました。ここで、問題になっている文書を改めて紹介しておきます。

10月25日に入居者組合が開かれ、同和向け市営住宅空き家入居募集という文書があります。その最後に、「丸笠団地入居申し込みの方へ」とありまして、「丸笠団地は、同和向け公営住宅で改良住宅とは設置目的と設置経過が異なります。1963年にできた住宅要求組合の激しい住宅要求運動の中で建てられた経過があり、そのための目的住宅となっています。したがって、丸笠団地の抽選後の入居の際、部落解放同盟和泉支部（支部員）に入会していただき、積

極的に解放運動に参加していただくことを確認の上で申し込んでくださるようお願いいたします」というくだりがあります。担当課では、「容認できない」と言われますが、当然のことだと思います。

再質問ですが、実際には、市の方針をねじ曲げているわけですが、これを知ってどのように対処されたのか、お聞かせ願いたい。

もう1つは、この文書でいけば、丸笠に入居するには、部落解放同盟に入会して一生懸命に解放運動をしなければあかん、となりますが、そうしたくない人は申し込みがしにくくなる。参考までにこのときの募集の申し込み者数、倍率で結構ですが、改良住宅と丸笠に分けて教えていただきたい。

以上、2点について再質問をします。

○住宅課長(辻健次郎君) それでは、再質問に対しまして、住宅課よりお答えさせていただきます。

市としては容認できない、ということですが、それでは、どう対処したのか、という質問でございます。

私どもが承知したのが12月12日ごろでございます。既に公開抽選も終了し、入居者が決定した後でございましたが、すぐに解放同盟和泉支部に対し遺憾の意を申し入れ、抗議いたしております。

次に、同和向け市営住宅の応募状況でございますが、全体で130件ございました。そのうち丸笠の受け付けが37件。9戸募集し、競争率が4.1倍でございます。

次に、旭第二団地につきましては、申し込み者数が93件。応募戸数が5件でございまして、競争率が18.6倍。

全体としては、丸笠、旭第二団地14戸に対して、申し込みが130件。競争率は9.3倍でございます。

以上でございます。

○26番(原重樹君) 募集の倍率については、先ほど、言うたことが全部に当てはまるかどうかはわかりません。しかし、今の数字ほど違うことは事実です。そのことは、認識する必要があると思います。

特に知った日が抽選も終わった後で、すぐ抗議した、と言われております。抗議そのものは当然のことだと思います。抗議をしてなかったら、対応としては実にいけない話です。市民の中にも、いろんな運動をしている方がおられます。その運動団体が運動をしてできたものであれば、その許可やら運動をしなくては使えないということと同じですからね。そんなことが許されるはずがないのは常識です。

そこで問題、そんなことを平然として言っているのが入居者組合ということ。それが問

題になります。この入居者組合の性格、どんな団体ですか。一般論としては、要求者組合全体としても同じだと思います。今回、問題にしているのは入居者組合ですが、どういう団体ですか。解放同盟の組織なのか、地区協の組織なのか、あるいは全く住んでいる人たちの自治組織なのか。一般論ですので、同対部の方からでも結構ですが、この組合の性格についてお答えください。

○ 議長（若浜記久男君） 答弁。

○ 同和対策部次長（門林良治君） ただいまの住宅の入居に関します再質問について、同和対策部門林からお答え申し上げます。

入居者組合を含め受給者組合そのものがどんな性格のものか、ということでございます。先ほどから出ております住宅入居者組合を例に取りますと、あくまでも入居者がいわゆる住環境を良好に管理していくため、入居者が自主的につくられた組合であると認識いたしております。

地区協の性格については、今までからお答え申し上げておりますように地区住民の総意を反映する機関であり、市の実施する同和施策に協力する機関として設置をされているという形でございます。

地区協を構成する団体としては、地区内の入居者組合を含めまして校区町会連合会、防犯委員会、校区PTA、校区民生委員児童委員等々でありまして、それら各種団体のそれぞれの長が、協議員として地区協の運営に参画しております。

したがって、入居者組合は、地区協を構成する1団体ではございますが、下部組織ではなく、自主的につくられた任意の団体である、と認識しております。よろしくお願いをいたします。

○ 26番（原 重樹君） 難しい団体ですね。地区協の下部組織ではない、全くの任意でつくられた、住んでいる人たちの団体と思えばいいんですか。

○ 同和対策部次長（門林良治君） あくまでも自主的に任意につくられた団体と考えてございます。同一目的とかの形の中でつくられた団体でございます。

○ 26番（原 重樹君） 全く任意の団体ということで受け止めておきます。この全く任意の団体が、部落解放同盟に入りなさい、解放運動をなさい、とか言うのは、勝手な話ですわ。全く任意の団体ならばね。なぜ、抗議したの。

○ 建設部長（奥村富彦君） 建設部の奥村です。私どもがこの件について承知をしたのは、先ほど、課長が申し上げましたように抽選会等が終わった12月12日ごろということで、早速、そのとき抗議を申し入れました。抗議を申し入れた先は、解放同盟和泉支部です。

入居者組合の性格あるいは会議の内容について、今、先生の方から質問が出ていますが、私どもも、入居者代表組合の会議を招集する場合があります。住宅の運営等について、必要があ

れば入居者組合の代表者に寄っていただき、今後、住宅の管理のこと等について御相談を申し上げることもあります。したがって、この11月25日に開かれた会議は、解放同盟和泉支部が入居者組合の代表者を招集したものと理解をして、そちらへ向けて抗議をしたものです。

○ 26番（原 重樹君） ややこしいですね、話を聞いているとね。建設部が抗議を申し入れたのは解放同盟和泉支部だということですね。今までから住宅の管理等について住民の総意をまとめてもらったり、いろんな形で御協力願っているのがこの入居者組合ですね。その団体がこういう文書を出したので、市としては、黙っているわけにいかんから抗議をした、こうなるんですよ。

そうなると、本当に自治組織です、と同対部で答弁されたのと意味合いが違ってきます。その辺は、私の質問に対してどう言えば許されるかということを考えずに、ストレートにこれはどんな団体かを言えるようにきちんとしていただきたいと思います。

簡単に言えば、解放同盟だろうと地区協であろうと、あるいは入居者組合の代表者であろうと、最初から部落解放同盟が牛耳っている（この言い方がいいかどうかは別として）と思っていますし、今までも地区協の関係で主張もしてきました。この入居者組合が解同に入りなさい、と言うていること自体が、そのことを証明しているようなものです。

市との関係については、こういうことをされるようでは、このままお手伝いをしてもらっていいかどうか、考え直す必要があるのではないかと。地区協に対して3,700万円か800万円のおカネを出しているでしょう。この入居者組合を含めた要求者組合全体に対しても年間800万円出しています。各要求者組合ごとの資料は、決算委員会でも出してもらえませんでした。間違なく補助金まで渡しているわけです。そこが市の方針をねじ曲げた形で住民に知らせたり、住民の総意を取ったりすれば、市の考え方と全く違う方向に行きますね。こういう団体と市との関係が今までどおりでいいかどうか、という問題です。

本当に正すべきだと思います。これ以上質問をしても行き違いになるので、質問はしませんが、しかし、こういうことまでやるほど、われわれが言う20数年間の部落解放同盟言いなりの不公正な同和行政はここまできているんだ、ということを市長にも知っていただきたい。そういう思いも含めまして、今日は、2つの事例を挙げました。

最後に、市長から見解を伺いたい。所信表明の中では、同和問題については、差別のない明るいまちだとか、同和問題や障害者問題の解決に積極的に取り組む、と述べておられます。どんな方向で取り組むかが問題だということで本日、2例を挙げたつもりです。ただし、この2例は、前の池田市長さんから引き摺ってきている事例ですが、市長は、市政の刷新だとか古い体質を脱却するなどと言われていますので、同和問題に対する所見を伺って終わりたいと思います。

○ 議長（若浜記久男君） 市長。

- 市長（稲田順三君） 原議員さんの御質問に対しまして、私からお答えさせていただきたいと存じます。

御存じのように本市におきましては、特別措置法施行後20数年を経過した現在、ハード面については全体として大きく進展し、地区におけるかつての劣悪な生活環境も、飛躍的な改善が果たされたものと認識いたしてございます。しかしながら、一方では、ソフト面を中心にこれからも引き続き取り組んでいかなければならないものもあろうかと考えているところでございます。

したがって、このような点も勘案しつつ、すべての市民が誇りと愛着の持てる魅力溢れるまちをつくりたいという決意のもとに市政の刷新を図るとともに、私が政治理念として掲げております「対話と協調」を基本に各般の意見を踏まえつつ、今後の同和行政のあり方についても検討してまいりたいと考えているところでございます。よろしく御理解賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

- 26番（原 重樹君） 市長自身は、市の職員時代も含めまして、私を初め共産党が同和問題を取り上げてきた中身についていろいろ聞かれ、十分わかっていると思います。20数年間の不公正な同和行政の中、差別の問題あるいはこういうハード面の問題も含めましてだれが聞いてもおかしいという認識の上に立ち、今後の大いなる改革を目指して進んでいただきたいことを申し述べて終わります。

○

- 議長（若浜記久男君） ありがとうございます。以上をもちまして、一般質問は全部終了いたしました。皆さんの御協力によりまして、予定より早く終了でき得ましたことを厚く御礼申し上げます。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

なお、過日の議会運営委員会で御了承を賜っておりますので、引き続き明日より議案審議を行いますので、定刻御参集くださるようお願いをいたします。

それでは、本日はこれにて散会をいたします。

（午後4時10分散会）

○

... (faint text) ...

... (faint text) ...

... (faint text) ...

... (faint text) ...

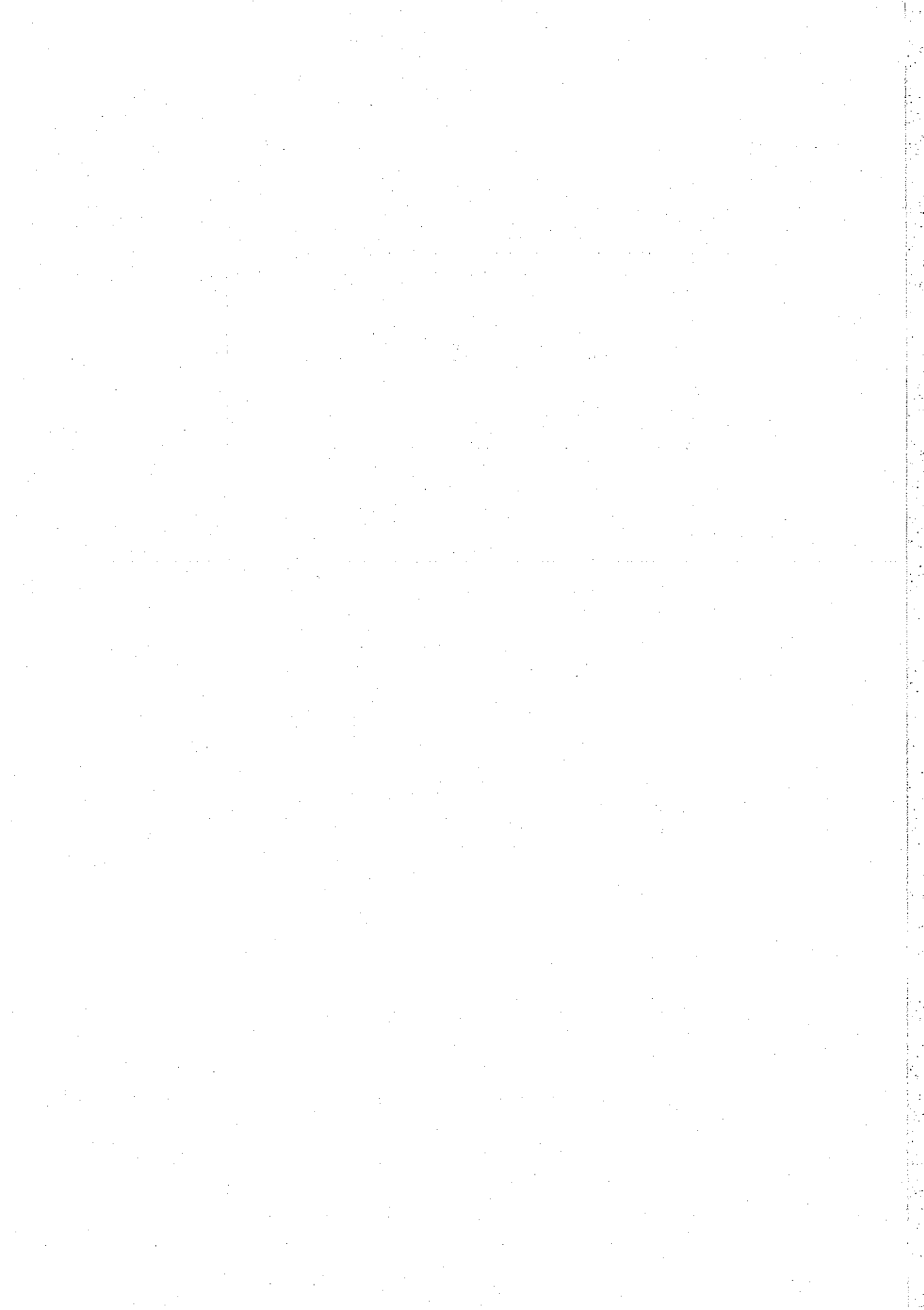
... (faint text) ...

... (faint text) ...

... (faint text) ...

... (faint text) ...

最 終 日



平成7年12月21日午前10時和泉市議会第4回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 友田博文君 | 16番 竹下義章君 |
| 2番 森悦造君 | 17番 須藤洋之進君 |
| 3番 若浜記久男君 | 18番 赤阪和見君 |
| 5番 上田育子君 | 19番 穴瀬克己君 |
| 6番 田代一男君 | 20番 並河道雄君 |
| 7番 松尾孝明君 | 21番 辻正治君 |
| 8番 中塚新治君 | 22番 西口秀光君 |
| 9番 讚岐一太郎君 | 23番 柳瀬美樹君 |
| 10番 池田秀夫君 | 25番 天堀博君 |
| 11番 井坂善行君 | 26番 原重樹君 |
| 12番 大谷昌幸君 | 27番 早乙女実君 |
| 13番 柏富久蔵君 | 28番 猪尾伸子君 |
| 15番 木村静雄君 | 29番 勝部津喜枝君 |

欠席議員(なし)

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

- | | | | |
|---------------|-------|-----------------|------|
| 市長 | 稲田順三 | 同 財政課長 | 林和男 |
| 市長公室長 | 逢野博之 | 同 和対策部長 | 三井義秋 |
| 同理事(人事担当) | 戸口泰明 | 同次長兼総合調整課長 | 門林良治 |
| 同次長兼人事課長 | 今村堅太郎 | 解放総合センター所長兼事業課長 | 池辺修次 |
| 同人権啓発室長 | 山本襄 | 参与兼市民生活部長 | 麻生和義 |
| 同秘書課長 | 木寺正次 | 同理事兼保険年金課長 | 長岡敏晃 |
| 企画調整部長 | 森利治 | 同次長兼環境整備課長 | 和田栗登 |
| 同理事(行政改革推進担当) | 井阪和充 | 福祉事務所長 | 坂田平之 |
| 同次長兼企画調整課長 | 油谷巧 | 同 理 事 | 池辺一三 |
| 同次長兼情報政策課長 | 西岡政徳 | 同次長兼老人障害福祉課長 | 金谷宗守 |
| 同次長兼女性政策課長 | 樋渡和子 | 同次長兼総合福祉会館長 | 高橋健 |
| 同次長(施策推進担当) | 石本博信 | 産 業 部 長 | 萩本啓介 |
| 参与兼総務部長 | 神藤恒治 | 同理事兼農林課長 | 松林保 |
| 同理事(財政担当) | 阪豊光 | 同 理 事 | 池辺功 |
| 同次長兼総務課長 | 山下喬三 | 同副理事(交通公害担当) | 大塚俊昭 |
| 同次長兼契約課長 | 北橋輝博 | 参与兼都市整備部長 | 富田宏之 |
| 同次長兼資産税課長 | 加久本良一 | 同理事(再開発担当) | 橋本昭夫 |

同理事(再開発担当)	清 王 政 志	同次長兼医事課長	尾 食 良 信
同次長兼都市計画課長	田 中 武 郎	消 防 長	一ノ瀬 喜 廣
同次長兼開発調整課長	上 出 卓	消防本部理事兼消防署長	池 野 透
同次長兼公園課長	藤 本 仁	同次長兼予防課長兼消防署長補佐	飯 坂 慶 治
コスモポリス推進部長	中 屋 正 彦	土地開発公社事務局長	北 野 喜 平
同 理 事	鈴 木 常 弘	同次長兼総務課長	植 田 眞 人
同次長兼業務課長	福 原 進	教 育 委 員 長	藤 井 謹 市
建 設 部 長	奥 村 富 彦	教 育 長	杉 本 弘 文
同理事(道路担当)	谷 俊 雄	教育次長兼社会教育部長	大 塚 孝 之
同用地室長兼用地第一課長	奥 野 義 一	管 理 部 長	鹿 嶋 賢 昌
下 水 道 部 長	藤 原 清 司	同次長兼総務課長	田 丸 周 美
同 次 長	中 野 英 二	同次長兼学事課長	着 本 直 幸
同副理事(河川水路担当)	樋 渡 顕 治	指 導 部 長	木 村 吉 男
同副理事(ふるさと急傾斜地対策担当)	岸 本 孝 二	同次長兼指導課長	堀 川 不可止
改 良 事 業 部 長	中 辻 寿 夫	社会教育部次長兼社会教育課長	田 丸 勝 之
水 道 事 業 管 理 者	田 中 稔	同副理事兼久保惣記念美術館長	中 野 徹
水 道 部 長	仲 田 博 文	収 入 役 室 長	藤 木 意 繼
同理事兼営業課長	城 前 伊 佐 雄	選挙管理委員会委員長	松 井 一 雄
同 次 長	西 尾 浩	同 事 務 局 長	着 本 善 夫
同次長兼総務課長	池 野 文 一	監 査 委 員	庄 司 清
病 院 長	竹 林 淳	同 事 務 局 長	吉 田 陽 三
病 院 事 務 局 長	谷 上 徹	農 業 委 員 会 会 長	森 口 義 忠
同次長兼総務課長	梅 山 世 紀	同 事 務 局 長	梶 田 嗣 夫

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。



本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中 野 満 男



本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 河 原 茂 隆
 参 事 山 本 茂 樹
 主 幹 大 谷 幸 広
 議事係長 田 中 康 弘
 議事係主査 田 村 隆 宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成7年和泉市議会第4回定例会議事日程

(12月21日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	監査報告 第33号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 平成7年6月分)	別冊 P. 1
2	監査報告 第34号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成7年6月分)	別冊 P. 11
3	監査報告 第35号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成7年6月分)	別冊 P. 17
4	監査報告 第36号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 平成7年7月分)	別冊 P. 22
5	監査報告 第37号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成7年7月分)	別冊 P. 32
6	監査報告 第38号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成7年7月分)	別冊 P. 38
7	監査報告 第39号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 平成7年8月分)	別冊 P. 43
8	監査報告 第40号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成7年8月分)	別冊 P. 53
9	監査報告 第41号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成7年8月分)	別冊 P. 59
10	認定 第1号	平成6年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
11	認定 第2号	平成6年度和泉市水道事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
12	認定 第3号	平成6年度和泉市病院事業会計決算認定について (決算審査特別委員長報告)	
13	報告 第31号	専決処分の報告について (市営住宅の家賃滞納に係る訴えの提起)	P. 1
14	報告 第32号	専決処分の報告について (市営住宅の家賃滞納に係る訴えの提起)	P. 4
15	議案 第49号	災害復旧事業の施行について (垂井橋災害復旧工事)	P. 7
16	議案 第50号	二級河川の指定の変更に関し意見を述べることについて (槇尾川)	P. 11
17	議案 第51号	二級河川の指定の変更に関し意見を述べることについて (芦田川)	P. 15

日程	種別及び番号	件名	摘要
18	議案 第52号	市道路線の廃止及び認定について（岡町1号線）	P. 20
19	議案 第53号	政治倫理の確立のための和泉市長の資産等の公開に関する条例制定について	P. 26
20	議案 第54号	和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	追加 P. 1
21	議案 第59号	助役の選任について	追加 P. 97
22	議案 第60号	収入役の選任について	追加 P. 100
23	議案 第61号	固定資産評価員の選任について	追加 P. 102
24	議案 第62号	教育委員会委員の任命について	追加 P. 104
25	議案 第63号	公平委員会委員の選任について	追加 P. 106
26	議案 第55号	平成7年度和泉市一般会計補正予算（第4号）	追加 P. 13
27	議案 第56号	平成7年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	追加 P. 50
28	議案 第57号	平成7年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）	追加 P. 62
29	議案 第58号	平成7年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）	追加 P. 82
30	議員提案 議案 第18号	国民の願いに応える公的介護保障制度の確立を求める意見書	別紙
31	議員提案 議案 第19号	食生活の安全と国民の健康を守り、食品衛生行政の充実を求める意見書	別紙

（午前10時00分開議）

- 議長（若浜記久男君） おはようございます。議員の皆様には、何かとお忙しい中連日により御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

（市議会事務局長報告）

- 市議会事務局長（河原茂隆君） 御報告申し上げます。
ただいま26名全員御出席でございます。
- 議長（若浜記久男君） ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しており

ますので、これより本日の会議を開きます。

監査報告第33号	例月出納検査	収入役扱	平成7年6月分	P. 1
監査報告第34号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成7年6月分	P. 11
監査報告第35号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成7年6月分	P. 17
監査報告第36号	例月出納検査	収入役扱	平成7年7月分	P. 22
監査報告第37号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成7年7月分	P. 32
監査報告第38号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成7年7月分	P. 38
監査報告第39号	例月出納検査	収入役扱	平成7年8月分	P. 43
監査報告第40号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成7年8月分	P. 53
監査報告第41号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成7年8月分	P. 59

○ 議長（若浜記久男君） 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承願います。

○ 議長（若浜記久男君） それでは、日程審議に入ります。

日程第1より第9までは、いずれも例月出納検査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第33号より第41号までの報告を終わります。

○ 議長（若浜記久男君） 日程第10「平成6年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について」と日程第11「平成6年度和泉市水道事業会計決算認定について」と並びに日程第12「平成6年度和泉市病院事業会計決算認定について」を一括議題といたします。

本3件については、去る10月第3回定例会におきまして決算審査特別委員会に付託となっておりますので、審査の経過並びに結果の報告を須藤委員長にお願いをいたします。

（決算審査特別委員会委員長登壇、報告）

○ 決算審査特別委員会委員長（須藤洋之進君） 去る10月3日の本会議におきまして、平成6年度一般会計、4特別会計、2企業会計決算につきまして上程され、その審査を決算審査特別委員会に付託されました。慎重に審査いたしました経過並びに結果について、取りまとめ御報告いたします。

去る10月24日から25日までの2日間にわたり委員会を開催いたしました。

なお、審査内容の詳細につきましては、既に各会派に委員会録を配付させていただいておりますので、御了承を賜りたいと存じます。

まず、一般会計について採決いたしましたところ、反対意見があり、本件については、賛成多数で認定を可とすることに決しました。

次に、国民健康保険事業特別会計について採決いたしましたところ、反対意見があり、本件についても、賛成多数で認定を可とすることに決しました。

次に、老人保健事業特別会計について採決いたしましたところ、反対意見があり、本件についても、賛成多数で認定を可とすることに決しました。

次に、公共用地先行取得事業特別会計については、別に異議なく、認定することに決しました。

次に、公共下水道事業特別会計についても、別に異議なく、認定することに決しました。

次に、水道事業会計について採決いたしましたところ、反対意見があり、本件については、賛成多数で認定を可とすることに決しました。

次に、病院事業会計については、別に異議なく、認定することに決しました。

なお、今回の審査に当たっては、2日間を通じて多岐にわたり質疑が展開されました。しかも、その多くは、強い要望、意見、指摘として出されました。したがって、理事者におかれましては、今後、行政執行に十分に意を配されるよう要望するものであります。

以上で本委員会の報告を終わります。

○ 議長（若浜記久男君） ただいま決算委員長より審査の経過並びに結果の報告がありました。

委員長報告に対する質疑を省略し、これより討論を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

それでは、これより討論を行います。

まず、反対討論からお願いをいたします。

○ 27番（早乙女実君） 27番・早乙女です。ただいまの委員長報告に対しまして、日本共産党議員団を代表して反対討論を行います。

平成6年度一般会計決算、国民健康保険事業特別会計決算、老人保健事業特別会計決算及び水道事業会計決算については、反対をいたします。

その他の公共用地先行事業特別会計、公共下水道事業特別会計、病院事業特別会計の3会計決算認定については、賛成の立場であることを表明して、委員長報告に対しての反対意見を述べたいと思います。

まず、一般会計については、予算編成時には、不況などで極めて厳しい財政運営を強いられ、基金と地方債に依拠した予算と言っていたものが、結果は、27億円の基金を取り崩す予算は8億3,000万円だけになり、しかも、公共施設整備基金額は、年度末で過去最高額となっています。また、地方債にしても、住民税減税の補てん債を考慮に入れば、前年度よりも10億円も少ない決算になりました。このことは、予算編成の仕方にも問題があることを最初に指摘をしておきたいと思います。

次に、具体的な問題ですが、まず、同和問題についてです。地区協関係や各要求者組合ごとの資料提出要求を拒否をする態度ありますし、固定資産税の同和減免に関する審議の中では、地区協、解放同盟を最優先し、議会や市民を無視するという市の対応が明らかになるなど、解放同盟言いなりの同和行政となっております。

さらに、部落問題だけでなく、あらゆる差別に対応するという名目で実施している人権啓発も、人権擁護委員への相談内容すら把握していないという実態であり、実質的には、同和問題のみに偏重しているなど、偏った市の姿勢が問われていると思います。

次に、開発問題についてですが、平成6年度は、光明池春木線に消化できないほどの予算を付ける、1市1路線では間に合わないから補助制度の枠を拡大する、さらに、準備期間が短かっただけの理由で国や府の補助金もないままに整備した中央2号歩行者道路に11億7,000万円も支出をしました。これらは、中央丘陵やコスモなど大規模開発に付随しての都市基盤整備であります。

本来、こうした計画道路は、もっと以前から計画的に整備していくのが当たり前ですが、本市は20数年間、同和事業に多額の経費を費やし、それどころではなかった。そのツケが今、来ているという状況です。

しかも、市の姿勢は、大規模開発の進捗状況に間に合わなければ、たとえ補助金が付かなくても優先をして整備をするというように、大規模開発優先の姿勢を貫く平成6年度の決算となっております。

一方では、せめて他市並みの各種給付金だとか、中学校への暖房や学童保育を2クラスにだとか、公共下水道を1日も早く等々市民の切実な願いは、補助金が出ない、予算がないなどの理由で後回しにされているように、大変偏ったものとなっております。

以上、基本的な問題点を申し上げまして、一般会計決算認定への反対意見といたします。

次に、国民健康保険事業特別会計についてですが、決算審査特別委員会で明らかになったように、平成6年度も基金保有額5億3,000万円、収支は、5億3,000万円の黒字ということで、11億円近い余裕がある決算となっています。

一方、市民負担となる保険料の状況は、1人当たりでは、阪南9市の中で2番目に高いという実態が明らかとなりましたが、保険料の値下げや一般減免枠の拡大などには耳を貸さない態度であります。

さらに、同和減免については、地区住民の低位克服のためという、現在では、全く根拠のない理由にもならない理由で実施しており、到底、納得できるものではありません。よって、本会計にも、反対をいたします。

老人保健事業特別会計については、市独自でどうこうできる会計でないことは承知しておりますが、平成6年度は、10月より入院の給食費1日600円が患者負担となり、このことは、お年寄りにはとりわけ大きな負担となっており、入院すれば、今までの2倍近い負担を強いられております。老人保健関係だけでも、10月から平成7年2月の5カ月間で5,000万円を超える負担増となっています。

さらには、最近は、お年寄りの医療費負担を今の定額から定率にしようとする動きもある中で、本来、この会計は、お年寄りの医療費を有料化した会計であり、その後の保険医療関係の改悪をする突破口となった会計でもあり、本会計には、反対をいたします。

次に、水道事業会計についてですが、石綿管の取り替えなど改良事業に努力されている点や、福祉減免の拡大などは評価したいと思いますが、平成6年度の決算は、5年度の最終に料金の改定がされたため、水道料金の値上げがされ、まる1年を経過する最初の決算となっています。委員会の審議でも明らかとなったように、自然増を除く料金改定分が4億6,777万9,000円という大幅なものであったということであり、本会計にも、反対をいたします。

他の会計には賛成をいたしますが、公共下水道事業に対し、一言、意見を申し上げておきたいと思えます。

大規模開発を優先し、市内の各地域に管を伸ばしています。こうした大規模なものを優先するやり方で下水道の普及率は伸びているのでありますが、結果として、既存住民のところの面整備がおくれるということになっています。今後は、大規模なものの優先ではなく、既存のまちなも含め計画的に事業を進めるよう指摘をしておきたいと思えます。

以上で委員長報告全体に対しての日本共産党議員団の反対の討論といたします。

○ 議長（若浜記久男君） 次に、賛成討論をお願いいたします。

○ 11番（井坂善行君） 11番の井坂でございます。私は、平成6年度和泉市一般会計及び国民

健康保険事業特別会計を初めとする4特別会計並びに2企業会計の決算認定に当たりまして、賛成の立場から意見を述べたいと思います。

まず、一般会計についてですが、市税収入の2年続きの前年度割れや国庫補助金の一般財源化等により、本市における行財政運営は、非常に厳しいものであったと認識するものであります。

このような状況の中で、本市の都市基盤整備づくりとして、泉北高速鉄道と泉中央駅の開業に合わせた和泉中央線や中央2号歩行者専用道の開通、宮ノ上公園等学研ゾーンの整備並びに主要幹線道路光明池春木線の整備など、本市のまちづくりの骨格形成のため積極的に事業推進をされています。

また、福祉施策についても、特に高齢化対策として、市内3施設によるデイサービスを初めとする在宅福祉サービスの実施など、意欲的に取り組まれています。

今後は、高齢化や核家族化がますます進展する中で、市民ニーズに的確にこたえる保健福祉サービスが求められる時代であり、それらに向けより一層の努力を望むものであります。

他にも女性の地位向上や社会参加の推進、環境保全としてのごみの減量化や再資源化の促進など、新たなニーズに対応する施策も継続的に実施をされています。

以上のように福祉、教育、都市基盤整備などを積極的に推進し、市民福祉の向上と市民サービスの充実に努めていることを評価するものであります。

一方、今後においては、早期の景気回復が望めない中で、市民ニーズの多様化に対応する市税収入等の一般財源が乏しい今日、1日も早く行政運営の見直しを実施し、国・府に対しては、地方財源の拡充を要請し、市債に依存した財政運営を断ることなく、21世紀を展望した本市の特色あるまちづくりに取り組むことを強く望むものであります。

次に、国民健康保険事業特別会計、老人保健事業特別会計につきましては、近年の高齢社会の進展に伴い、老人医療を中心とする医療費の増高等により、財政環境は年々厳しい状況になるかと思われま。

このような状況のもとで、財政基盤の確立を国・府に対して強く要請し、健全な運営が堅持できるよう期待をするものであります。

次に、公共用地先行取得事業特別会計並びに公共下水道事業特別会計については、事業目的に向かって適切に遂行されているものと評価し、とりわけ公共下水道事業については、既存の住宅地での汚水管整備をより一層積極的に実施をされ、普及率の向上に努められることを望むものであります。

なお、水道事業会計並びに病院事業会計についてもより一層企業目的の推進を図り、市民サ

ービスの向上に努められることを望むものであります。

以上、各会計について私の意見を申し上げましたが、合わせて、先般の委員会審議を通じ出された各委員さんの意見を尊重した行政運営を稲田新市長のもとで図られることを要望し、本決算認定については、委員長報告どおり賛成するものであります。

○ 議長（若浜記久男君） 以上で討論を終わります。

反対意見がありますので、これより個々に採決を行います。

お諮りいたします。認定第1号「平成6年度和泉市一般会計及び特別会計決算認定について」の委員長の報告は、認定とするものであります。

本決算を原案どおり認定するに賛成の方举手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって、認定第1号は、認定することに決しました。

次に、認定第2号「平成6年度和泉市水道事業会計決算認定について」の委員長の報告は、認定とするものであります。

本決算を原案どおり認定するに賛成の方举手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって、認定第2号は、認定することに決しました。

次に、認定第3号「平成6年度和泉市病院事業会計決算認定について」の委員長の報告は、認定とするものであります。

本決算を原案どおり認定するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、認定第3号は、認定することに決しました。

決算委員の皆さんには大変御苦労さんでございました。厚く御礼を申し上げます。

○

報告第31号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成7年12月20日 提出

和泉市長 稲田 順 三

専決第15号

訴えの提起に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和44年和泉市条例第9号）の規定により、市が市営住宅の家賃滞納処分として住宅明渡しの訴訟を行うことについて、次のとおり専決処分する。

平成7年11月13日 専決

和泉市長 池田 忠雄

1 被告となるべき者の住所、氏名

住 所 和泉市伯太町四丁目7番8-205号（和泉市営丸笠団地8棟205号）

氏 名 松 本 実 氏

2 請求の要旨

被告に対し、平成4年11月から平成7年7月までの33カ月間、231,000円の家賃滞納に係る債務の支払義務が存在することの確認並びに当該滞納に係る徴収金に相当する金銭及び訴訟費用の支払い並びに市営住宅の明渡しの判決を求める。

3 訴訟遂行の方針

(1) 弁護士を訴訟代理人と定める。

(2) 第1審判決の結果必要がある場合は、上訴する。

(3) 市は、この訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解する。

報告第32号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成7年12月20日 提出

和泉市長 稲田 順三

専決第16号

訴えの提起に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和44年和泉市条例第9号）の規定により、市が市営住宅の家賃滞納処分として住宅明渡しの訴訟を行うことについて、次のとおり専決処分する。

平成7年11月13日 専決

和泉市長 池田忠雄

1 被告となるべき者の住所、氏名

住 所 和泉市幸三丁目17番64-204号(和泉市営永尾団地64棟204号)

氏 名 櫻井敏昭氏

2 請求の要旨

被告に対し、平成3年2月から平成7年7月までの54カ月間、345,500円の家賃滞納に係る債務の支払義務が存在することの確認並びに当該滞納に係る徴収金に相当する金銭及び訴訟費用の支払い並びに市営住宅の明渡しの判決を求める。

3 訴訟遂行の方針

(1) 弁護士を訴訟代理人と定める。

(2) 第1審判決の結果必要がある場合は、上訴する。

(3) 市は、この訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で当事者と和解する。

○ 議長(若浜記久男君) 日程第13「専決処分報告について」(市営住宅の家賃滞納に係る訴えの提起)及び日程第14「専決処分報告について」(市営住宅の家賃滞納に係る訴えの提起)の2件を一括議題といたします。

○ 議長(若浜記久男君) 提案理由の説明を願います。

○ 建設部長(奥村富彦君) お許しをいただきまして、ただいま一括御上程をいただきました報告第31号、報告第32号の2件の専決処分報告につきまして、建設部奥村がその内容を説明をさせていただきます。議案書本冊1ページから6ページを御参照願います。

本2件の専決処分につきましては、市営住宅家賃に対する滞納家賃請求と明け渡し請求訴訟の提起に係るものであります。

まず、報告第31号でございます。

訴訟の相手方は、和泉市伯太町四丁目7番8-205号、松本実氏であります。

同氏は、平成元年11月1日に住宅改善事業により単身で入居いたしました。家賃は、平成4年11月から平成7年7月までの33カ月、19万6,000円の滞納があります。

ところで同氏は、入居当初は順調に納付されていましたが、平成3年ごろより滞りようになりました。その都度、督促すれば納入するという状況が続いていましたが、平成5年6月ごろより督促状や催告状を送付しても返送されて来るといった状況になりました。

そのため同氏を再三訪問いたしましたが、不在でございます。同棟内の住人の話では、相当

以前から住んでいないということでございましたので、電気、ガス、水道等の使用状況を調べたところ、平成5年6月ごろから使用されていないことがわかり、居住の実態がない、との判断ができました。

さらに、本人との連絡を取るため、連絡来庁を求める通知書や出頭告知及びカギ交換予告書を玄関に添付いたしましたが、本人からは何ら連絡がありませんでした。

そこで、やむを得ず平成7年8月25日に岸和田簡易裁判所に入居権の取り消し及び同住宅の明け渡し並びに滞納家賃の支払いを求める通知書の公示送達を申し立て、同年9月14日、相手に送達をした、とみなされた旨証明されましたので、滞納家賃の請求と住宅明け渡しの訴訟の手続を行ったものでございます。

次に、報告第32号でございます。

訴訟の相手方は、和泉市幸三丁目17番64-204号、櫻井敏昭氏であります。

同氏は、平成2年7月17日に環境改善整備事業により単身で入居いたしました。家賃は、平成3年2月から平成7年7月までの54カ月、34万5,500円の滞納があります。

入居当初より滞納が続きましたので、再三、督促状や催告状を送りましたが、納付されませんでした。

そこで、平成5年12月15日と平成7年2月22日に市営住宅の入居承認の取り消しについて、配達証明付き内容証明郵便で送付いたしましたが、いずれも不在により返送されてまいりました。

さらに、本人との連絡を取るため、連絡来庁を求める通知書や出頭告知及びカギ交換通知書等を玄関に添付いたしましたが、本人からは、何ら連絡がありませんでした。

そこで、平成7年8月25日付で岸和田簡易裁判所に入居権の取り消し及び同住宅の明け渡し並びに滞納家賃の支払いを求める催告書の執行官送達を申し立て、同年9月7日、相手に送達をいたしましたので、滞納家賃請求と住宅明け渡しの提訴の手続をとったものでございます。

以上が、専決処分の内容でございます。

今回、このような手段を講じなければならなかった事情を御賢察をいただき、今後も、入居者に対し適正入居と家賃についての理解と協力を一層求めていくとともに、公平と公正の見地からも悪質滞納者に対しては、厳しい対応で行っていく所存でございます。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（若浜記久男君） 本2件の報告に対し質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第31号及び第32号を終わります。

議案第49号

災害復旧事業の施行について

災害復旧事業、垂井橋災害復旧工事を施行するにつき、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

平成7年12月20日 提出

和泉市長 稲田 順 三

- 1 工 事 名 垂井橋災害復旧工事
- 2 施 行 場 所 和泉市小野田町地内
- 3 工 事 の 概 要 単純H形鋼桁橋 橋長19.36m 幅員2.50m
逆T式鉄筋コンクリート橋台 2基
附帯工一式
- 4 事 業 費 38,998,000円
- 5 実 施 年 度 平成7年度
- 6 施 行 方 法 請負

○ 議長（若浜記久男君） 日程第15「災害復旧事業の施行について」（垂井橋災害復旧工事）を議題といたします。

○ 議長（若浜記久男君） 提案理由の説明を願います。

○ 産業部長（萩本啓介君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程いただきました議案第49号「災害復旧事業の施行について」、産業部長萩本より提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

本件は、和泉市小野田町地内の市道小野田1号線より分岐いたしております垂井農道の槇尾川に架橋されております垂井橋が、本年7月3日の梅雨前線による豪雨で流失いたしましたので、今回、災害復旧事業の採択による架橋復旧工事を施行するものであります。

本事業の施行に当たっては、土地改良法第96条の2第2項の規定により、市議会の議決が必要となりますので、御提案を申し上げる次第でございます。

次に、事業の内容でございますが、工事名は、垂井橋災害復旧工事。

工事の概要は、単純H形鋼桁橋。橋長19.36m。幅員2.50m。及び逆T式鉄筋コンクリート橋台2基。附帯工一式。

事業費3,899万8,000円をもって平成7年度で施行するものとし、施行方法は、請負方式と

いたしております。

なお、8ページ以下に参考資料を添付させていただいております。

以上、まことに簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議をいただき、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（若浜記久男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第49号は、原案どおり可決されました。

○

議案50号

二級河川の指定の変更に関し意見を述べることについて

河川法（昭和39年法律第167号）第5条第6項において準用する同条第4項の規定により大阪府知事から求められた意見を次のように述べるにつき、同条第5項の規定により、議会の議決を求める。

平成7年12月20日 提出

和泉市長 稲田 順 三

意見

次表のとおり、二級河川の指定の変更を行うことについては、異議がない。

二級河川の指定の変更内容

区分	河川名	区 間	
		上 流 端	下 流 端
変更前	槇尾川	左 岸 和泉市仏並町の父鬼川合流点 右 岸 和泉市仏並町の父鬼川合流点	大津川への合流点
変更後	槇尾川	左 岸 和泉市槇尾山町1番地の21先 右 岸 和泉市槇尾山町82番地の1先	大津川への合流点

○ 議長（若浜記久男君） 日程第16「二級河川の指定の変更に関し意見を述べることについて

て」(槇尾川)を議題といたします。

- 議長(若浜記久男君) 提案理由の説明を願います。
- 下水道部長(藤原清司君) お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第50号「二級河川の指定の変更に関し意見を述べることについて」の提案理由並びにその内容につきまして、下水道部長藤原より御説明申し上げます。議案書11ページでございます。

まず、提案理由でございますが、本件は、去る10月27日付をもちまして、大阪府知事より槇尾川の二級河川指定の変更をすることに当たり、河川法第5条第6項において準用する同条第4項の規定により、和泉市長に意見の聴取を求める照会がございました。

市といたしまして、「異議なし」との回答をしようとするものでございますが、回答するに当たり河川法第5条第5項の規定によりまして、市議会の議決をお願いをするものでございます。

次に、その内容でございますが、槇尾川は現在、二級河川に指定されております区間といたしまして、大津川の合流点から仏並町の大川橋から少し上流の父鬼川との合流点までの延長にして15.134kmでございます。この地点から槇尾山までの川につきましては、本市が管理する普通河川でございます。

御承知のとおり、この河川に大阪府が建設を予定しております槇尾川ダムの区域となる市立青少年の家より少し下流までの延長にして3,175mを、事業の趣旨から二級河川に追加指定をしようとするものでございます。

なお、本市といたしましても、従来の単独費で維持補修に努めてまいっておりましたが、二級河川に指定をすることによりまして、大阪府の事業としてダム建設と合わせてかなりの進捗が図られることから、異議がない、旨回答しようとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。

なお、位置図等参考資料を別途、添付してございますので御参照いただき、よろしく御審議の上、何とぞ原案どおり可決、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長(若浜記久男君) 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 1番(友田博文君) この川に槇尾川ダムをつくるということで二級河川に上げていただいくのだと思います。現在、復旧作業でこの河川が4カ所ほど工事に入っていますが、この合流点が、前回の豪雨のときは橋のケタまで水が来たんです。仏並町の大川橋の付近が水浸しになる寸前、また、大川橋が流されるかというところまで水が来て、通行を止めるという形になったんです。ダム建設をすることによってこの東槇尾川の合流点がどのような形態になっていく

ものと判断されるのか、その辺をちょっと教えていただきたい。

- 議長（若浜記久男君） 理事者答弁。
- 河川水路課長（井阪 弘君） 河川水路課の井阪でございます。ただいま友田先生の御意見でございますが、現在の普通河川につきまして、今後、ダムと合わせて改修が可能であろうと考えております。
- 11番（友田博文君） それと、本流の槇尾川につきましては、治水事業として今後、大阪府で計画がされると聞き及んでおります。その辺との整合性によりまして、先ほどの橋のケタのところまで水が来た、という形につきましては、解消していくものと考えております。よろしく願いいたします。
- 11番（友田博文君） 具体的にこの前の豪雨になったとき、ダムを建設することによって、その合流地点の水位がどのぐらい下がると期待がされるのか。私は、これによって大川橋の合流点付近の水位が相当下がるのではないかという気はしているのです。その辺の20cmなら20cmぐらい下がるだろうという計算がわかれば教えてほしいと思います。
- 河川水路課長（井阪 弘君） 河川水路課の井阪でございます。いわゆる水位そのものは不特定でございますが、ダムによる洪水調節につきましては、一応、計算上では、100年確率では毎秒85トン流れるとなっております。それを75トンカットして10トン流すという調節がございますので、かなりの水位が下がるものと期待をしております。
- 11番（友田博文君） 以上でございます。
- 11番（友田博文君） わかりました。
- 議長（若浜記久男君） 他に。大谷議員。
- 12番（大谷昌幸君） 12番・大谷です。槇尾川に関連して2、3点、質問とお願いをしたいと思っております。
- 12番（大谷昌幸君） まず、その柳田橋ですが、歩道橋を11月下旬に撤去しました。聞くところによりますと、この本橋は、昭和13年製で既に60年近くの年月を経、らんかんが今、ああいうタイプのものは博物館行きのような感じで、あちこち昔のコンクリートがぼろぼろ欠けている状態です。それを架橋し直しをするということを現在、府の方で考えている。それが確定するまで流れた歩道橋を復旧しない、と聞いております。その交渉の進捗状況についてお教えを願いたい。まず、それが1点。
- 12番（大谷昌幸君） もう1点は、ここから下流の忠岡町の高月地内、橋の名前はわかりませんが、最近、その橋も架け替えられました。そこから下へ行くと、泉大津市道の板原地内の橋も当然架け替えられ、さらに、その下の府道になるかもしれませんが、虫取団地から南進している道の左岸が泉大津市の霊園になっている橋も新しく架け替えられました。それから、旧26号線も4、5年前

に全部架橋替えになりました。そういうことから関連して今の柳田橋をどうするのか、気になるので、お聞きをしたい。

もう1点は、合わせまして繁和橋について、これは私の記憶があいまいでございますが、昭和23年か24年の架橋なんです。この橋は、皆さんがお通りになればわかりますように、幅員が何ぼあるか知りませんが、恐らく3m余です。軽4輪車であっても運転の熟達者であれば、何とか対抗通過ができる状態ですが、現実には、全部ドライバーの機転によって一方通行が図られております。

この橋は、両端の道路に対して直線にはなっていない。いわゆる「く」の字型に曲がっているので非常に危険が伴います。この橋ができたときに尊い命を捨てた方もおられます。この橋の架け替えについては、両端の道路の拡幅と合わせて以前からお願いをしているわけですが、一向、その話が進んでいるやにはお聞きしておりません。これは市道ですので、和泉市が自主的にやらないとしようがないと思いますが、どのような予定になっているか、お聞きをしたい。

3点目は、低水位護岸工事は、府がやった事業ですが、私は、当初から反対でした。川の断面積から見ますと、低水位護岸工事が全体の何パーセントの面積を占めるのかわかりませんが、それだけの面積の水が増高し、堤防からオーバーフローして来る。その関係もあって今度の歩道橋の陥没につながったのではないかと考えております。

それが7月3、4日の大雨で流され、現在、放置されたままで景観上もよろしくない。府の方でどのように考えているのかわかりませんが、既に何億という大きなカネを投下しているし、これを復旧するに当たっても、また、相応のカネが要ると思います。できれば、これは復旧する必要はない。それよりも撤去して外側の堤防を固める方がええやないか、これは私見ですが、そう思うわけです。

以上、3点について、和泉市の関係する担当部局はどのように対応していただけるのか、御説明いただけたらありがたいと思います。

- 議長（若浜記久男君） 理事者答弁。
- 建設部理事（谷 俊雄君） 3点の御質問がございましたが、1点目と2点目について、建設部谷からお答え申し上げます。

柳田橋の件につきましては、この前の災害で歩道が落下しております。大阪府が先般、この撤去を行ったわけです。大阪府の考え方といたしましては、本橋もかなり老朽しているということで、本橋も合わせて架け替えをしたい、ということで今、8年度予算で要望をしているところだと聞き及んでおります。われわれといたしましても、できれば、そういう格好で本橋の

架け替えと合わせて歩道の設置をしていただくように要望しているところでございます。

2点目の繁和橋の件でございますが、確かに先生がおっしゃるようになり古く、しかも、斜橋で大変不便な橋となっております。したがって、この架け替えについて考えているところでございますが、何分、かなりの事業費が要るということで、大阪府に対して補助採択について今、検討、要望しているところでございます。できるだけ早く架け替えに努力してまいりたい、このように考えておるところでございますので、よろしく願い申し上げます。

○ 議長（若浜記久男君） 次。

○ 河川水路課長（井阪 弘君） 河川水路課の井阪でございます。ただいまの槇尾川の低水位敷の件でございますが、大阪府さんで一定の修景を見込んだ改修をされたわけでございます。洪水敷というのが本来の堤防でございまして、それにつきましては、現在、50mm対応の機能しか持っておりません。したがって、7月の梅雨前線の豪雨はかなりの雨量がございまして、その機能以上に降りましたので、その辺は、今後、改修要望をしていきたいと考えております。

それと、後の始末ですが、和泉工区という出張所がございまして、そこと以前からメンテナンス関係について調整しておるところでございますが、なお一層当たってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○ 12番（大谷昌幸君） 繁和橋は、できるだけ早く架け替えをしてやってください。どれだけの経費がいるか、恐らく億の付くカネが要ると思いますが、とにかく和泉市域を離れた下流の3橋、4橋は、全部架け替えられております。残っているのは、繁和橋だけです。和泉市の財政がいかに窮迫しているかを忠岡町や泉大津市に見せ付けているような感じがしますので、ひとつよろしく願いをしておきます。

○ 議長（若浜記久男君） 他に、赤阪議員。

○ 18番（赤阪和見君） 先ほどの説明では、ダム建設云々の話がありますので、若干、その点でお聞かせを願いたいと思います。

ダムがいいのか悪いのかという原点の話になりますが、これは大阪府の事業ということで、われわれ和泉市や私たちが余りしゃべる機会がございません。今回は幸い、二級河川に指定されるということで議案が出てきますので、少しお聞かせ願いたい。

このダム建設によって緑地や山林がどのぐらい破壊されるのか。

そしてまた、あの下に道路があるわけですが、どういふアプローチで上に上がって行こうとするのか。

また、そのダムの利用については、この上に若干、人が住み、料理旅館等もあるわけですが、そこの生活排水がそのダムに直接流入されるということで環境が保てるのか。

今、おっしゃるように満々と水をたたえたダム、満々と水をたたえた河川という形になっていくのか。それとも、普段は、水のない空のダムなのか。その点では、景色や緑を保護し、楽しむという点からすれば、話が逆の方向に行くのではないか。

市としては、ダムの位置付け、ダムの利用の面において、愛する川を守っていこうという形、おカネは府から出してくれるからいいんだ、という感覚だけでなく、和泉市の地域の方々や槇尾山という名勝を楽しむ人々が潤える場所をきちんと守っていくのが責務だと思います。

100年に一度の大雨のため、ということもなるほど大事です。しかし、この7月の豪雨のとき、あのいぶき野の調整池が全く機能を果たしていない。何も水がたまっていない。このように机上の計算だけで行われていることに非常にもどかしさ、寂しさを感じます。

ダムひとつをとらえても、どのように市民のために有効利用が図られるのか。また、それによって下流の方々の生命財産を守っていくことができるのか、そこら辺をきちんと基本立てて御答弁願いたいと思います。

○ 議長（若浜記久男君） 理事者答弁。

○ 下水道部長（藤原清司君） ただいまのダムについての御質問でございますが、基本的なスタンスといたしまして、今年7月のような豪雨がございましたが、ダムの性格そのものは、下流の住民の生命と財産を守るため、洪水を調節するのが目的でございます。

具体的には、満水時で130万トンの貯留能力を持ってございます。これは時間雨量83mmを想定してございます。通常、50万トン程度の水が常時、たまっています。

自然環境の話ですが、130トン満水の水がたまった場合、約10haの緑がつかります。50万トンですと、5haぐらいの自然林がつかると想定してございます。

ダムの上流には人家とか瀬福寺がありますし、ダム周辺的环境等もござります。今回のダムについては、一応、昭和60年ごろから調査に入りまして、平成6年度には地質調査等について、ダムをつくっても可能という判断に立ちました。これから事業主体の大阪府が、本格的に設計とか自然環境等について調査に入ります。

しかし、府に任せるのではなく、府と市がダム周辺環境検討委員会というのを設けまして、その中でただいま御指摘の道路問題とかダム周辺の環境問題、汚水の問題等について細かく詰めてまいりたい、かように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 18番（赤阪和見君） 以前、パンフレットを見せていただいたときにも指摘がしてありました。ダムができてないと稲が枯れ、魚がしんどいよ、という顔をしてアプアプしている。しか

し、ダムができると、稲が青々とし、魚がにこにこして泳いでいる。それがダムの絵でした。

しかし、現実的にはそんなはずがないわけです。治水ダムというのはそんな目的のものではない。先ほど、御答弁がありましたように100年に一度の豪雨に耐えられるという形だけのものでもあります。やはり多目的ダムの一部をこれだけの市街地の中と言ってもいい、何も山を3つ越えた向こうにあるのではないのですから、そこを十二分に普段利用ができる形のものにしていただきたい。今回の二級河川の指定に関連して、その目的は、ダムの建設ということになるわけですので、若干、意見だけ申し述べておきます。

- 議長（若浜記久男君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）御異議ないものと認めます。よって、議案第50号は、原案どおり可決されました。

議案51号

二級河川の指定の変更に関し意見を述べることについて

河川法（昭和39年法律第167号）第5条第6項において準用する同条第4項の規定により大阪府知事から求められた意見を次のように述べるにつき、同条第5項の規定により、議会の議決を求める。

平成7年12月20日 提出

和泉市長 稲田 順三

意見

次表のとおり、二級河川の指定の変更を行うことについては、異議がない。

二級河川の指定の変更内容

区分	河川名	区 間	
		上 流 端	下 流 端
変更前	芦田川	左 岸 高石市東羽衣5丁目145番地の4先 右 岸 高石市東羽衣5丁目245番地の2先	海
変更後	芦田川	左 岸 高石市西取石3丁目192番地先の国道26号橋下流端 右 岸 高石市西取石3丁目223番地の56先の国道26号橋下流端	海

○ 議長（若浜記久男君） 日程第17「二級河川の指定の変更に関し意見を述べることについて」（芦田川）を議題といたします。

○ 議長（若浜記久男君） 提案理由の説明を願います。

○ 下水道部長（藤原清司君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第51号「二級河川の指定の変更に関し意見を述べることについて」の提案理由並びにその内容について、下水道部藤原より御説明を申し上げます。議案書15ページでございます。

まず、提案理由でございますが、さきの議案第50号と同様、大阪府知事より芦田川の二級河川指定を変更するに当たり、和泉市長に意見の聴取を求める照会がございました。市として「異議なし」との回答をいたしたく存じますので、河川法の規定により、議会の議決をお願いをするものでございます。

次に、その内容でございますが、芦田川は、本市の上代町、小野町の一部を流域に含め、鶴田池を源に高石市に注いでおります。現在、海より南海本線を越えたところまでが二級河川でございまして、大阪府において分水路等の整備がなされ、浸水の解消に努めているところであります。

しかしながら、国道26号線（いわゆる第2阪和国道）から下流についても、依然として浸水の常襲地帯となっておりますので、大阪府の事業として早急な対策を必要とすることから、二級河川に追加指定しようとするものでございます。したがって、関係市として、大阪府知事から本市に意見の聴取を求められたものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。

なお、位置図等参考資料を別途、添付してございますので御参照いただき、よろしく御審査の上、何とぞ原案どおり御可決、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（若浜記久男君） 本件に付いて質疑、御意見ありませんか。

○ 1番（友田博文君） ちょっと、先ほどお願いをするのが抜けましたので、河川に関連して述べさせていただきます。

これも同じように二級河川に昇格することは、われわれにとって、和泉市にとってもありがたいことだと思います。今回の災害で河川が相当痛みました。その中では、市の橋とかでなく、数十年間、橋が架かっているところで生活をしている人がたくさんあります。そういう橋が、災害を受けても補助も何も出ない。周辺整備もしていただけていますが、数十年たった橋が災害で通れなくなり、あるいは流された橋もありますが、そこで生活をしていることを長い間、それを容認してきている。それがいいのかどうかの問題は別として、和泉市は、そこから

税金も取ってます。そこには、生活権が存在していると思います。

今回、二級河川に昇格する状況の中で、そういった苦勞している人たちのため、何とか橋として認められないか。できれば、援助もしていただけないか。担当部局に聞きますと、「それは無理だ」という返答が返ってきます。今回、大阪府で管理をしていただけるという状況がわかってきていますので、そういったものも含めて管理をしてください、という要望を大阪府に出していただきたいことを1つお願いしたい。

数十年間、そこに住んでいるので居住権があると思います。住宅や土地の税金も払っている。その中で災害が起きたことです。それを放置して、お前ら勝手に住んでるんやから勝手にせよ、というような話にはならないと思います。そこに何とか温かい手を差し伸べていただけないものか。どうでしょうか。

○ 議長（若浜記久男君） 理事者答弁。

○ 河川水路課長（井阪 弘君） 河川水路課の井阪でございます。ただいまの御意見でございますが、かなり難しいと思います。と言いますのは、川そのものは、私どもが管理をしておりますが、橋につきましては、市道とか府道とかの形の公の橋と、個人さんが占有されて生活の一部、いわゆる個人の財産としてつくられている橋もございます。

したがいまして、公の橋については、行政の責任である程度の補助または改修なり補修をしておりますが、個人の財産的なものについては、若干、位置付けが難しいかと存じます。心情的にはお気の毒な気もいたしますが、一度、府にも当たって砕けろ、という気持ちで要望してまいりたいと存じます。よろしく願いいたします。

○ 1番（友田博文君） 同じ答えを何回も聞いてます。ここ10年や15年、生活をしているところではありません。20年、30年、40年という長い長い年月の中、1軒で橋が架かっているところもあれば、その周辺で何軒もが寄って架かっているところもあります。そういったことはよくわかりますが、これは生活を守るという形で橋を架け、そこで生活をしてきているという実態を受け止めていただきたい。

今回の災害で山や川が流されたということで修繕をしますがな。ただ、こういった橋は、簡単に架けてあるので、大きなおカネは要らないのですが、長期間、そこで居住しているのです。和泉市は、そこから税金ももらっているのです。ということは、そこで生活をしていることを認めているんですよ。認めている以上は、そこにも温かい手を差し伸べてやる必要があるではないか。

あんた方は勝手にやったんやから放っとけ、勝手にしたらええやないか、ということではない。何十年もの歳月の中で生活してきたという実態については、和泉市の皆さん方は皆

知っているんです。どこでも家が建ったら、資産税課は税金を取るんでしょう。回答してください。

- 議長（若浜記久男君） 答弁。
- 総務部次長（加久本良一君） 地方税法の課税の方法は定められておりまして、物件があれば、現況として家屋や土地がそれぞれの課税客体として成立するならば、課税をさせていただきます。
- 1番（友田博文君） ものが建てば税金を課しているわけです。あんたはそこへ住むな、とは言うてない。そういった状態できているんです。そんなところへ家を建てなければいかんというのは、それなりの理由があるわけです。全体が裕福なわけやない。そこを理解をしてやってほしい。今回の災害の中でも、うちが崩れてきた……。

（「議長」と呼ぶ者あり）

- 議長（若浜記久男君） 天堀議員。
- 25番（天堀 博君） 議事進行について。先ほど、他の議員さんから関連質問が出ましたが、やはり本議案が中心だと思います。関連質問は、一応、お聞きをして答弁が返ってきた、という程度で終わっていただくというルールを確立をしていただかないと、議事そのものが前へ進まないと思いますので、よろしく願いいたします。

- 議長（若浜記久男君） 友田議員。
- 1番（友田博文君） 申しわけないと思います。今後のこともあるので、天堀さんの提案は、いい提案だと思います。とりあえず、もうちょっとだけ、5分ほどお願いします。

私は、心からそういう方たちに対しては、今回のことができたのを機会にできるだけ補助の手を差し伸べていただきたい。その点、もうちょっと温かい答弁をお願いしたい。

- 議長（若浜記久男君） この件については、既に答弁をいただいているので、それで理解していただきたいと思います。
- 1番（友田博文君） それは議長、ちょっとおかしいと思います。
- 議長（若浜記久男君） 同じ答弁しか返ってきませんよ。どうぞ。
- 下水道部長（藤原清司君） ただいま課長が答弁申上げましたように、基本的には、河川そのものは、道路が付いているものは道路権者であり、その原因者負担となっております。そこで、個人的な救済については、方法があるかどうか検討してまいります。現行では、非常に難しいということでございます。
- 1番（友田博文君） 議長にお願いを申し上げますが、私は、議長に答弁を求めていません。それを理解をしていただきたい。

私の質問に対して、考えたい、検討する、とすぐに言うてくれたら終わろうと思いました。今、大変苦しいのです。だから、何とか温かい手を差し伸べてやっていただきたい、とお願いをしているわけです。

災害復旧でものすごく改修しているでしょう。その災害復旧で個人のところをやっているのではないか、というようなものもあります。災害のあった河川のところを何メートル取っているか、というような話もきちんとせないかんかわかりません。

もうこれで終わりますが、こういう橋によって気の毒な生活をしている人たちに対して、何とか多少でも温かい手を差し伸べていただくよう、全部とは言いません、温かい市の行政をお願いしたい。税金も払っているんですよ。少しつぶれてきた、となると、もうちょっと考えてあげないかな、という気持ちも持ってやっていただきたい。これで終わります。

- 議長（若浜記久男君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、議案第51号は、原案どおり可決されました。

議案第52号

市道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条及び第10条の規定により、次のとおり市道の路線を廃止し、及び認定する。

平成7年12月20日 提出

和泉市長 稲田 順三

1. 廃止する路線

路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な経過地
岡町1号線	112.20	3.90~4.60	北田中町243番地の1先	岡町8番地の1先	

2. 認定する路線

路線名	延長(m)	幅員(m)	起 点	終 点	重要な経過地
岡町1号線	51.50	3.80~5.10	北田中町243番地の1先	岡町7番地の4先	

○ 議長（若浜記久男君） 日程第18「市道路線の廃止及び認定について」（岡町1号線）を議題といたします。

○ 議長（若浜記久男君） 提案理由の説明を願います。

○ 建設部長（奥村富彦君） 建設部の奥村でございます。お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第52号「市道路線の廃止及び認定について」、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。議案書20ページから25ページまでを御参照願います。本件は、昨年8月31日に開通をいたしました国道170号線の施行に伴いまして市道が分断されまして、一部において市道としての機能がなくなることから、一たん、全面的に廃止をし、道路機能を有する部分を改めて市道として認定をお願いしようとするものでございます。

次に、その内容でございますが、廃止路線といたしまして、岡町1号線起点北田中町243番地の1先から終点岡町8番地の1先までの延長112.2m、幅員3.9m～4.6mを道路法第10条の規定に基づき一たん廃止をいたしまして、改めて認定する路線を岡町1号線とし、起点北田中町243番地の1先から終点岡町7番地の4先までの延長51.5m、幅員3.8m～5.1mを道路法第8条の規定に基づき、認定をお願いしようとするものでございます。

以上、まことに簡単であります。提案理由並びにその内容について説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（若浜記久男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第52号は、原案どおり可決されました。

議案第53号

政治倫理の確立のための和泉市長の資産等の公開に関する 条例制定について

政治倫理の確立のための和泉市長の資産等の公開に関する条例を次のように制定する。

平成7年12月20日 提出

和泉市長 稲田 順 三

和泉市条例第 号

政治倫理の確立のための和泉市長の資産等の公開に関する条例(案)

(目的)

第1条 この条例は、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律(平成4年法律第100号)第7条の規定に基づき、和泉市長(以下「市長」という。)の資産等の公開に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(資産等報告書等の作成)

第2条 市長は、その任期開始の日(再選挙により市長となった者にあつてはその選挙の期日とし、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第259条の2の規定の適用がある者にあつては当該者の退職の申立てがあつたことにより告示された選挙の期日とし、更生決定又は繰上補充により当選人と定められた市長にあつてはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。)において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに、作成しなければならない。

- (1) 土地(信託している土地(自己が帰属権利者であるものに限る。))を含む。)所在、面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続(被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。)により取得した場合は、その旨
- (2) 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権、当該権利の目的となっている土地の所在及び面積並びに相続により取得した場合は、その旨
- (3) 建物 所在、床面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、その旨
- (4) 預金(当座預金及び普通預金を除く。)、貯金(普通貯金を除く。))及び郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)預金、貯金及び郵便貯金の額
- (5) 金銭信託 金銭信託の元本の額
- (6) 有価証券(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第1項及び第2項に規定する有価証券に限る。)種類及び種類ごとの額面金額の総額(株券にあつては、株式の銘柄、株数及び額面金額の総額)
- (7) 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品(取得価額が100万円を超えるものに限る。)種類及び数量
- (8) ゴルフ場の利用に関する権利(譲渡することができるものに限る。) ゴルフ場の名称
- (9) 貸付金(生計を一にする親族に対するものを除く。) 貸付金の額

(10) 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。） 借入金の額

2 市長は、その任期開始の日後毎年新たに有することとなった前項各号に掲げる資産等であって12月31日において有するものについて、当該資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等補充報告書を、その翌年の4月1日から同月30日までの間に、作成しなければならない。

（所得等報告書の作成）

第3条 市長（前年1年間を通じて市長であった者（任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となったものにあつては、当該市長でない期間を除き前年1年間を通じて市長であった者）に限る。）は、次に掲げる金額及び課税価格を記載した所得等報告書を、毎年、4月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となったものにあつては、同月1日から再び市長となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、作成しなければならない。

(1) 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額（当該金額が100万円を超える場合にあっては、当該金額及びその基因となった事実）

ア 総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第22条第2項に規定する総所得金額をいう。）及び山林所得金額（同条第3項に規定する山林所得金額をいう。）に係る各種所得の金額（同法第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額をいう。）

イ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定により、所得税法第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分して計算された所得の金額であつて規則で定めるもの

(2) 前年中において贈与により取得した財産について同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税価格（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の2に規定する贈与税の課税価格をいう。）

（関連会社等報告書の作成）

第4条 市長は、毎年、4月1日において報酬を得て会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条において同じ。）の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、同月2日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了により市長でない期間がある者で当該任期満了による選挙により再び市長となったものにあつては、同月2日から再び市長となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、作成しなければならない。

(資産等報告書等の保存及び閲覧)

第5条 前3条の規定により作成された資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書は、市長において、これらを作成すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、市長に対し、前項の規定により保存されている資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書の閲覧を請求することができる。
(委任)

第6条 この条例に規定するもののほか、市長の資産等の公開に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成8年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日において市長である者は、同日において有する第2条第1項各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して100日を経過する日までに作成しなければならない。
- 3 前項の規定により作成された資産等報告書については、第5条の規定を準用する。

理 由

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律(平成4年法律第100号)の施行に伴い、本市においても同法の規定に基づき、市長の資産等の公開について所要の措置を講じる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長(若浜記久男君) 日程第19「政治倫理の確立のための和泉市長の資産等の公開に関する条例制定について」を議題といたします。
- 議長(若浜記久男君) 提案理由の説明を願います。
- 参与兼総務部長(神藤恒治君) ただいま御上程いただきました議案第53号「政治倫理の確立のための和泉市長の資産等の公開に関する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について、総務部神藤より御説明申し上げます。議案書27ページでございます。まず、提案理由でございますが、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律、いわゆる資産公開法が平成5年1月1日から施行されております。同法第7条に、地方公共団体の長等についても、平成7年12月31日までに国会議員に準じた措置を講じるよう規定が置かれており、その規定に基づきまして、市長の資産等の公開に関する条例をここに御提

案申し上げる次第であります。

その内容でございますが、第1条は、目的として、資産公開法第7条の規定に基づき、和泉市長の資産等の公開について必要な事項を定める、としております。

第2条第1項は、資産等報告書の作成を規定いたしております。これは市長の任期開始の日現在に所有している土地建物等の資産等を記載した報告書を、任期開始の日から100日以内に作成することとしております。

また、第2項では、資産等補充報告書の作成を規定しており、市長の任期開始後、毎年、新たに所有することとなった資産等を12月31日においても所有している場合には、補充となった資産等を記載した報告書を翌年の4月中に作成することとしております。

なお、補充資産等がなければ、報告書を作成する必要がございません。

第3条では、所得等報告書の作成を規定しております。これは前年1年間を通じて、市長であれば、前年分の所得の種類、給与、配当、不動産、土地譲渡所得などごとに所得金額を記載した報告書を翌年の4月中に作成することとしております。

なお、同条第1号では、総合課税、分離課税の区分ごとに所得金額を記載し、その所得金額が100万円を超える場合は、原因となった事実も併記することとし、また、第2号では、贈与税が課される程度の財産を取得した場合は、その課税価格を記入することとしております。

第4条は、関連会社等報告書の作成を規定しております。これは4月1日現在、金額の多少にかかわらず、報酬を得て会社その他の法人の役職に就任している場合は、名称及び住所並びに職名を記載した報告書を翌年の4月2日から4月30日までに作成することとしております。

第5条第1項は、4種類の報告書の保存期限5年間を規定し、同条第2項では、報告書は、だれでも閲覧請求できることを規定いたしております。

第6条は、委任について、本条例で定めた事項以外、必要な事項は、規則で定める、としております。

最後に、附則でございますが、第1項は、この条例は、平成8年1月1日から施行しようとするものでございます。

第2項及び第3項は、施行日現在、市長である者についての経過措置を規定いたしましたものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、議案第53号についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（若浜記久男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 18番（赤阪和見君） これは平成5年云々という話ですが、今に至った理由をお聞かせ願ひ

たい。

それと、もう1点は、この条例が可決され、現在の稲田市長が、いつ、どういう書類を出さなければならないのか、教えていただきたい。

それから、これは市長個人という形でございますが、最近、新聞等いろんなところで発表されておりますが、家族の部分とかは、市長としてどうされるのか。これは自主的な問題もあろうかと思っておりますので、その決意のほどをお聞かせ願いたい。

以上、3点をお聞かせ願います。

- 議長（若浜記久男君） 理事者答弁。
- 総務部次長（山下喬三君） 総務部山下からただいまお尋ねの内容についてお答え申し上げます。

平成5年1月1日より国の法律が施行されております。そのおくれた理由でございますが、その後、私どもとしては検討してまいりました。また、阪南各市、大阪府下の状況等を眺めてまいったわけですが、今までどこの市もなかなか前へ進めなかった。堺市とか東大阪市では、早くから施行されておるわけでございますが、阪南各市は、かなりおくれておりました。そういう状況もございまして、和泉市についても、他市の状況を眺めてまいりましたので、今回、タイムリミットが来ましたので、御提案申し上げた次第でございます。御理解願いたいと存じます。

それから、どのような書類を出すのか、今に至って市長として出すべきものは何か、ということでございます。とりあえず、市長に就任されたときの資産、土地家屋等の内容を1月1日から就任後100日以内に市の方に報告書を提出していただくことになっておりますので、計算しますと、4月9日までに提出していただくということでございます。

- 議長（若浜記久男君） 市長。
- 市長（稲田順三君） 私自身の家族のことも含めて、ということでございます。私の家族は5人でございます。家内は家事手伝い、1人は学生でございます。あと2名の女の子は、現在、働いております。そういうことで家族の資産の公開ということでございますが、私としては、市長本人だけの公開ということをお願いしたいと考えております。
- 18番（赤阪和見君） 何も市長に全部出せ、とは言ってません。市長が何ぼ持っているように、僕はかかわりのないことでございます。今の市長の答弁で結構でございます。

ただ、他市を眺めて、ということがよく出てきます。他市を眺めないことには、和泉市民の幸せ、市民の財産を守ることができないものか。この姿勢が一番大事やと思います。主体性、すなわち和泉市をどうしていくか、和泉市民の幸せをどう守っていくか、和泉市民の財産をど

う守っていくか。そして、市長も、前市長もおっしゃってました「住んで良かった和泉市」をどうつくっていくか、が一番大事だと思います。なぜ、他市を眺めなければならないのか、その姿勢をどうか払拭していただきたい。われわれもそうですが、特色ある和泉市を築いていこうとする進取的な姿勢を新市長はよく職員さんと検討していただきたい。

他市に並べるのなら、補助金も何もかも並べなさいよ。並べられないんですからね。少ない予算をきっちり使い、それが市民のためになるというならば、借金をしてでもやりましようよ。私たちは、市民から無駄を排して有効な行政を進めていくことを預かっているのですからね。その点、言葉に注意していただきたい。言葉に出るということは、心にあるということですので、その点だけ注意をさせていただきたいと思います。

以上です。

- 議長（若浜記久男君） 他に。上田議員。
- 5番（上田育子君） 29ページの第6条に「この条例に規定するもののほか、市長の資産等の公開に関し必要な事項は、規則で定める」とありますが、規則で定める場合、議会の議決についてどのように考えておられるのか。

また、規則では、どういった規定を考えておられるのか。

それと、政治倫理に関する条例ですので、今後、こういったものに関しては、原則的に市民の見解を十分反映するため、開かれた審議会等で条例制定等の案文づくりをすべきだと思いますが、その点についていかがでしょうか。

以上、3点についてお答えをお願いします。

- 議長（若浜記久男君） 理事者答弁。
- 総務部次長（山下喬三君） 総務部山下からお答え申し上げます。

「規則で定める」となっておりますが、これについては、様式とか細かな報酬を得ている団体の内容。それから、美術工芸品等があれば、その内容などであります。

それから、条例等を制定するに当たり開かれた市民との場で案文づくりをすべきではないか、との御質問ですが、庁内では、例規等の審査委員会で検討していますが、開かれた市民の中ではいたしておりません。

- 5番（上田育子君） この議会に向けて既に案文ができていたと思います。昨日の市長の所信表明の9項目目で市民との対話を強調されています。今後、条例づくりに関しての市民参加について、市長の見解をお聞きをして終わりたいと思います。
- 市長（稲田順三君） お答え申し上げます。

この件に関しましては、国会議員の資産等の公開等の法律に基づくものであります。御指摘

の条例化等につきましては、幅広い意見を聞く中で議論を重ね、1つひとつの条例案を作成していくのがベターだと思いますが、いろいろ法律条項もあるので、ケースバイケースにもよるといふ感じもいたしております。その点も含めていろいろ検討していきたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

- 議長（若浜記久男君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第53号は、原案どおり可決されました。

○

議案第54号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成7年12月20日 提出

和泉市長 稲田 順三

和泉市条例第 号

和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「2,000円」を「2,500円」に改める。

第14条の3第1項中「34,500円」を「35,100円」に改める。

第23条中「3,300円」を「3,400円」に、「1,650円」を「1,700円」に改める。

第26条第2項中「当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額を加算した額に」を削り、同条第3項を削り、同条第4項を次のように改める。

3 前条第3項及び前条第4項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 行政職給料表

職務の 等級	1 等 級		2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	甲	乙				
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1				182,500		
2	293,100	252,800	215,200	189,300	169,000	
3	302,900	261,700	223,300	196,100	175,600	133,600
4	312,900	270,600	231,600	205,700	182,500	137,900
5	327,600	281,900	242,200	215,200	189,300	142,400
6	339,600	293,100	252,800	223,300	196,100	147,400
7	351,600	302,900	261,700	231,600	205,700	153,100
8	363,500	312,900	270,600	242,200	215,200	161,100
9	375,400	327,600	281,900	252,800	223,300	169,000
10	387,400	339,600	293,100	261,700	231,600	175,600
11	401,200	351,600	302,900	270,600	240,300	182,500
12	415,400	363,500	312,900	279,600	249,100	189,300
13	429,900	375,400	323,300	288,600	257,600	196,100
14	444,800	387,400	333,700	297,700	265,900	202,900
15	460,200	399,600	344,000	307,000	274,200	210,200
16	475,600	411,800	354,100	316,400	282,300	218,000
17	489,500	424,000	364,100	325,800	290,200	225,700
18	502,800	435,600	374,100	335,400	298,000	232,900
19	515,000	446,800	384,100	345,200	305,600	239,400
20	527,100	457,800	394,000	354,900	313,100	245,700
21	538,200	467,000	403,900	364,500	320,500	251,900
22	548,300	474,600	413,800	374,300	327,200	257,600
23	553,900	482,200	423,300	383,600	333,500	263,300
24	558,600	487,500	430,700	392,300	338,100	268,700
25		492,100	437,700	400,800	342,200	274,000
26		496,400	442,300	408,300	346,200	278,800
27			446,800	414,500	349,100	283,200
28			451,100	420,400	351,800	287,000
29			455,000	424,900	354,500	290,500
30			458,800	429,200	357,300	293,300
31			462,600	433,300	360,200	296,000
32			466,400	437,100	362,900	298,600
33				440,900	365,500	301,100
34				444,700	367,900	303,500
35				448,500	370,300	305,900
36				452,300		308,200
37				456,100		310,500
38				459,800		312,800
39						315,100
40						317,300
41						319,500
42						321,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 医療職給料表

ア 医療職給料表(一)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	558,500 ^円	422,400 ^円	330,100 ^円		
2	570,800	435,200	342,400	291,800	
3	582,900	447,500	354,800	303,800	233,200
4	596,500	459,700	367,200	315,800	242,800
5	609,700	471,700	379,600	327,900	253,500
6	623,400	483,600	392,100	340,100	264,600
7	637,800	495,300	404,600	352,300	276,400
8	652,600	506,500	417,600	364,600	288,200
9	667,900	517,700	430,200	376,900	300,100
10	683,300	528,900	442,400	389,300	312,000
11	698,600	540,000	454,400	401,800	323,600
12	713,500	550,500	465,900	413,200	333,500
13	728,100	560,900	477,300	423,800	343,000
14	742,300	571,200	488,500	433,900	352,400
15	756,100	580,800	499,500	443,600	361,800
16	768,900	590,100	510,300	453,200	371,100
17	781,200	598,800	520,600	462,700	380,300
18	791,700	605,900	530,900	472,100	389,400
19	800,900	611,200	541,100	481,400	397,200
20		616,000	549,100	488,800	402,400
21			556,900	495,700	407,600
22			562,400	501,800	410,700
23			567,700	506,200	
24			572,700	510,600	
25			577,100	515,000	
26			581,400	519,300	
27				523,000	

備考 この表は、医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表 (二)

職務の等級	特 1 等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1			182,500		
2	252,800	210,100	189,300	169,000	
3	261,700	217,300	196,100	175,600	133,600
4	270,600	224,500	202,900	182,500	137,900
5	281,900	231,600	210,100	189,300	142,400
6	293,100	242,200	217,300	196,100	147,400
7	302,900	252,800	224,500	202,900	153,100
8	312,900	261,700	231,600	210,100	161,100
9	327,600	270,600	242,200	217,300	169,000
10	339,600	281,900	252,800	224,500	175,600
11	351,600	293,100	261,700	231,600	182,500
12	363,500	302,900	270,600	240,300	189,300
13	375,400	312,900	279,600	249,100	196,100
14	387,400	323,300	288,600	257,600	202,900
15	399,600	333,700	297,700	265,900	208,600
16	411,800	344,000	307,000	274,200	214,300
17	424,000	354,100	316,400	282,300	220,000
18	435,600	364,100	325,800	290,200	225,700
19	446,800	374,100	335,400	298,000	232,900
20	457,800	384,100	345,200	305,600	239,400
21	467,000	394,000	354,900	313,100	245,700
22	474,600	403,900	364,500	320,500	251,900
23	482,200	413,800	374,300	327,200	257,600
24	487,500	423,300	383,600	333,500	263,300
25	492,100	430,700	392,300	338,100	268,700
26	496,400	437,700	400,800	342,200	274,000
27		442,300	408,300	346,200	278,800
28		446,800	414,500	349,100	283,200
29		451,100	420,400	351,800	287,000
30		455,000	424,900	354,500	290,500
31		458,800	429,200	357,300	293,300
32		462,600	433,300	360,200	296,000
33		466,400	437,100	362,900	298,600
34			440,900	365,500	301,100
35			444,700	367,900	303,500
36			448,500	370,300	305,900
37			452,300		308,200
38			456,100		310,500
39			459,800		312,800
40					315,100
41					317,300
42					319,500
43					321,700

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士、検査技師、保健婦、助産婦、看護婦等で規則で定めるものに適用する。

附 則 (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第23条の改正規定は、平成8年1月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の和泉市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成7年4月1日（以下「切替日」という。）から適用する。
(最高号給等の切替え等)
- 3 切替日の前日において、職務の等級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、市長が別に定める。
(切替期間における異動者の号給等)
- 4 切替日から施行日の前日までの間において、この条例による改正前の和泉市職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、市長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における職務の等級及び号給又は給料月額並びにこれらを受けることとなる期間は、市長の定めるところによる。
(給与の内払)
- 5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて切替日から施行日の前日までに支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
(委任)
- 6 前各号に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

理 由

人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定並びに府下各市の改定状況及び諸般の事情を考慮し、本市の職員の給与について所要の措置を講ずる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（若浜記久男君） 日程第20「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。
- 議長（若浜記久男君） 提案理由の説明を願います。

○ 市長公室理事（戸口泰明君） それでは、お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第54号「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」、市長公室戸口から提案の理由並びにその内容について御説明を申し上げます。追加議案書1ページでございます。

まず、提案の理由でございますが、本年8月1日付国家公務員の人事院勧告並びに諸般の事情を考慮いたしまして、本市の職員の給料につきまして、その改定を行おうとするものでございます。

その内容でございますが、追加議案書2ページでございます。

第13条第4項につきましては、扶養手当の改正でございまして、扶養親族のある子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の子供がいる場合、加算することとされている額を1人につき2,000円から2,500円に改正しようとするものでございます。

次に、第14条第1項につきましては、住居手当の改正でございまして、借家居住者等につきまして、最高支給額限度を3万4,500円から3万5,100円に改めようとするものでございます。

次に、第23条につきましては、宿日直手当の改正でございまして、主として市民病院に勤務する職員が宿直または日直勤務をした場合、その勤務1回につき3,300円を3,400円に、半日直勤務1回につき1,650円を1,700円にそれぞれ増額しようとするものでございます。

次に、第26条第2項につきましては、勤勉手当に係る文言上の整備でございまして、実情に則すべく改正しようとするものでございます。

また、別表第1及び別表第2の改正は、行政職及び医療職の給料表を改めようとするものでございまして、議案書3ページから5ページのとおりでございます。

次に、6ページの附則第1項及び第2項は、施行期日及び適用日に関する規定でございまして、宿日直手当につきましては平成8年1月1日から、その他の規定は、平成7年4月1日にさかのぼり適用しようとするものでございます。

その他の附則につきましては、本条例案の施行に伴い所要の規定整備を図るものであります。

以上、まことに簡単でございますが、議案第54条につきまして、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきます。

なお、8ページ以降に記載しております新旧対照表を御参照の上、よろしく御審議いただきまして、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（若浜記久男君） 本件について質疑、御意見ありませんが。

（「なし」と呼ぶ者あり）別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）御異議ないものと認めます。よって、議案第54号は、原案どおり可決されました。



議案第59号

助役の選任について

次の者を助役に選任するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

平成7年12月20日 提出

和泉市長 稲田 順三

住 所

氏 名

生年月日

職 業

住 所

氏 名

生年月日

職 業

○ 議長（若浜記久男君） 日程第21「助役の選任について」を議題といたします。

○ 議長（若浜記久男君） 提案理由の説明を願います。

（市長登壇、説明）

○ 市長（稲田順三君） ただいま御上程をいただきました議案第59号「助役の選任について」、提案の理由並びに内容の説明を申し上げます。

去る12月4日付をもちまして、田中昭一助役が退任いたしましたことに伴いまして、現在、空席となっております助役につきまして、議案書97ページに併記してございまして、田中稔氏並びに池辺光三の両氏を選任いたしたく、まずもって、議会の御同意を相賜りますよう御提案申し上げる次第でございます。

田中 稔氏の経歴等につきましては、既に議員皆様方には御承知のとおりであり、今さら私から申し上げるまでもございませんけれども、お手元に御配付してございます資料のとおり、氏は、昭和23年、旧信太村役場に奉職し、以来、40年の長きにわたり和泉市職員として勤められました。この間、水道行政を中心に市政の発展に尽力され、昭和63年には、その識見により水道事業管理者に任ぜられ、その堅実な事業経営のもと、今日に至っております。

住所は、和泉市光明台一丁目23番3号。生年月日は、昭和5年10月23日でございます。

氏は、市の地方自治に関する見識の深さはまことに優れたものがあり、その卓越した行政手腕は高く評価されているところで、助役として適任者であると確信をしているものであります。

一方、池辺光三氏の経歴につきましては、お手元に御配付しております資料のとおり、現在、大阪府企画調整部統計課長の要職に就かれているものでございますが、このたび、助役の選任に当たりまして、大阪府から招聘しようとするものでございます。

氏は、昭和37年、大阪府に奉職され、以来、教育委員会事務局、保健所次長、府立病院庶務課長等を歴任され、30有余年の長きにわたり府職員として勤められております。

また、氏は、和泉市に生まれ、住所は、和泉市仏並町39番地の3。生年月日は、昭和14年7月31日でございます。

氏は、大阪府職員として豊かで、しかも、着実な行政経験を積まれるとともに、その才能と誠実な姿勢は、助役として適任であると考えているところであります。

ここに、田中 稔、池辺光三の両氏を助役に選任することに御同意をお願いを申し上げ、まことに簡単ではございますが、提案の理由とさせていただきます。どうかよろしく願いを申し上げます。

○ 議長（若浜記久男君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第59号を原案どおり同意することに決めます。

ここで、ただいま選任同意を受けました田中 稔氏と池辺光三氏よりあいさつの申し出がありますので、これを許可いたします。

（助役就任あいさつ）

○ 助役（田中 稔君） 貴重なお時間を拝借いたしまして、一言、御礼を申し上げます。

ただいまは、私の助役就任につきまして皆様方の温かい御同意を賜り、この上もない光栄と感激し、緊張しております。ここに、慎んで心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

皆様方も御承知のように私は浅学非才、加えて障害の身でございます。そのことから今の心境は、感動と不安とが交錯している状態でございます。何分声帯がないというハンデがございます。これから皆様方に大変御迷惑をお掛けすることであろうかと存じますが、どうか深い御理解をいただくようお願いを申し上げるものでございます。

しかしながら、助役に任命された上は、市長の女房役として、和泉市発展のため、微力ながら全精力を傾注して職務を遂行してまいりたいと考えております。どうか今まで以上の御支援、御指導、御鞭撻をひたすらお願い申し上げまして、はなはだ簡単措辞でございますが、心からなる御礼のごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）
（助役就任あいさつ）

○ 助役（池辺光三君） お許しをいただきましたので、一言、御礼の言葉を申し上げます。

このたびの和泉市助役の選任に当たりまして、稲田市長の御推薦をいただき、そして、ただいま市議会の御同意をいただきました。私にとりまして本当に身に余る光栄で、深く感謝申し上げます。

もとより浅学非才の身でございます。それ故、責任の重さを一層痛感をいたしております。この上は、微力ではございますが稲田市長を補佐し、郷土和泉市政の発展のため、誠心誠意尽くしてまいりたいと存じておりますので、どうぞよろしくをお願いを申し上げます。

市議会の皆様におかれましては、御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、はなはだ簡単ではございますが、御礼のごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

議案第60号

収入役の選任について

次の者を収入役に選任するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第168条第7項において準用する同法第162条の規定により、議会の同意を求める。

平成7年12月20日 提出

和泉市長 稲田 順三

住 所

氏 名

生年月日

職 業

- 議長（若浜記久男君） 日程第22「収入役の選任について」を議題といたします。
- 議長（若浜記久男君） 提案理由の説明をお願いします。

（市長登壇、説明）

- 市長（稲田順三君） ただいま御上程をいただきました議案第60号「収入役の選任について」、提案理由並びにその内容の御説明を申し上げます。

去る12月15日付をもちまして、中塚 白収入役が退任いたしましたことに伴い、新しく収入役を選任しようとするものでございまして、議案書100ページに記してございますとおり、杉本弘文氏を選任いたしたく、議会の御同意を相賜りますよう御提案を申し上げる次第でございます。

杉本氏の経歴等につきましては、議員皆様方には既に御承知のとおりでありまして、今さら、申し上げるまでもございせんが、氏は、昭和29年、旧北池田村役場に奉職され、以来、34年の長きにわたり和泉市職員として勤められました。この間、教育委員会事務局管理部長、市長公室長等を歴任され、平成3年4月には、教育委員会委員として議会の御同意を賜り、教育長として現在に至っております。

住所は、和泉市伏屋町445番地。生年月日は、昭和9年4月13日でございます。

氏は、資性温厚にして清廉潔白、人格円満な方でございまして、しかも、地方自治の経験極めて豊富であることから、収入役として適任者であると思慮いたし、ここに選任させていただきたいと存じます。

何とぞ議員皆様方の御同意を相賜りますようお願い申し上げます。まことに簡単ではございますが、提案の説明に代えさせていただきます。どうかよろしく願いを申し上げます。

- 議長（若浜記久男君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第60号を原案どおり同意することに決めます。

ここで、ただいま選任同意を受けました杉本弘文氏よりあいさつの申し出がありますので、これを許可いたします。

（収入役就任あいさつ）

- 収入役（杉本弘文君） 貴重なお時間を拝借いたしまして、一言、御礼を申し上げたいと存じます。

このたび、収入役に御選任をいただき、ただいま議会の御同意を賜りましたことは、私にとりましてこの上ない光栄でありまして、心から感謝と御礼を申し上げる次第でございます。あ

りがとうございました。

この上は、収入役としての重責を十分認識いたしまして、与えられた職務に邁進いたしてまいり所存でございます。また、教育長として、議員先生方よりいろいろと御指導を賜ってまいりましたが、今後とも、相変わリませず御指導、御鞭撻をお寄せ賜りますようお願いを申し上げます、まことに簡単でございますが、御礼のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

議案第61号

固定資産評価員の選任について

次の者を固定資産評価員に選任するについて、地方税法(昭和25年法律第226号)第404条第2項の規定により、議会の同意を求めらる。

平成7年12月20日 提出

和泉市長 稲田 順 三

住 所
氏 名
生年月日
職 業

- 議長(若浜記久男君) 日程第23「固定資産評価員の選任について」を議題といたします。
- 議長(若浜記久男君) 提案理由の説明を願います。
(市長登壇、説明)
- 市長(稲田順三君) ただいま御上程をいただきました議案第61号「固定資産評価員の選任について」、提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本件は、地方税法第404条第2項の規定によりまして、固定資産を適正に評価し、かつ私が行う価格の決定を補助していただくため、市に設置するものでございます。

現在、和泉市固定資産評価員でおられる中塚 白氏は、今般、この職務につきましても、平成7年12月25日付をもちまして退任されます。それに伴い、ただいま御選任をいただきました収入役杉本弘文氏を後任の固定資産評価員として選任いたしたくお願いをするものでございます。

氏は、長年の行政経験と、加えて地域の実情にも精通いたしており、最適任者と存じますので、何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます。

はなはだ簡単ではございますが、提案理由の説明といたします。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（若浜記久男君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第61号を原案どおり同意することに決めます。

○
議案第62号

教育委員会委員の任命について

次の者を教育委員会委員に任命するについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成7年12月20日 提出

和泉市長 稲田 順 三

住 所

氏 名

生年月日

職 業

住 所

氏 名

生年月日

職 業

○ 議長（若浜記久男君） 日程24「教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

○ 議長（若浜記久男君） 提案理由の説明をお願いします。

（市長登壇、説明）

○ 市長（稲田順三君） ただいま御上程をいただきました議案第62号「教育委員会委員の任命について」、提案の理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本市教育行政の運営に際し、教育長として御尽力をいただいてまいりました杉本教育委員については、今般、本年12月25日付をもって教育委員を辞職することと相なりました。

また、藤井謹一委員さんには、来る2月25日をもって任期満了と相なります。昭和51年2月

26日に本市教育委員に就任され、この間、20年の長きにわたり、卓越した識見と教育に対する熱意により教育行政に御尽瘁をいただいてまいりましたが、このたびの任期満了を機に御勇退をいただくことになりました。先生の長年の御功績に深く感謝の意を表する次第でございます。

つきましては、今般、杉本委員の後任として、和泉市山荘町1322番地の1、宮川清二郎氏を、また、藤井委員の後任として、和泉市和田町256番地、安井征雄氏を教育委員として任命の御同意を賜りたく、御提案申し上げる次第でございます。

お手元の追加議案書105ページ及び経歴書を御参照願います。

まず、宮川清二郎氏は、昭和10年1月10日生まれ。住所は、和泉市山荘町1322番地の1であり、教員として教壇に立たれて以来34年間、学校教育に御精励をいただき、この間、教頭、校長職を11年歴任され、本年3月、北池田中学校校長をもって御退任されました。

氏の教育者としての御功績は多大であり、性格は温厚、誠実な方で、指導力、また、教育に対する熱意は高く評価されるところでございまして、本市教育行政の一層の充実に御尽力いただけるものと存じます。

続いて、安井征雄氏は、昭和11年7月31日生まれ。住所は、和泉市和田町256番地であり、繊維業の経営に従事されており、その一方では、和泉市文化協会の副会長として、本市の文化充実と振興に多大なるお力添えを賜っておりますとともに、和泉市交響楽団の設立に御尽力いただき、現在、和泉市交響楽団団長としても御活躍をいただいているところでございます。

性格は温厚、誠実な方で教育文化への造詣も深く、これからの本市の課題であります生涯学習の一層の充実にも御尽力いただけるものと存じます。

つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により、教育委員会委員として宮川清二郎氏及び安井征雄氏の任命について、議員各位の御同意を賜りますようお願いを申し上げます。提案の理由並びにその内容についての御説明に代えさせていただきますと存じます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（若浜記久男君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

○ 18番（赤阪和見君） この書類で若干、お聞きをしたいんですが、宮川清二郎先生の現在の職業が「地方公務員」となっておりますが、地方公務員で間違いがないんでしょうか。

○ 議長（若浜記久男君） 市長。

○ 市長（稲田順三君） 非常勤嘱託員ということで、教育相談員をされている方でござい

ます。

○ 18番（赤阪和見君） 非常勤嘱託員は、地方公務員なのかどうか。その点はいかがなものですか。

○ 管理部長（鹿嶋賢昌君） 地方公務員でございます。

○ 18番（赤阪和見君） 極端に言えば、アルバイトも地方公務員という形になるんですか。地方公務員に間違いございませんか、人事の方、いかがですか。

○ 市長公室理事（戸口泰明君） ただいま教育委員会から御説明申し上げましたとおり、多分、現在、教育相談員という、府の補助を受けた相談員ではないかと思えます。

○ 18番（赤阪和見君） 多分、というのは困ります。気になるのは、後々、職業詐称とかで問題になったら困りますのでね。はっきりした答弁をしておいてくださいよ。

僕は、これをどうこういう気持ちはありません。間違っていたら、間違いでいいんですよ。現在の職業をきちんと言うておいてもらわんと、後でこのことが問題になっては困ります。最近、学歴等で問題になっている例がたくさんありますのでね。

特に後で教育長という話もあるように聞いておりますので、この場ではっきりしておいてください。多分、というような中途半端な言い方は止めていただきたいと思えます。

○ 市長公室理事（戸口泰明君） 職業につきましては、教育相談員というところで調整をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 18番（赤阪和見君） 調整するとかせんとかいう問題ではないでしょう。一応、地方公務員の教職員を退職されているわけですからね。相談員の嘱託員は全部地方公務員なのか、特別地方公務員なのかどうか。何もそれで問題にしようとは思ってません。後々、あなた方がやりやすいように言うているわけですから。

○ 市長公室理事（戸口泰明君） 現在、非常勤の地方公務員ということで対応しているつもりでございます。

○ 18番（赤阪和見君） この際ですから、非常勤の中で地方公務員という職業とか、また、アルバイトなどの点について、後でその区分を出してください。この職業は地方公務員だ、この職業は地方公務員ではないんだ、というところについてね。その理由についても、はっきり出してください。

それでは、これはこれでいいんですね。私たちは、その旨で承認する、承認しないという点を判断をしますのでね。その点だけ再度、確認をしておきます。

○ 市長公室理事（戸口泰明君） 先ほど、私が御答弁を申し上げたとおりでございます。また、後で区分については、私の方からお話申し上げたいと存じます。

- 議長（若浜記久男君） 教育委員会委員の同意の議題を審議をしていただいている途中でございますが、若干、質疑の中で確定をしない部分も出ております。お昼まで少し時間がござい
ますが、ここで暫時、休憩をしたいと思います。

（午前11時50分休憩）

（午後1時00分再開）

- 議長（若浜記久男君） 午前に引き続き、会議を開きます。
赤阪議員の質問に対し、理事者答弁願います。
- 市長公室理事（戸口泰明君） 午前中は、大変ご迷惑をお掛けしまして、厚くお詫び申し上げます。
地方公務員かどうか、ということでございます。地方公務員には、一般の地方公務員と、地方公務員法第3条第3項に規定する特別職の地方公務員がござい
ます。宮川清二郎氏の場合は、現在、和泉市教育相談員として任用しております。教育相談員は、地方公務員法第3条第3項の非常勤の特別職の地方公務員に当たると
いうことでございます。大変御迷惑を掛けました。
- 18番（赤阪和見君） そういうことで話はわかったわけですが、こういう形の中では、地方公務員と総称しているということもよくわかりますが、今後は、われわれにもよくわかるような表現の仕方をきちんとしていただきたいと要望しておきます。
- 議長（若浜記久男君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、議案第62号を原案どおり同意することに決めます。
ここで、ただいま選任同意を受けました宮川清二郎氏と安井極雄氏よりあいさつの申し出がありますので、これを許可いたします。
（教育委員会委員就任あいさつ）
- 教育委員会委員（宮川清二郎君） 貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。
ご紹介に預かりました宮川清二郎でございます。学校に在任中は、何かと御指導並びにお力添えを賜りましたことを、この場をお借りいたしまして御礼を申し上げます。
また、ただいまは、教育委員の任命につきまして、市議会の御同意を得ましたことをまことにありがたく、厚く御礼を申し上げます。

教育委員の職務は、学校教育、社会教育及び地域の学術文化の向上について、公正中立的な立場から大局的な判断が要請されますが、教育行政が少しでも円滑かつ効果的に推進できますよう、微力ではございますが、誠心誠意励む所存でございますので、議員先生方には、何とぞよろしく御指導賜りますようお願いを申し上げます。

まことに措辞ではございますが、御礼を兼ねごあいさつといたします。どうもありがとうございました。（拍手）

（教育委員会委員就任あいさつ）

○ 教育委員会委員（安井征雄君） 一言、ごあいさつを申し上げます。

ただいま御紹介をいただきました安井征雄でございます。このたびは、教育委員の任命に当たりまして、市議会の先生方の御同意を賜りましたことをまことにありがたく、厚く御礼を申し上げます。

私は、お見かけどおり未熟者でございます。大変重責を担わしてもらうことになりましたが、この上は、微力ではございますが、議員先生方の御指導を賜りながら、勉強を重ねながら、何とか無事に務めさせていただきたいと存じておりますので、先生方の御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、まことに簡単措辞でございますが、一言、御礼に代えさせていただきたいと存じます。どうもありがとうございました。（拍手）

○

議案第63号

公平委員会委員の選任について

次の者を公平委員会委員に選任するについて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成7年12月20日 提出

和泉市長 稲田 順 三

住 所

氏 名

生年月日

職 業

- 議長（若浜記久男君） 日程第25「公平委員会委員の選任について」を議題といたします。
- 議長（若浜記久男君） 提案理由の説明を願います。
- 市長（稲田順三君） ただいま御上程をいただきました議案第63号「公平委員会委員の選任

について」、提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本市公平委員会は、3名の委員で組織されてございまして、このたび、昭和59年2月より3期12年間の長きにわたり公平委員会委員として御尽力をいただき、御苦勞をお掛けしてまいりました山本裕司氏から今期の人気満了日、平成8年2月25日をもって退任いたしたき旨の申し出があり、その辞意の意思が非常に固く、その意をお受けさせていただくこととなりました。

その後任の委員といたしまして、竹田明郎氏を公平委員会委員に選任いたしたく、議会の御同意を賜りますよう御提案申し上げる次第であります。

竹田明郎氏は、昭和9年3月3日生まれで61歳。住所は、和泉市府中町五丁目3番1号であります。

氏は、昭和33年、本市職員となられ、平成4年、本市教育委員会事務局理事、久保惣記念美術館館長を最後に退職され、退職後は、地元府中北町会の副会長などをなされ、平成7年4月より本市防犯委員として御活躍をいただいているところであります。

竹田氏は、人格は高潔で卓越した識見と情熱を兼ね備えられた方であり、地方自治の本旨及び民主的、能率的な事務処理に理解があり、かつ人事行政に関して識見を有する方であることから、公平委員会委員として適任者であると存じますので、何とぞよろしく議員皆様方の御同意を相賜りますようお願い申し上げます、提案理由の御説明とさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

- 議長（若浜記久男君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第63号を原案どおり同意することに決めます。

ここで、ただいま選任同意を受けました竹田明郎氏よりあいさつの申し出がありますので、これを許可いたします。

（公平委員会委員就任あいさつ）

- 公平委員会委員（竹田明郎君） 貴重なお時間をお割きいただきまして、ありがとうございます。

ただいま公平委員会委員に御同意をいただきまして、ありがとうございます。大きな仕事をちょうだいいたしまして光栄に思いますし、また、責任の重大さを身に沁みてございます。和泉市で30有余年お世話になりました。この地方公務員の経験を生かしながら、さらに、公平委員会委員として見識を積むように頑張りたいと思います。

議会先生方のますますの御支援をお願いいたしまして、簡単ではございますが、ごあいさつ

に代えさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

議案第55号

平成7年度和泉市一般会計補正予算(第4号)

平成7年度和泉市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,724,541千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49,449,028千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成7年12月20日 提出

和泉市長 稲田 順三

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 地方交付税		5,550,000	628,775	6,178,775
	1. 地方交付税	5,550,000	628,775	6,178,775
9. 分担金及び負担金		1,203,539	403,071	1,606,610
	1. 分担金	37,160	3,071	40,231
	2. 負担金	1,166,379	400,000	1,566,379
11. 国庫支出金		5,129,552	224,220	5,353,772
	2. 国庫補助金	1,921,487	224,220	2,145,707
12. 府支出金		3,755,340	44,307	3,799,647
	2. 府補助金	2,492,344	29,002	2,521,346
	3. 府委託金	872,281	15,305	887,586
16. 諸収入		3,708,499	24,268	3,732,767
	5. 雑収入	2,118,195	24,268	2,142,463

17. 市 債		3,027,638	382,900	3,410,538
	1. 市 債	3,027,638	382,900	3,410,538
19. ゴルフ場利用税交付金			17,000	17,000
	1. ゴルフ場利用税交付金		17,000	17,000
歳 入 合 計		47,724,487	1,724,541	49,449,028

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議 会 費		411,438	△ 61	411,377
	1. 議 会 費	411,438	△ 61	411,377
2. 総 務 費		5,086,973	336,042	5,423,015
	1. 総務管理費	3,276,240	354,922	3,631,162
	2. 徴 税 費	666,974	1,476	668,450
	3. 戸籍住民基本台帳費	340,611	△ 4,304	336,307
	4. 選 挙 費	155,494	△ 63	155,431
	5. 統計調査費	84,120	7,733	91,853
	6. 監査委員費	44,106	△ 7,832	36,274
	7. 同 和 対 策 費	519,428	△ 15,890	503,538
3. 民 生 費		13,755,083	144,205	13,899,288
	1. 社会福祉費	6,404,589	36,974	6,441,563
	2. 児童福祉費	4,533,841	106,817	4,640,658
	3. 生活保護費	2,803,524	414	2,803,938
4. 衛 生 費		5,180,802	4,195	5,184,997
	1. 予防衛生費	2,418,511	1,837	2,420,348
	2. 環境衛生費	560,289	△ 868	2,559,421
	3. 墓地管理費	188,342	3,226	191,568
5. 農林水産業費		446,406	23,908	470,314
	1. 農 業 費	438,799	22,448	461,247
	2. 林 業 費	7,607	1,460	9,067

6. 商 工 費		275,888	△ 10,025	265,863
	1. 商 工 費	275,888	△ 10,025	265,863
7. 土 木 費		10,897,180	714,397	11,611,577
	1. 土 木 管 理 費	1,511,885	34,466	1,546,351
	2. 道 路 橋 梁 費	3,308,892	65,513	3,374,405
	3. 河 川 水 路 費	542,259	222	542,481
	4. 都 市 計 画 費	4,063,363	654,732	4,718,095
	5. 住 宅 費	1,470,781	△ 40,536	1,430,245
8. 消 防 費		1,351,250	30,868	1,382,118
	1. 消 防 費	1,351,250	30,868	1,382,118
9. 教 育 費		4,877,057	435,536	5,312,593
	1. 教 育 総 務 費	576,149	44,614	620,763
	2. 小 学 校 費	1,637,575	22,786	1,660,361
	3. 中 学 校 費	878,341	4,348	882,689
	4. 幼 稚 園 費	460,111	4,663	464,774
	5. 社 会 教 育 費	896,696	385,930	1,282,626
	6. 保 健 体 育 費	428,185	△ 26,805	401,380
13. 災 害 復 旧 費		284,880	45,476	330,356
	1. 農 林 施 設 災 害 復 旧 費	76,690	22,134	98,824
	2. 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	168,190	23,342	191,532
歳 出 合 計		47,724,487	1,724,541	49,449,028

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債目的	補正前				補正後					
	限度額	起債方法	利率	借入先	償還方法	限度額	起債方法	利率	借入先	
史跡池上 普根遺跡 整備事業						372,000	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	府 政 銀 行 其 他	25年以内(内据置5年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすること ができる。
災害復旧 事業	50,600	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	府 政 銀 行 其 他	償還方法 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすること ができる。	61,500	同上	同上	同上	同上
計	3,027,638					3,410,588				

○ 議長（若浜記久男君） 日程第26「平成7年度和泉市一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

○ 議長（若浜記久男君） 提案理由の説明を願います。

○ 総務部理事（阪 豊光君） 総務部版です。お許しをいただきましてただいま御上程をいただきました議案第55号「平成7年度和泉市一般会計補正予算（第4号）」につきまして、内容の御説明を申し上げます。

今回、御上程いただきました補正予算の主な内容は、人事院勧告等に伴います給与、退職見込み者数の増に伴います退職手当の追加、7月の災害復旧事業の追加、補助事業の確定に伴います事業費の追加等でございます。

それでは、予算書に基づきまして、内容の御説明を申し上げます。追加議案書13ページでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ17億2,454万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ494億4,902万8,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、地方債の限度額の補正でございます。内容につきましては、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づきまして、歳出予算から御説明を申し上げます。23ページでございます。

まず、議会費でございますが、人件費を6万1,000円更正減いたしました。

次に、総務費以下の人件費の補正といたしまして、23ページから41ページにわたりますが、その中で職員の人事院勧告に伴う給与改定等によります給料の追加と、臨時職員及び非常勤嘱託員の社会保険適用の拡大に伴う共済費の追加並びに非常勤嘱託員の特別報酬の追加を目的別に補正いたしましたので、以後、人件費として説明をさせていただきますので、よろしく御了解願いたいと思います。

それでは、総務費でございますが、23ページでございます。3億3,604万2,000円の追加計上でございますが、そのうちの総務管理費の給与費では、給料、退職手当等の追加で2億7,308万3,000。また、人事管理費では、臨時職員に関連いたします賃金、社会保険料並びに社会保険料個人負担分の貸付金合わせまして5,883万7,000円を計上いたしました。また、諸費につきましては、市税過誤納還付金追加といたしまして2,270万円を計上いたし、その他の総務費につきましては、人件費の追加でございます。

続いて、26ページの民生費でございます。1億4,420万5,000円の追加計上は、人件費のほか老人福祉費では、短期入所等の事業費の追加2,398万5,000円。共同浴場運営費といたしまして、共同浴場の整備工事費として1,089万8,000円。保育所管理費では、臨時保母等の共済費の追加1,451万6,000円並びに賃金追加6,745万円等を計上いたしました。

続いて、29ページの衛生費では、人件費の追加で419万5,000円を計上いたしました。

続いて、30ページの農林水産業費では、2,390万8,000円の追加。人件費のほか、市単独土地改良事業費の追加700万円。林業振興費として間伐促進強化対策事業費補助金追加146万円等を計上いたしましたものでございます。

次いで、31ページの商工費では、人件費1,002万5,000円を更正減いたしました。

32ページの土木費では、7億1,439万7,000円の追加計上でございます。人件費追加のほか、府道岸和田南海線の測量委託料補正1,500万円。道路維持費追加として5,000万円。交通安全施設整備事業費追加として750万円。都市計画費では、公共下水道事業特別会計繰出金1,092万4,000円。公園の宮ノ上公園整備の用地購入費等で6億97万4,000円。阪和東側2号線整備事業用地購入費として3,300万円。開発総務費では、弁護士委託料258万円等を計上いたしましたものでございます。

続きまして、36ページの消防費の3,086万8,000円は、人件費の追加並びに消防団員の退職報償金追加382万2,000円を計上いたしましたものでございます。

37ページの教育費では、4億3,553万6,000円を計上いたしました。内容につきましては、人件費のほか、38ページのいぶき野小学校増設に伴う備品購入費1,200万円。北池田中学校増設に伴う備品購入費300万円。史跡池上曽根遺跡用地購入費等で3億7,320万円を計上いたしましたものでございます。

続いて、41ページの災害復旧費でございますが、4,547万6,000円の追加計上は、農業施設では495万5,000円。林業施設では1,717万9,000円。河川災害復旧では2,334万2,000円を計上いたしましたものでございます。

以上が、歳出予算の内容でございます。

次に、これらの歳出に伴う歳入予算の内容について御説明申し上げます。20ページをお願いいたします。

まず、歳出予算に関連いたします特定財源について先に説明させていただきます。

分担金及び負担金で4億307万1,000円。国庫支出金で2億2,422万円。府支出金で4,430万7,000円。諸収入で2,426万8,000円。市債3億8,290万円をそれぞれ追加計上いたし、ほかに地方交付税で6億2,877万5,000円の追加と、ゴルフ場利用税交付金1,700万円を計上い

いたしました。
以上が、御上程いただきました議案第55号「平成7年度和泉市一般会計補正予算(第4号)」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長(若浜記久男君)「本件について質疑、御意見ありませんか。」
答(「なし」と呼ぶ者あり)
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。
答(「異議なし」と呼ぶ者あり)
御異議ないものと認めます。よって、議案第55号は、原案どおり可決されました。

○
議案第56号

平成7年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
平成7年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)
第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ362,736千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,166,231千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成7年12月20日 提出

和泉市長 稲田 順三

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 使用料及び手数料		248,986	19,812	268,798
	1. 使用料	248,806	19,812	268,618

3. 国庫支出金		733,500	150,000	883,500
	1. 国庫補助金	733,500	150,000	883,500
5. 繰入金		1,991,691	10,924	2,002,615
	1. 一般会計繰入金	1,991,691	10,924	2,002,615
7. 市債		1,730,300	182,000	1,912,300
	1. 市債	1,730,300	182,000	1,912,300
歳入合計		4,803,495	362,736	5,166,231

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業費		4,039,560	362,736	4,402,296
	1. 下水道総務費	699,807	31,005	730,812
	2. 下水道整備費	3,339,753	331,731	3,671,484
歳出合計		4,803,495	362,736	5,166,231

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債目的	補正前				補正後					
	限度額	起債方法	利率	借入先	償還方法	限度額	起債方法	利率	借入先	償還方法
公共下水道整備事業	1,730,300	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	府 政 行 銀 行 其 他	償還方法 30年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。	1,912,300	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	府 政 行 銀 行 其 他	償還方法 30年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。

○ 議長（若浜記久男君） 日程第27「平成7年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

○ 議長（若浜記久男君） 提案理由の説明を願います。

○ 水道部長（仲田博文君） ただいま御上程いただきました議案第56号「平成7年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、内容の御説明を申し上げます。

今回、御上程いただきました補正予算の内容は、給与改定等に伴います人件費の補正並びに国庫補助金の確定に伴います公共下水道事業費追加等でございます。

それでは、予算書に基づきまして、内容の御説明を申し上げます。50ページでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億6,273万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ51億6,623万1,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、地方債の限度額の補正でございまして、内容につきましては、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

続いて、事項別の内容について御説明を申し上げます。

人件費の追加並びに下水道総務費の下水道処理業務委託料等で1,989万4,000円。公共下水道整備費の工事費で3億3,200万円をそれぞれ追加計上いたしましたものでございます。

次に、これらに充当いたします歳入予算でございますが、使用料及び手数料1,981万2,000円。国庫支出金1億5,000万円。一般会計繰入金1,092万4,000円。市債1億8,200万円を追加計上いたしましたものでございます。

以上、簡単でございますが、御上程いただきました議案第56号「平成7年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（若浜記久男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第56号は、原案どおり可決されました。

議案第57号

平成7年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成7年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成7年度和泉市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1項第4号中「590,000千円」を「527,826千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 水道事業収益	3,410,548千円	31,906千円	3,442,454千円
第1項 営業収益	3,117,666千円	14,345千円	3,132,011千円
第2項 営業外収益	292,872千円	17,561千円	310,433千円
支 出			
第1款 水道事業費用	3,287,186千円	56,760千円	3,343,946千円
第1項 営業費用	2,910,982千円	62,024千円	2,973,006千円
第2項 営業外費用	374,004千円	△ 5,264千円	368,740千円

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「132,307千円」を「158,635千円」に改め、資本的収支の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	1,455,010千円	△ 189,600千円	1,265,410千円
第1項 企業債	470,000千円	△ 66,000千円	404,000千円
第2項 工事負担金	961,000千円	△ 123,600千円	837,400千円
支 出			
第1款 資本的支出	1,587,317千円	△ 163,272千円	1,424,045千円
第1項 建設改良費	1,389,308千円	△ 163,272千円	1,226,036千円

第5条 予算第5条に定めた起債の限度額、拡張事業「455,000千円」を「389,000千円」に改める。

第6条 予算第6条中原水及び浄水費「1,277,930千円」を「1,317,430千円」に支払利息及び企業債取扱諸費「342,312千円」を「336,322千円」にそれぞれ改める。

第7条 予算第7条中職員給与費「706,516千円」を「710,858千円」に改める。

第8条 予算第9条中たな卸資産の購入限度額「512,162千円」を「461,162千円」に定める。

平成7年12月20日 提出

- 議長（若浜記久男君） 日程第28「平成7年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。
- 議長（若浜記久男君） 提案理由の説明を願います。
- 水道部長（仲田博文君） お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第57号「平成7年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）」につきまして、提案の理由並びにその内容を水道部仲田より御説明を申し上げます。追加議案書62ページをお願いいたします。

今回、補正いたします主な理由でございますが、一般会計同様、先ほど、御議決賜りました職員給与条例の一部改正に伴います人件費と、決算見込み額に基づき、それぞれ所要の補正措置を行うものでございます。

まず、第2条では、業務予定量について、第1項第4号中拡張事業5億9,000万円を5億2,782万6,000円に減額するものであります。

次に、第3条の収益的収入及び支出では、第1款 水道事業収益既決予定額に3,190万6,000円を増額、合計34億4,245万4,000円といたすものであります。

その内訳といたしまして、第1項 営業収益では、手数料と材料売却収益で1,434万5,000円を増額。第2項 営業外収益では、加入金等の増加と受取利息及び配当金の減少を差し引きいたしまして、1,756万1,000円の追加計上をいたすものであります。

一方、支出では、第1款 水道事業費用既決予定額に5,676万円を増額、合計33億4,394万6,000円といたすものであります。

その内訳といたしまして、第1項 営業費用において、少雨による光明池自己水の減少に伴い、その分を府営水道に依存したため受水費が大幅に増加したものと、半面、それに伴う動力費、薬品費等の減少等を差し引きいたしまして6,202万4,000円を増額。第2項 営業外費用では、支払利息及び企業債取扱諸費等で5,26万4,000円を減額するものであります。

次に、第4条の資本的収入及び支出でございますが、第1款 資本的収入既決予定額から1億8,960万円を減額、合計12億6,541万円といたすものでございます。

その内訳といたしまして、第1項 企業債では、拡張事業の繰り延べ措置により6,600万円を。第2項 工事負担金においても、中央丘陵地区の道路整備のおくれにより、1億2,360万円をそれぞれ減額補正するものであります。

一方、支出でございます。第1款 資本的支出既決予定額から1億6,327万2,000円を減額、

合計14億2,404万5,000円といたすものでございます。

その主な内容は、第1項 建設改良費で各事業の工事繰り延べ措置によるものであります。

第5条以下は、補正に伴う所要の関連事項及びたな卸資産購入限度額の変更でございます。

以上が、今回、上程させていただきました水道事業会計補正予算の概要でございます。これらの詳細につきましては、64ページ以下に記載してございますので御参照を賜り、原案どおり可決、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（若浜記久男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第57号は、原案どおり可決されました。

議案第58号

平成7年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成7年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成7年度和泉市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条中、施設整備費「50,000千円」を「30,138千円」に改める。

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）（既決予定額）（補正予定額）（計）

【支 出】

第1款 病院事業費用 6,244,298千円 26,127千円 6,270,425千円

第1項 医 業 費 用 6,084,232千円 26,127千円 6,110,359千円

第4条 予算第4条中「87,317千円」を「87,455千円」に、「87,210千円」を「87,367千円」に、「107千円」を「88千円」に改め、同条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）（既決予定額）（補正予定額）（計）

【収 入】

第1款 資本的収入 1,282,135千円 △ 20,000千円 1,262,135千円

第1項 企 業 債 110,000千円 △ 25,000千円 85,000千円

第4項 国庫補助金 0千円 5,000千円 5,000千円

【支出】

第1款 資本的支出 1,369,452千円 △ 19,862千円 1,349,590千円

第1項 建設改良費 115,000千円 △ 19,862千円 95,138千円

第5条 予算第5条中、本館スプリンクラー施設整備事業の起債の限度額「50,000千円」を「25,000千円」に改める。

第6条 予算第8条中、職員給与費「3,321,273千円」を「3,347,400千円」に改める。

平成7年12月20日 提出

和泉市長 稲田 順三

○ 議長（若浜記久男君） 日程第29「平成7年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

○ 議長（若浜記久男君） 提案理由の説明を願います。

○ 病院事務局長（谷上 徹君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第58号「平成7年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）」につきまして、市立病院事務局谷上より提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。追加議案書80ページでございます。

今回の補正は、先ほど、御議決いただきました和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定によります給与費の補正及び本館のスプリンクラー整備事業の事業費の確定によります補正並びに本事業に対しまして国庫補助金の交付の決定を受けましたので、これに係る所要の補正をお願いをいたすものでございます。

それでは、補正予算の内容を御説明申し上げます。

第2条は、予算第2条で定めている業務の予定量の変更を行うものでございまして、主要な建設事業の施設整備費の額を5,000万円から3,013万8,000円に改めるものでございます。

第3条は、予算第3条に定めた収益支出の予定額を補正いたすものでございまして、第1款病院事業費用62億4,429万8,000円に2,612万7,000円を追加し62億7,042万5,000円に。

第1項の医業費用60億8,423万2,000円に2,612万7,000円を追加し、61億1,035万9,000円といたすものでございます。

第4条は、予算第4条で定めている資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,731万7,000円を8,745万5,000円に。過年度分損益勘定留保資金8,721万円を8,736万7,000円に。当年度分消費税資本的収支調整額10万7,000円を8万8,000円にそれぞれ改め、また、同条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたすものでございます。

まず、収入でございます。第1款の資本的収入は、12億8,213万5,000円から2,000万円を減額し12億6,213万5,000円に。

第1項の企業債を1億1,000万円から2,500万円減額して8,500万円にそれぞれ補正をいたし、第4項といたしまして、国庫補助金500万円を追加いたすものでございます。

次に、支出でございます。第1款の資本的支出は、13億6,945万2,000円から1,986万2,000円を減額し13億4,959万円に。

第1項の建設改良費は、1億1,500万円から1,986万2,000円を減額し9,513万8,000円にそれぞれ補正をいたすものでございます。

次に、第5条でございます。第5条は、予算第5条で定めている本館スプリンクラー施設整備事業の起債の限度額を5,000万円から2,500万円に改めるものでございます。

次に、第6条でございます。第6条は、予算第8条で定めた議会の議決を経なければ流用することができない職員給与費の額を、33億2,127万3,000円から33億4,740万円に改めるものでございます。

なお、これらの説明資料を次ページ以下に添付してございますので、よろしく御参照賜りたくお願いを申し上げます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第58号の提案理由並びに内容でございます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（若浜記久男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第58号は、原案どおり可決されました。

平成7年12月21日

和泉市議会議長

若 浜 記 久 男 殿

提 出 者

和泉市議会議員

天 堀 博

友 田 博 文

上田育子
松尾孝明
讃岐一太郎
柏 富久蔵
竹下義章
穴瀬克己
西口秀光

国民の願いに応える公的介護保障制度の確立を求める意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第18号

国民の願いに応える公的介護保障制度の確立を求める意見書

「21世紀福祉ビジョン」が指摘しているように、核家族世帯や一人暮らし・夫婦のみの高齢者世帯が増加する一方、3世代世帯は減少するなど家族の多様化、小規模化が進行しつつあり、こうした状況のなかで、これまで、家庭のなかで担われてきた介護・育児機能が低下し、社会保障需要として今後ますます顕在化してくる事が予想される。憲法の理念に基づいた社会保障・社会福祉制度の拡充が求められている今、厚生省をはじめとする政府各機関・審議会の打ち出している社会保険を柱とした「公的介護保険構想」は、公的介護保障の対象を65才以上の高齢者の介護問題に限定し、しかも、「措置制度」が縮小・解体され、地方自治体と国民に新たな負担と責任を押し付けるものとなっている。

「措置制度」の特徴は、①国と地方自治体の行政責任が明確であること。②施設の運営が安定していること。③職員配置基準や設置基準によって職員の数や身分・設備が制度によって一定の水準に保たれていることが挙げられる。

「措置制度」の縮小・解体は憲法で明記されている社会保障・社会福祉における国の責任を曖昧なものにし、「社会保障としての介護保障制度」が大きく後退することにつながる事は明らかである。これまで老人福祉において「措置制度」が果たしてきた役割を十分考慮に入れつつ、検討することが必要と考えるものである。

よって、政府におかれては、社会福祉における国の責任の上にとあって、誰もが介護の不安から解消され、健康で文化的な最低限の生活を実現する権利を保障する立場から、増大する介護問題の今日的な要請に鑑み、現行「措置制度」を堅持し、充実されるよう要請するものである。

あわせて、「いつでも、どこでも、だれでも必要な介護が受けられる体制」を確立するために

は、当面「老人保健福祉計画」を確実に達成するため、「老人保健福祉計画」の内容を充実させ、確実に達成されるよう必要な財源措置を講じること。そのために新たな国民負担を求めないことを要請する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成7年12月21日

大阪府和泉市議会

内閣総理大臣
厚生大臣
自治大臣
大蔵大臣

宛

○ 議長（若浜記久男君） 日程第30「国民の願いに応える公的介護保障制度の確立を求める意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（市議会事務局職員朗読）

○ 議長（若浜記久男君） 提案の趣旨説明を願います。

○ 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。提出者を代表いたしまして、皆様方をお願いをいたします。

ただいま事務局の朗読のとおりでありますので、議員皆様方のよろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○ 議長（若浜記久男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第18号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

平成7年12月21日

和泉市議会議長

若 浜 記 久 男 殿

提出者

和泉市議会議員

天堀 博

友田 博文

上田 育子

松尾 孝明

讃岐 一太郎

柏 富久蔵

竹下 義章

穴瀬 克己

西口 秀光

食生活の安全と国民の健康を守り、食品衛生行政の充実を求める意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第19号

食生活の安全と国民の健康を守り、食品衛生行政の充実を求める意見書

近年輸入される食品及び農産物の増大に伴い、国民の中で食生活の安全と健康に不安を抱えていることが、多くの調査で明らかにされている。

第131国会でWTO協定が可決成立し、1995年5月に食品衛生法の改正が行われ、「国際基準への整合化」のための具体的施策がすすめられている。輸入食品の急増のもとでわが国の食品安全行政は従来にまして、重大な責務を負っている。

よって、1972年国会決議「食品添加物の使用は極力これを制限する」の立場から、下記の食品安全行政の充実強化に努めるよう要望する。

記

1. 食品添加物、残留農薬基準、動物用医薬品（抗生物質やホルモン剤など）の新たな指定や残留基準については、摂取総量を規制する立場から極力制限すること。
2. 基準の緩和・変更の場合は、必ず安全性に関する科学的検証を行うこと。
また、既に、指定・承認されている添加物や残留農薬基準についての科学的根拠や実際の使用状況を客観的に評価し、取消も含めた再評価を行うこと。
3. 輸入食品・農産物の検査体制、監視体制の強化充実を図ること。
4. 食品添加物・農薬などの安全性にかかわる情報の公開を積極的に行うこと。

5. 食品衛生調査会への諮問にあたっては、事前に内容を公表し、公聴会の開催など広く消費者・専門家の意見を聴取する措置をとること。
6. 食品衛生調査会の消費者代表の増員など、消費者の意見反映の機会を拡充すること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成7年12月21日

大阪府和泉市議会

内閣総理大臣	}	宛
自治大臣		
厚生大臣		
農林水産大臣		

- 議長（若浜記久男君） 日程第31「食生活の安全と国民の健康を守り、食品衛生行政の充実を求める意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（市議会事務局職員朗読）

- 議長（若浜記久男君） 提案の趣旨説明を願います。
- 25番（天堀 博君） 25番・天堀です。提出者を代表いたしまして、趣旨説明を行います。国民の健康を守り、食品衛生行政の充実ということは大切な問題であります。ただいま事務局の朗読のとおりでありますので、議員皆様方の御賛同をよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（若浜記久男君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（若浜記久男君） 別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（若浜記久男君） 御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第19号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

○

- 議長（若浜記久男君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました諸議案はすべて議了いたしました。

それでは、閉会に当たり市長のごあいさつを願います。

（市長登壇、閉会あいさつ）

- 市長（稲田順三君） 閉会に当たりまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

去る20日にお願いを申上げました第4回定例会も、議員皆様方には、年末何かとお忙しい中にもかかわらず連日にわたり慎重審議を賜り、御提案申上げました議案につきまして御可決、御承認をいただきましたことにつきまして、衷心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

なお、平成6年度一般、特別、企業会計決算も御認定をいただき、まことにありがとうございました。また、助役を初めとする人事案件におきましても選任同意を賜り、本市執行体制を確立させていただきました。今後、議員皆様方の御期待におこたえすべく、渾身の努力を傾注してまいる所存でございます。何とぞよろしく御支援、御協力を相賜りますようお願いを申し上げます。

本定例会を通じまして、議員皆様方より御指摘をいただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては十分これを尊重させていただき、職員と一致協力のもと、今後の市政運営に遺憾なきを期してまいる所存でございます。議員皆様方の御指導、御鞭撻も合わせてよろしくお願いを申し上げます。

いよいよ本年も残り少なくなってまいりました。寒さも一段と厳しさを増してまいることだと存じます。議員皆様方にはくれぐれも御自愛をいただきまして、平成8年の良いお年をお迎etakださいますようお祈り申し上げまして、閉会に当たりましての御礼のごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

（議長登壇、閉会あいさつ）

- 議長（若浜記久男君） 閉会に当たりまして、一言、御礼申し上げます。 本年最後の定例会も、本日をもって閉会の運びとなりましたことに対し厚く御礼を申し上げます。

本定例会を通じ議事運営に格別の御協力をいただき、終始円満に終了でき得ましたことは、改めて議員各位の御支援のたまものと衷心より重ねて厚く御礼を申し上げます。

最後に、本年もあとわずかになりました。寒さも一段と厳しくなる折から健康に御留意せられ、良いお年をお迎etakださるようお祈り申し上げます。

これをもって、平成7年第4回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

（午後1時42分閉会）

○

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長

若 浜 記久男

同 署名議員 大谷 昌幸

（以下は、この署名議員の発言の要旨を記述する）

同 署名議員 勝部 津喜枝

（以下は、この署名議員の発言の要旨を記述する）

（以下は、この署名議員の発言の要旨を記述する）

（以下は、この署名議員の発言の要旨を記述する）

（以下は、この署名議員の発言の要旨を記述する）

（以下は、この署名議員の発言の要旨を記述する）

（以下は、この署名議員の発言の要旨を記述する）

（以下は、この署名議員の発言の要旨を記述する）